

第 3 部 調査結果【施設調査】

1 「受動喫煙」に対する考え

(1) 「受動喫煙」という言葉の認知度

問1 「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)

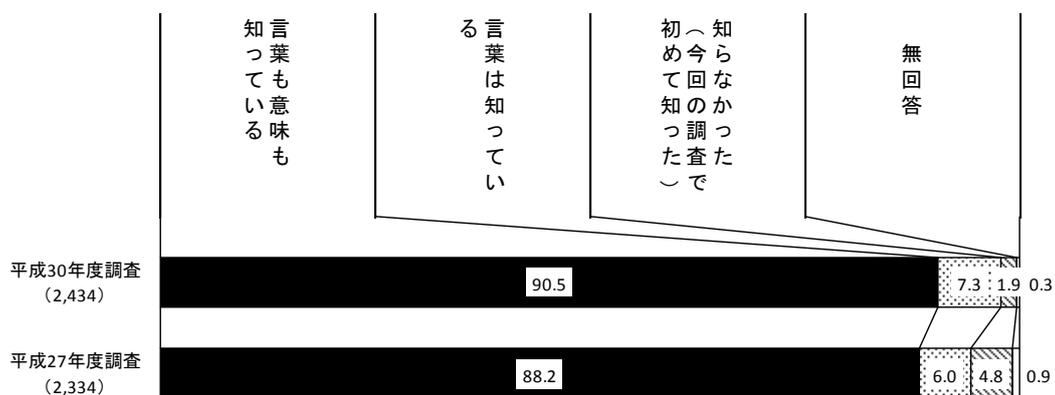
受動喫煙という言葉の認知度について尋ねたところ、「言葉も意味も知っている」(90.5%)と「言葉は知っている」(7.3%)を合わせた『知っている』が97.8%となっている。

前回調査と比較すると、『知っている』は3.6ポイント増加しており、「知らなかった(今回の調査で初めて知った)」は2.9ポイント減少している。(図表3-1-1)

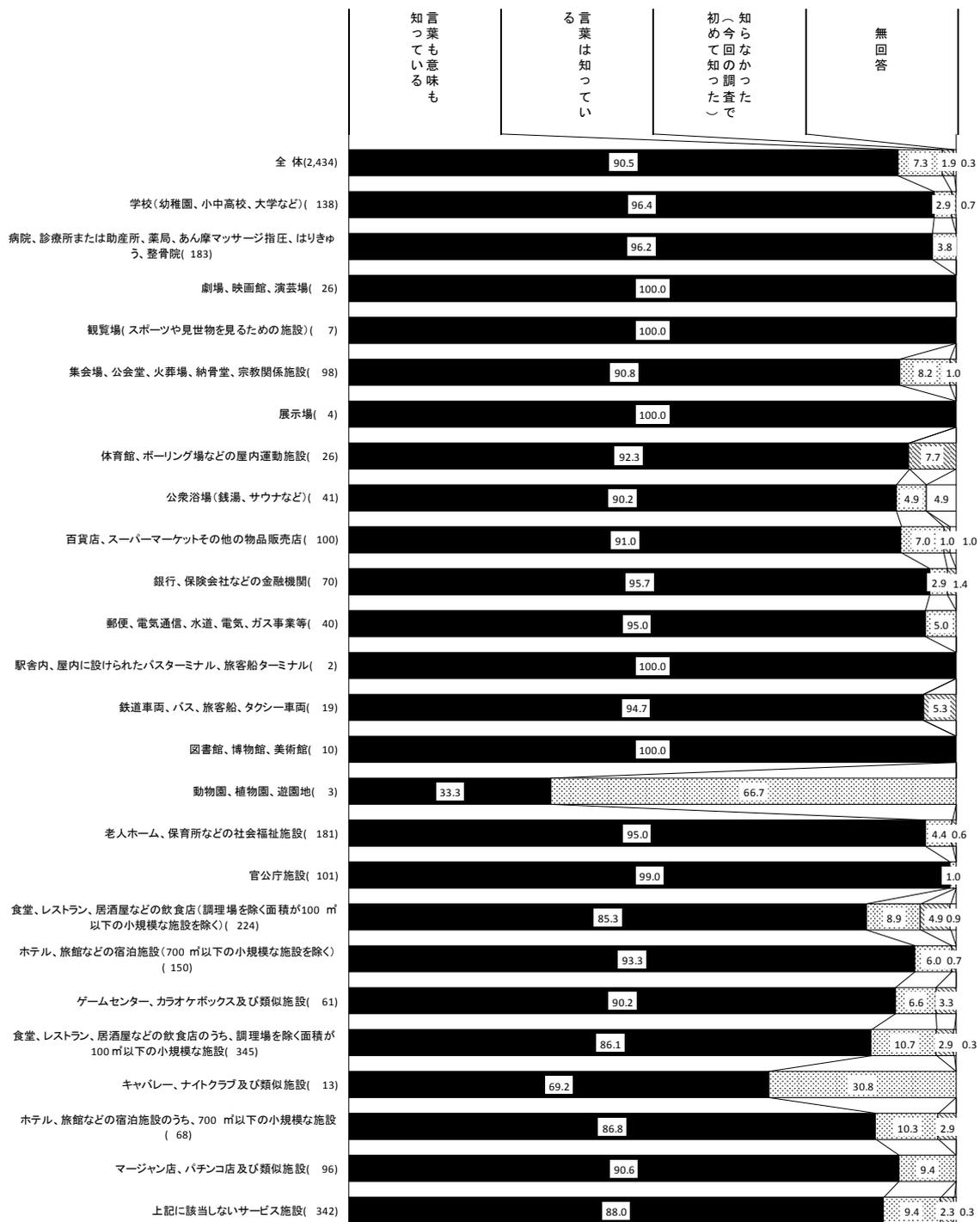
業種別にみると、「言葉も意味も知っている」は“官公庁施設”で99.0%と最も高く、次いで“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”が96.4%、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が96.2%となっている。(図表3-1-2)

表よりカイ2乗検定すると、「受動喫煙」という言葉の認知度と業種区分には独立の可能性(確率)はゼロという結果を得る。それより第1種、特例第2種は「受動喫煙」という言葉を知っている割合が高く、第2種はそれが低いことが読み取れる。(図表3-1-3)

図表3-1-1 「受動喫煙」という言葉の認知度



図表3-1-2 「受動喫煙」という言葉の認知度—業種別



図表 3-1-3 「受動喫煙」という言葉の認知度—クロス分析用

(B) 「受動喫煙」という言葉の認知

(A)		言葉も意味も知っている	言葉は知っている	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	計
業種	第1種	0.43	0.02	0.00	0.45
	第2種	0.29	0.03	0.01	0.33
	特例第2種	0.19	0.02	0.01	0.22
	計	0.91	0.07	0.02	1.00

(2) 受動喫煙の健康への影響について

問2 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

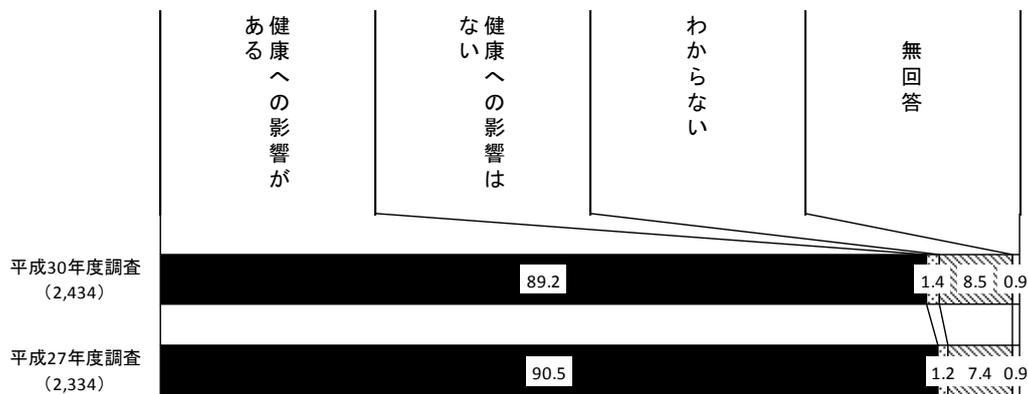
受動喫煙の健康への影響について尋ねたところ、「健康への影響があると思う」が89.2%で最も高く、次いで「わからない」が8.5%、「健康への影響があると思わない」が1.4%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-2-1)

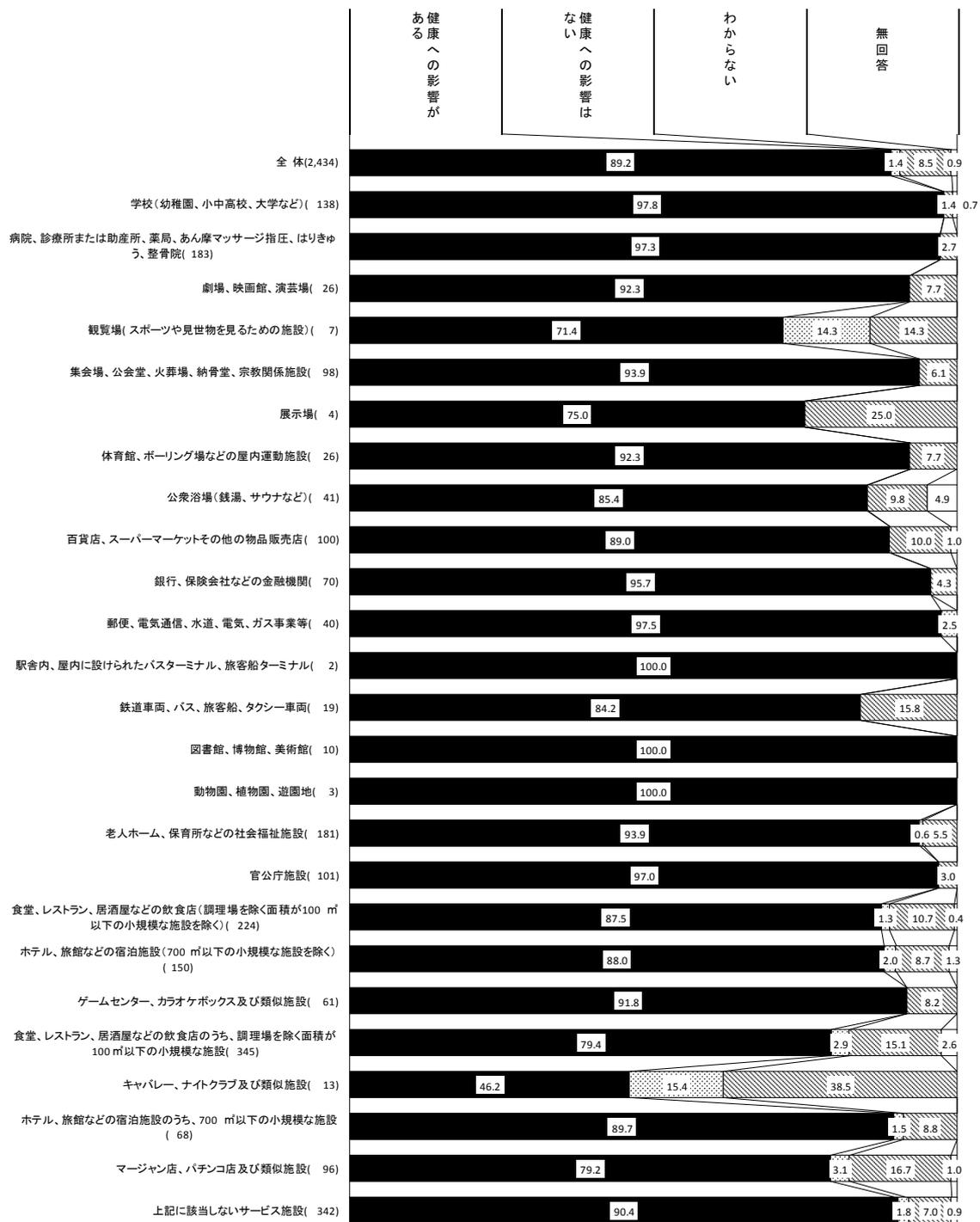
業種別にみると、「わからない」は“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で16.7%と最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”が15.1%と高くなっている。これは問7の受動喫煙防止対策の実施有無で「取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」回答が高かった施設となり、禁煙・分煙未実施との因果関係が推察される。(図表3-2-2)

表よりカイ2乗検定すると、受動喫煙の健康への影響についてと業種区分には独立の可能性(確率)はゼロという結果を得る。それより第1種、特例第2種は受動喫煙が健康への影響があると思わない割合が高く、第2種はそれが低いことが読み取れる。(図表3-2-3)

図表3-2-1 受動喫煙の健康への影響について



図表 3-2-2 受動喫煙の健康への影響について—業種別



図表 3-2-3 受動喫煙の健康への影響について—クロス分析用

(B) 受動喫煙の健康への影響

(A)		健康への影 響がある	健康への影 響はない	わからない	計
業	第1種	0.43	0.00	0.02	0.45
	第2種	0.30	0.01	0.03	0.33
種	特例第2種	0.18	0.01	0.03	0.22
	計	0.90	0.01	0.08	1.00

(3) 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか

問2で「1 健康への影響がある」を選んだ施設管理者のみお答えください。

問3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。

受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか尋ねたところ、「そう思う」の割合が高いのは“肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める”が93.3%、“子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める”が85.5%、“妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める”が77.7%となっている。(図表3-3-1)

受動喫煙により“肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」はほぼ全ての施設で9割を超えている。一方、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”では86.1%と低くなっている。(図表3-3-2)

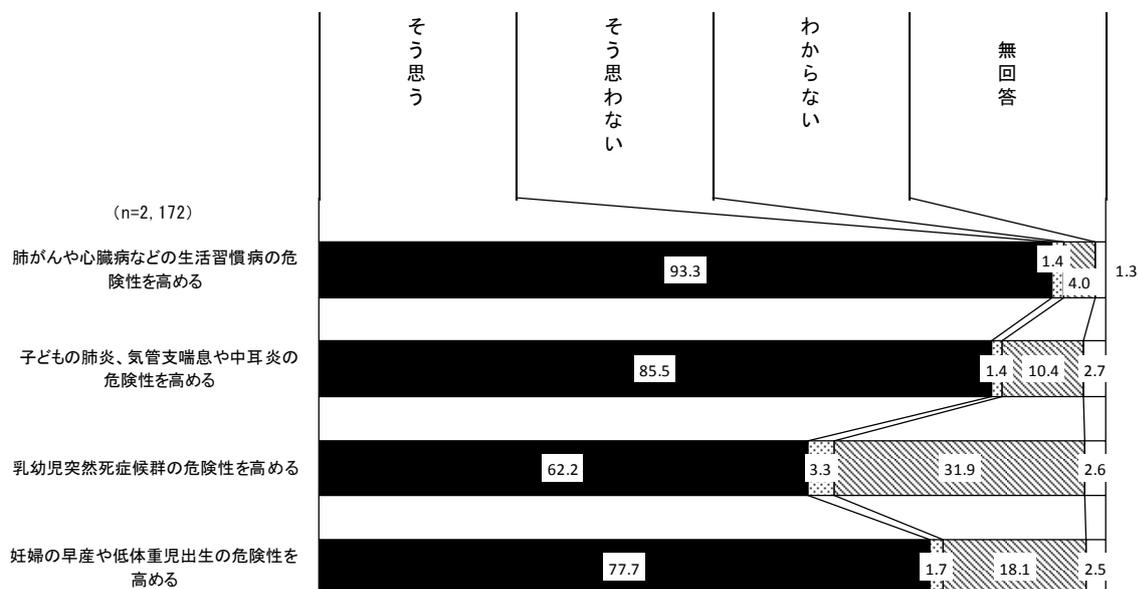
受動喫煙により“子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”で93.8%と高くなっている。一方、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”では73.4%と低くなっている。飲食店(小規模を除く)も81.6%となり、外食産業でやや低い傾向がある。(図表3-3-3)

受動喫煙により“乳幼児突然死症候群の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」は“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”で76.3%と高くなっている。一方、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”では43.1%と5割を下回っている。(図表3-3-4)

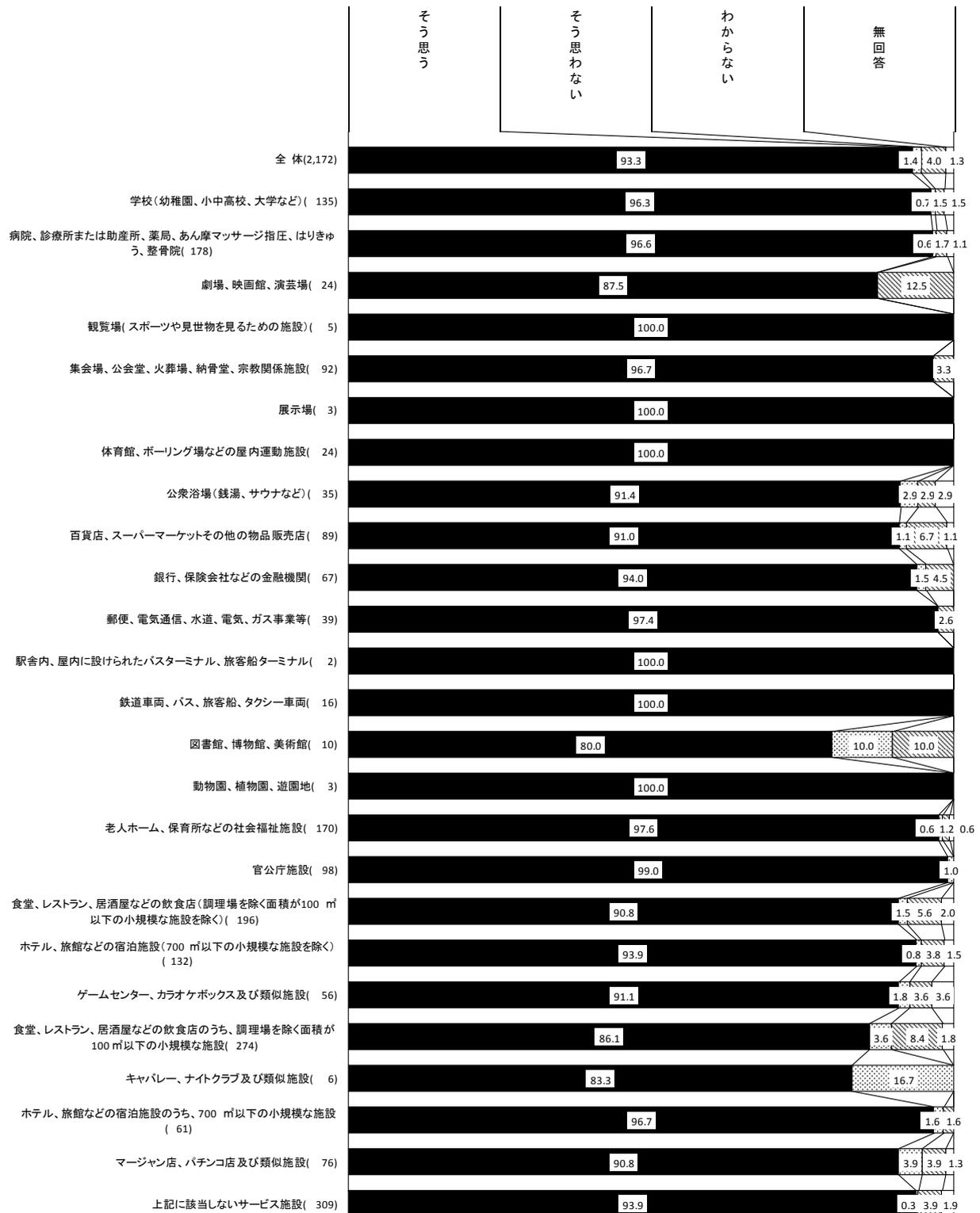
受動喫煙により“妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める”は、業種別にみると、「そう思う」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”で90.6%と高くなっている。(図表3-3-5)

総じて、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”は4項目すべてで全体よりも「そう思う」で上回り、孫世代を心配している心情が推察される。

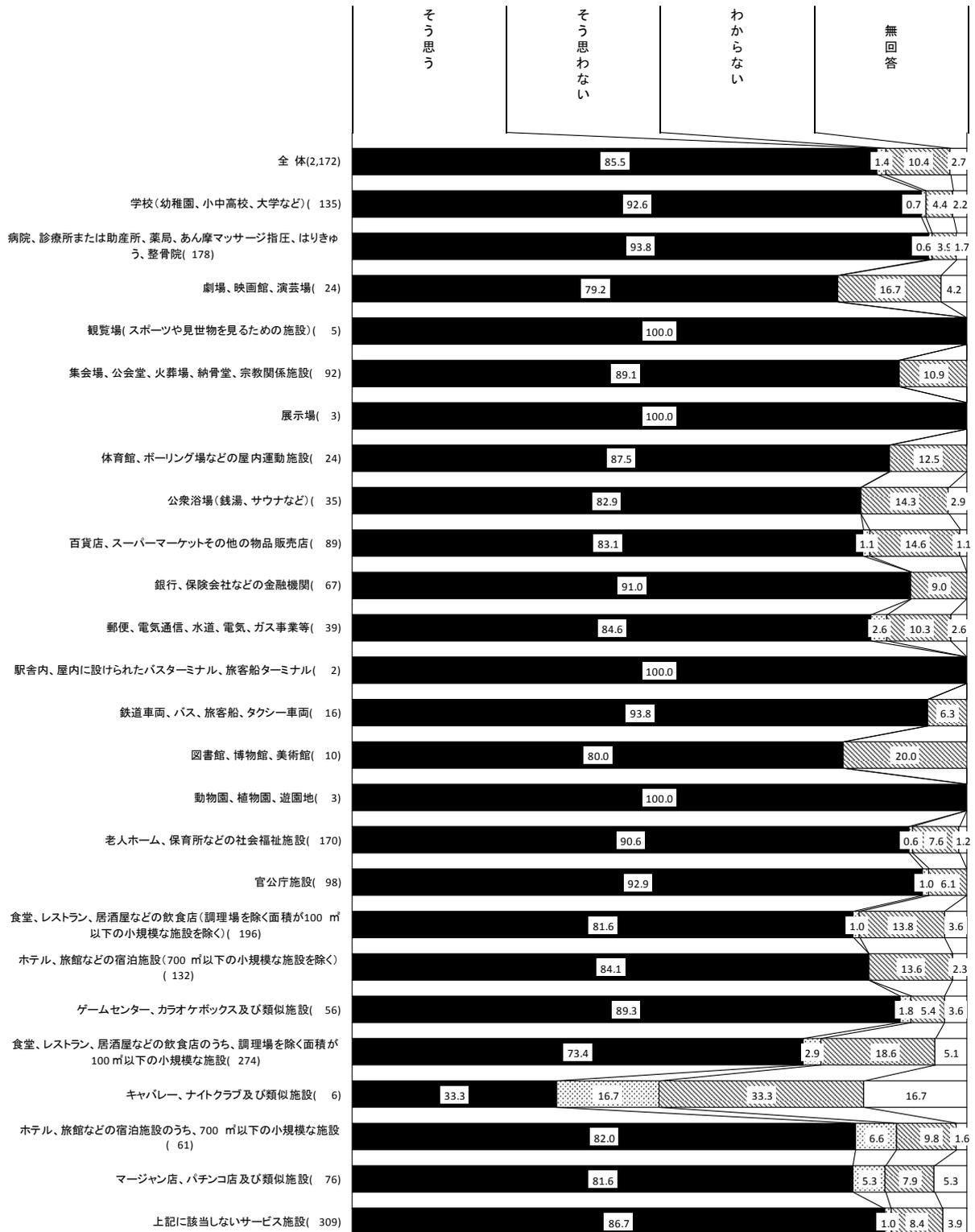
図表3-3-1 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか



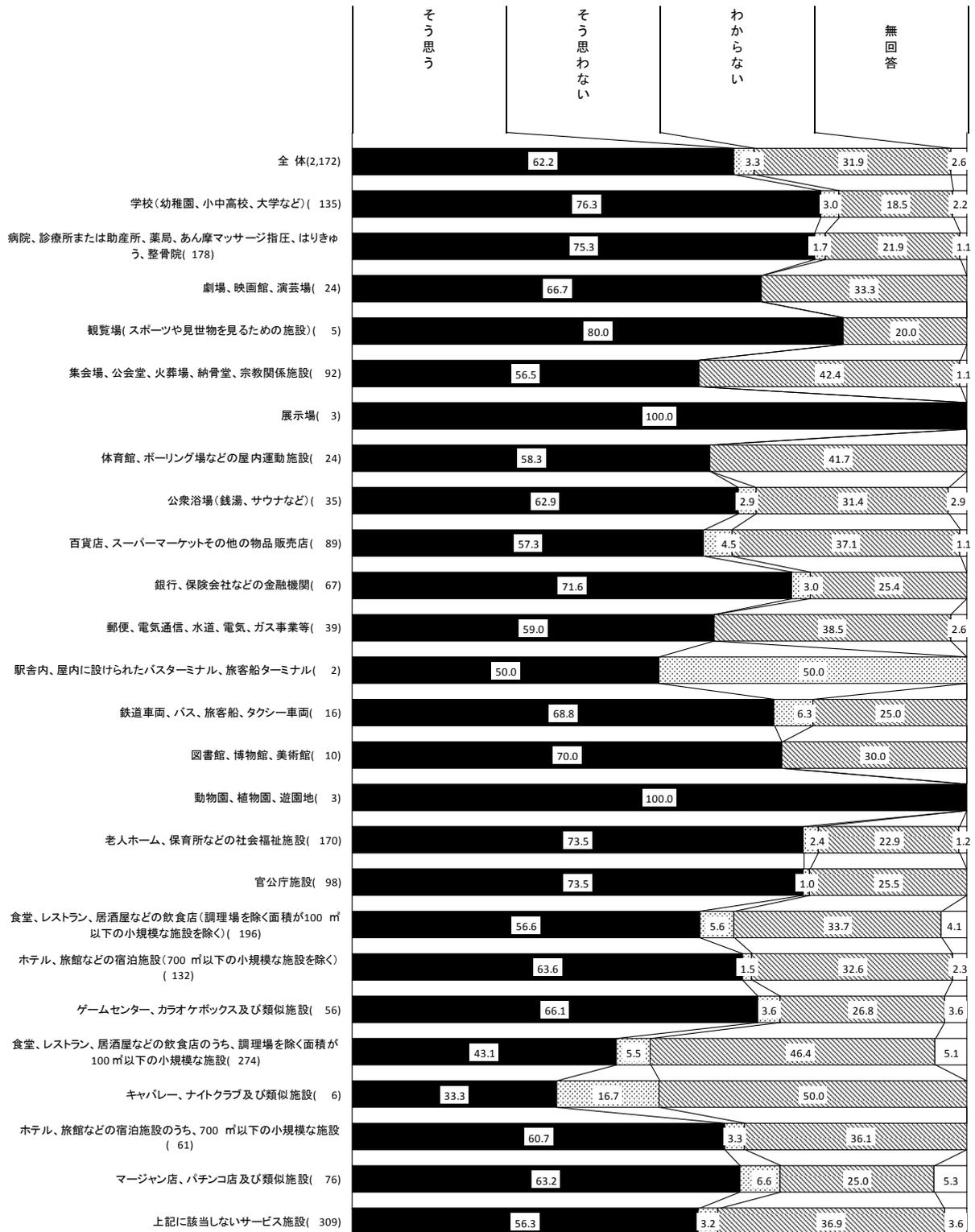
図表 3-3-2 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める—業種別



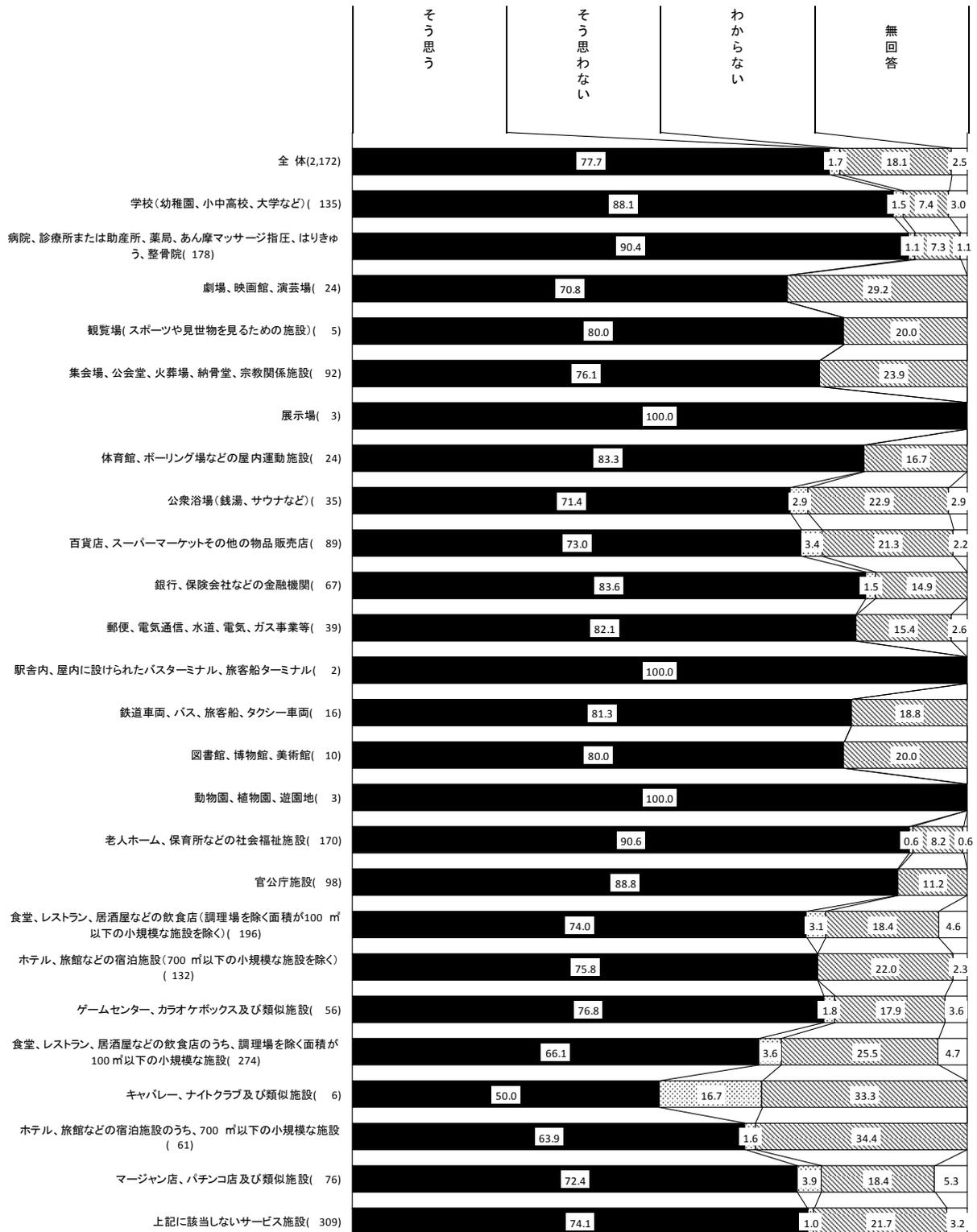
図表3-3-3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める-業種別



図表 3-3-4 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める-業種別



図表 3-3-5 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思うか
 -エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める-業種別



(4) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度

問4 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

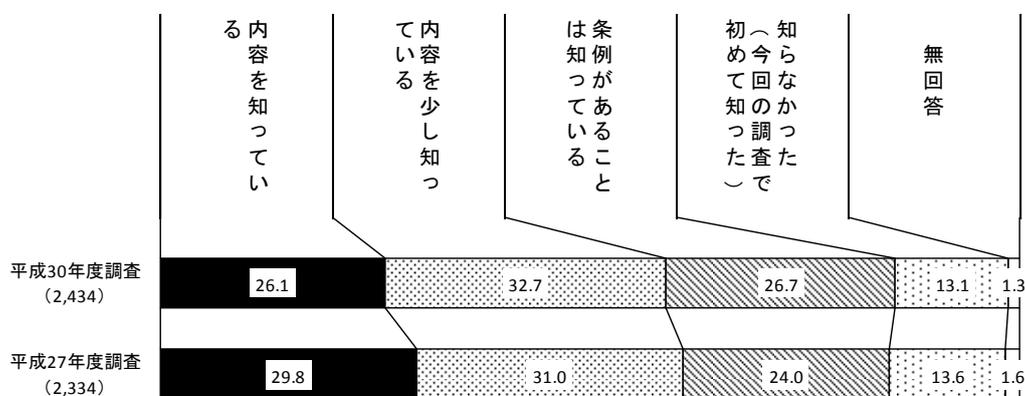
「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度について尋ねたところ、「内容を知っている」(26.1%)、「内容を少し知っている」(32.7%)、「条例があることは知っている」(26.7%)を合わせた『知っている』が85.5%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差は見られない。(図表3-4-1)

業種別にみると、「内容を知っている」は“公衆浴場(銭湯、サウナなど)”で43.9%と最も高くなっている。一方、“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”、“郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等”では15.0%と低くなっている。「知らなかった(今回の調査で初めて知った)」は“公衆浴場(銭湯、サウナなど)”(2.4%)や“宿泊施設(小規模を除く)”(6.7%)や“飲食店(小規模を除く)”(9.8%)で10%未満となり、不定期不特定多数を顧客対象としている業種で条例に対する意識の高さがうかがえる施設がある。(図表3-4-2)

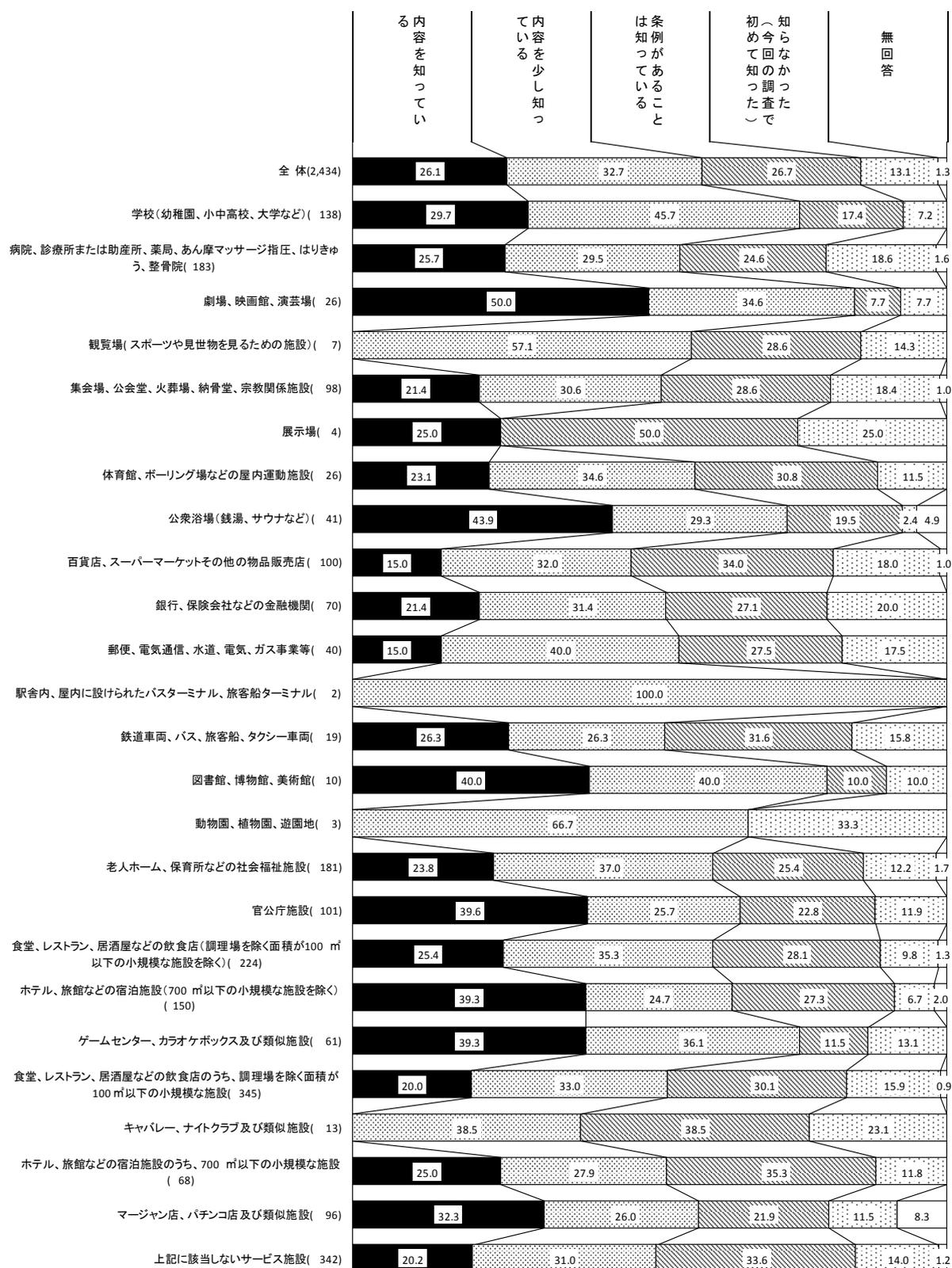
表よりカイ2乗検定すると、条例の認知と業種区分には独立の可能性(確率)は0.238%という結果を得る。それより特例第2種は条例内容を知っている割合が高く、第1種、第2種はそれが低いことが読み取れる。(図表3-4-3)

図表3-4-1 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度



図表 3-4-2

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度—業種別



図表 3-4-2

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度－クロス分析用

(B) 条例の認知

(A)		内容を知っている	内容を少し知っている	条例があることは知っている	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	計
業種	第1種	0.12	0.15	0.11	0.06	0.45
	第2種	0.09	0.11	0.10	0.04	0.33
	特例第2種	0.05	0.07	0.07	0.03	0.22
	計	0.26	0.33	0.28	0.14	1.00

(5) 受動喫煙防止条例の内容の認知度

問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。

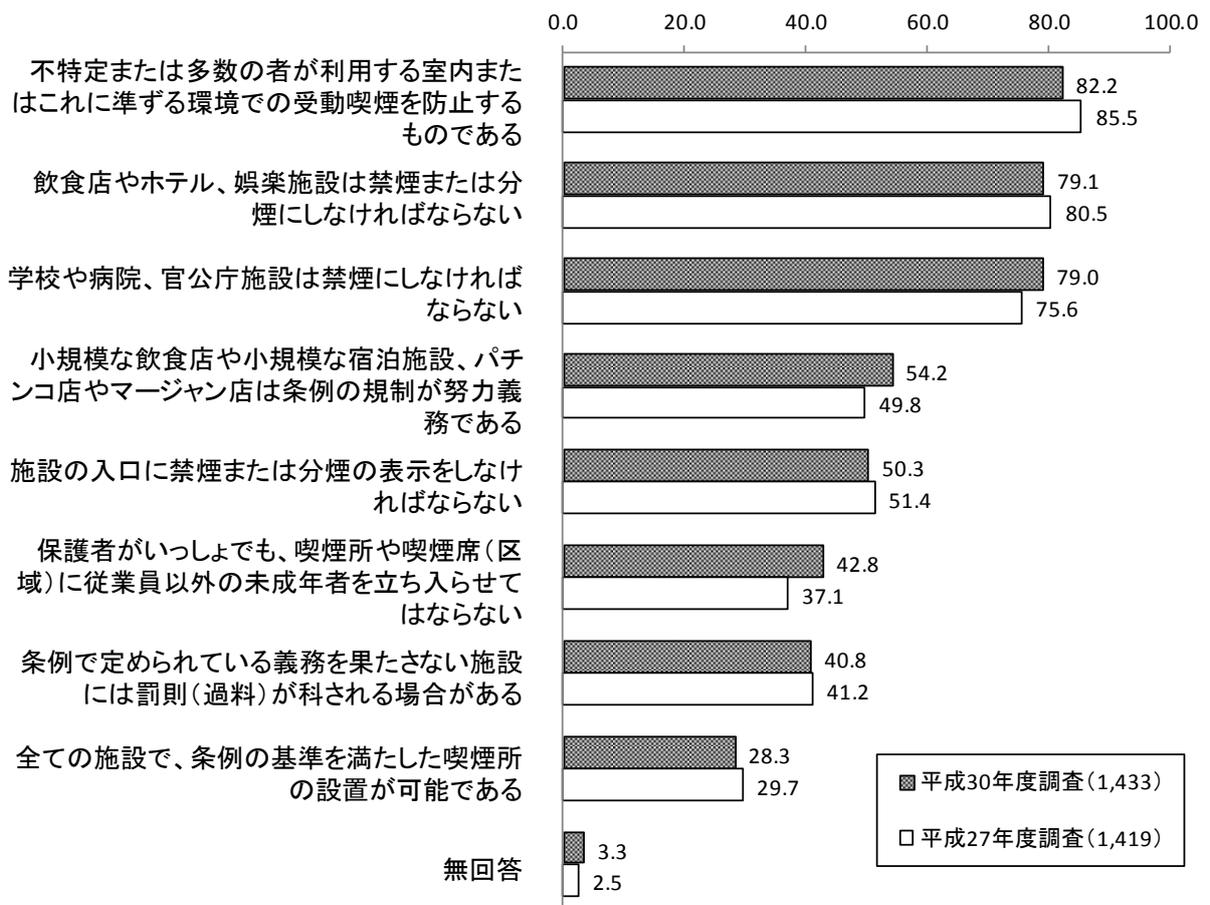
問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

受動喫煙防止条例の内容の認知度について尋ねたところ「不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである」が 82.2%、次いで「飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない」が 79.1%、「学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない」が 79.0%、「小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である」が 54.2%となっている。

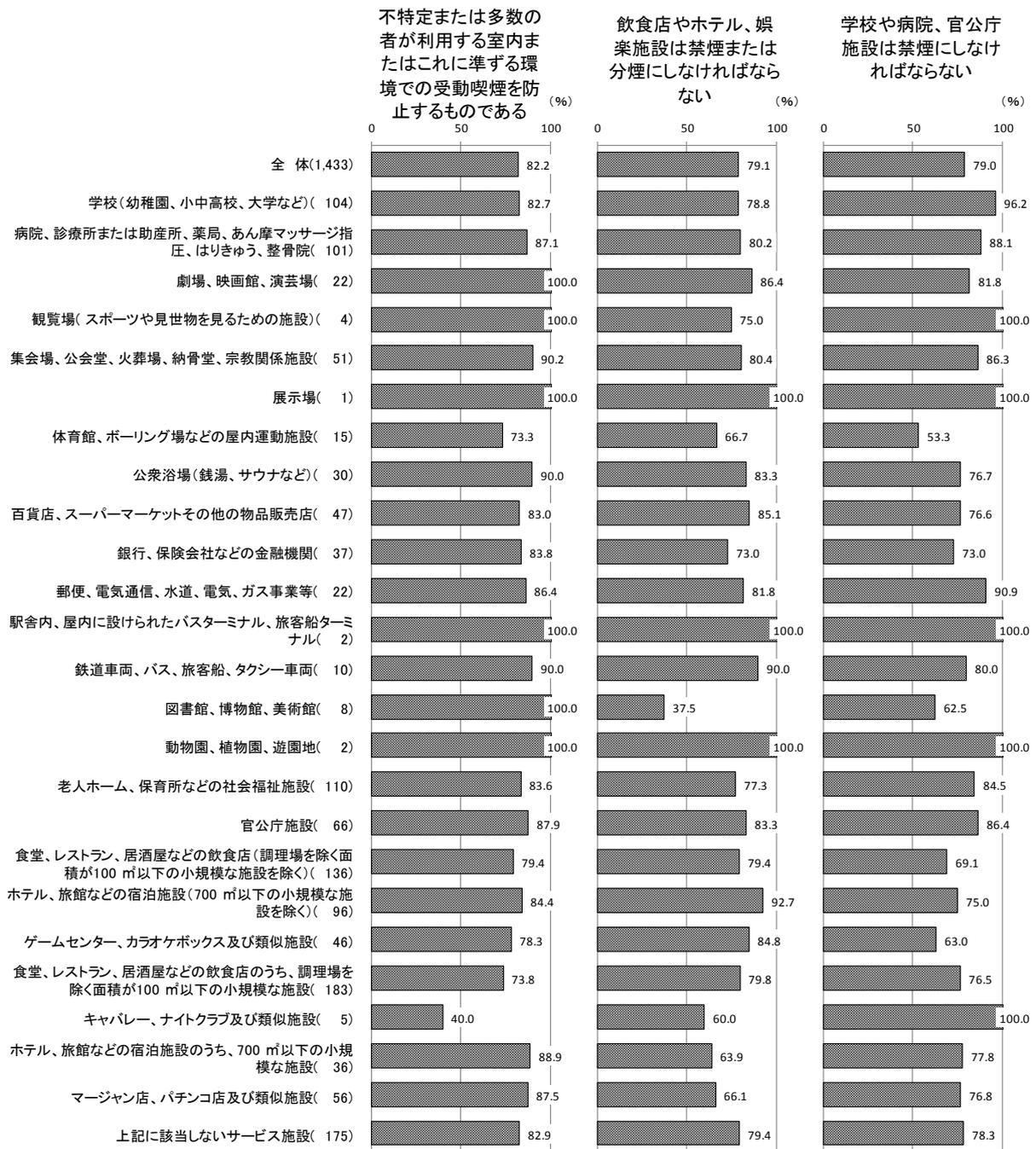
前回調査と比較すると、「保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席（区域）に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない」が 5.7 ポイント、「小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である」が 4.4 ポイントそれぞれ増加している。(図表 3-5-1)

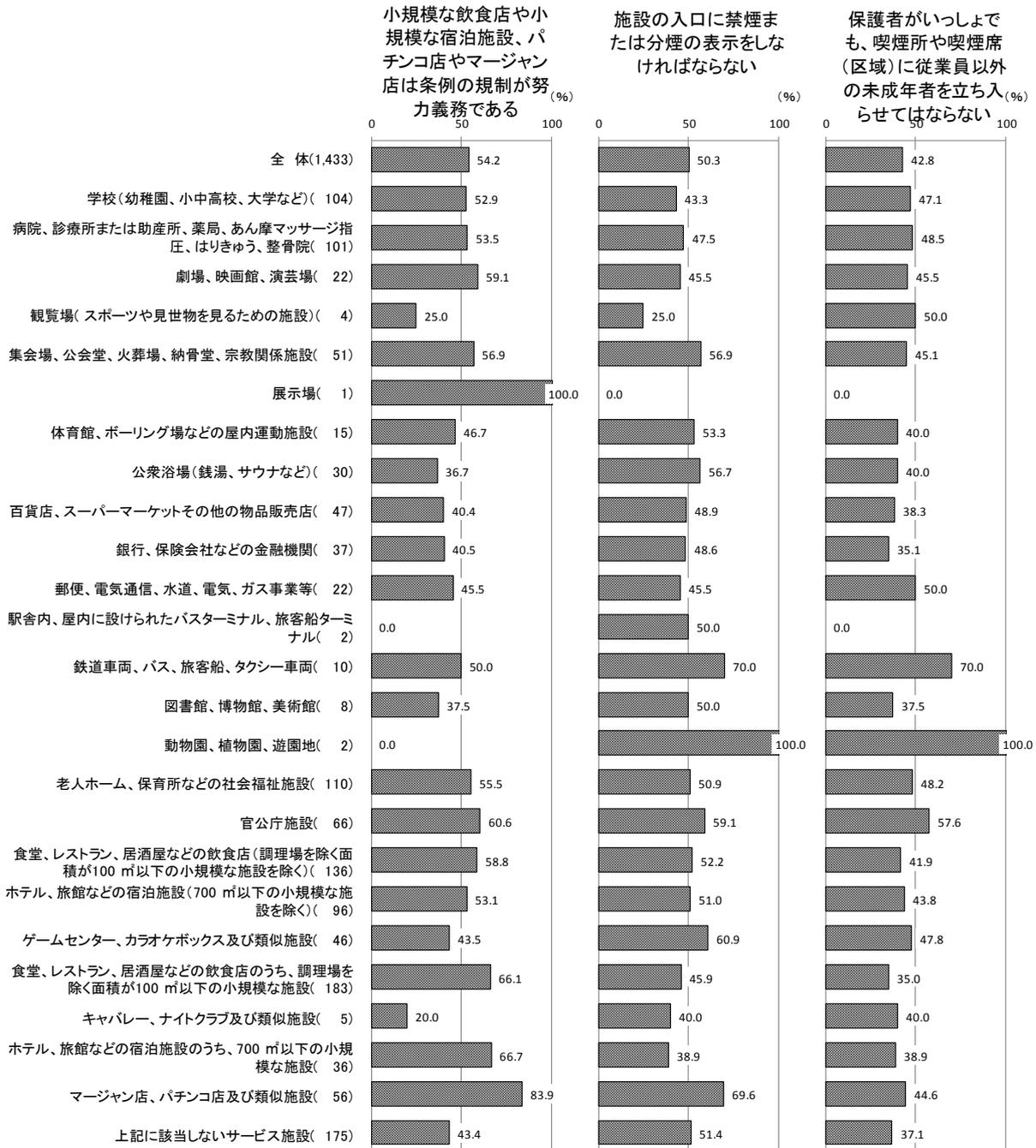
業種別では、「不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである」の認知度は、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で 90.2%、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700 m²以下の小規模な施設”で 88.9%と高く、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が 100 m²以下の小規模な施設を除く）”では 73.8%と比較的低い。「学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない」の認知度は、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”で 96.2%と高くなっており、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”で 63.0%と低くなっている。「飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない」の認知度は、“ホテル、旅館などの宿泊施設（700 m²以下の小規模な施設を除く）”で 92.7%と高く、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700 m²以下の小規模な施設”で 63.9%と比較的低い。「小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である」の認知度は、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で 83.9%と比較的高い。「全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である」の認知度は、“官公庁施設”で 57.6%と比較的高い。「施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない」の認知度は、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で 69.6%、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”で 60.9%と、比較的娯楽施設で高い。「保護者がいっしょでも、喫煙所、喫煙席（区域）に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない」の認知度は“官公庁施設”で 57.6%、「条例で定められている義務を果たさない施設には罰則（過料）が科される場合がある」の認知度は“官公庁施設”で 68.2%となり、比較的高い。総じて、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”と“官公庁施設”は 8 項目すべてで全体よりも高く、条例の内容認知度が高いと思われる。(図表 3-5-2)

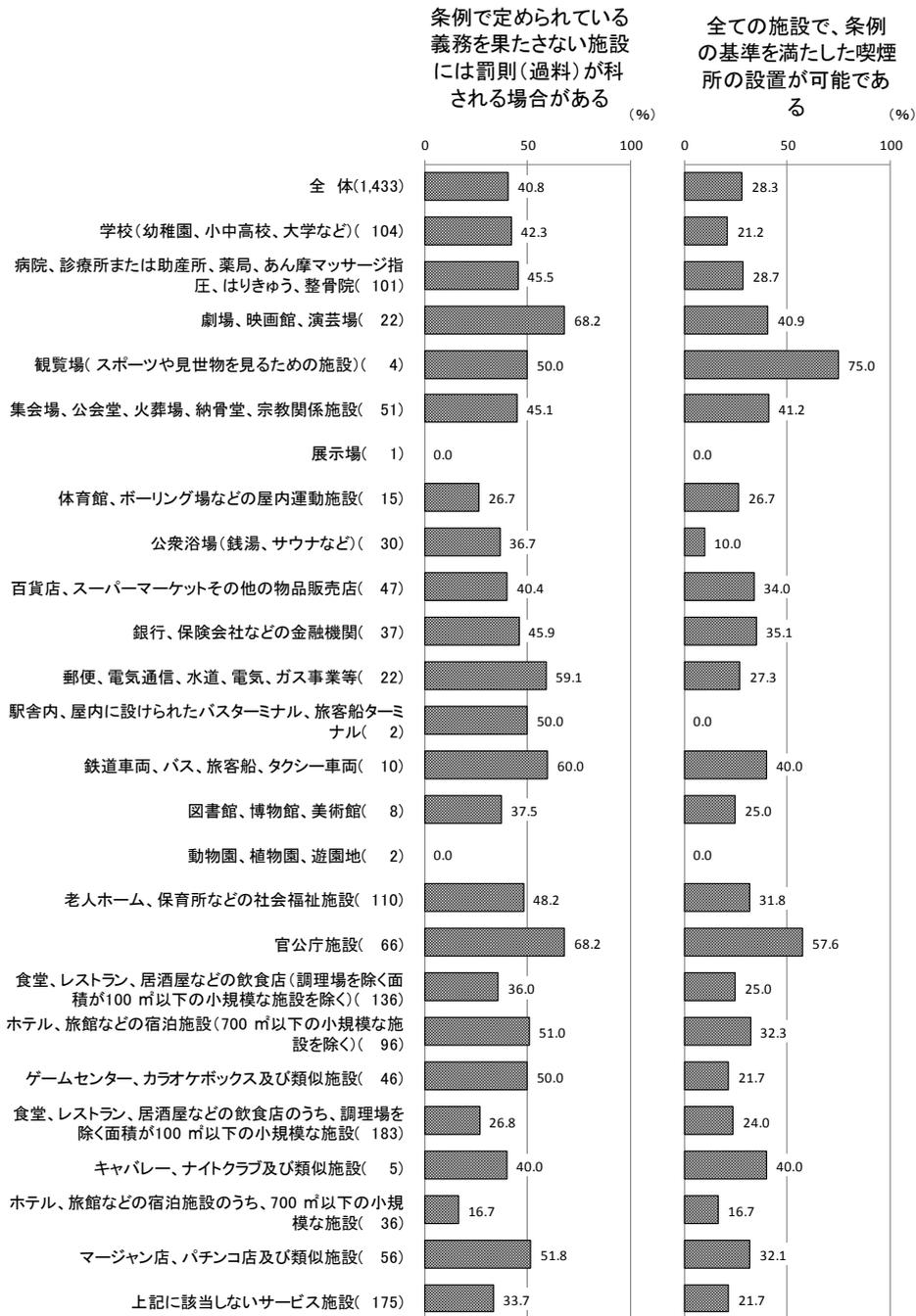
図表 3-5-1 受動喫煙防止条例の内容の認知度



図表 3-5-2 受動喫煙防止条例の内容の認知度－業種別







(6) 受動喫煙防止条例を認知した媒体

問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」、「3 条例があることは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。

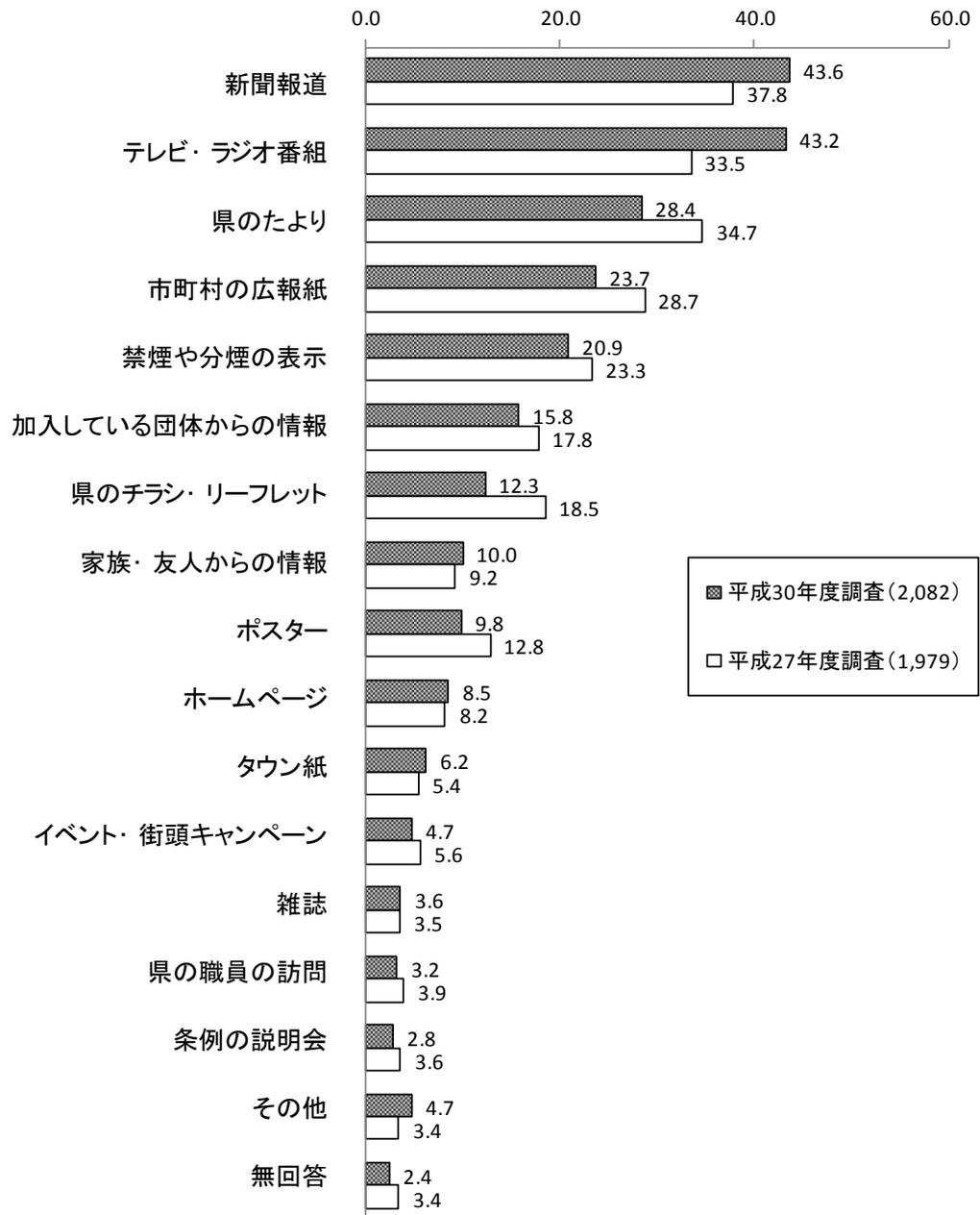
問6 受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

受動喫煙防止条例を認知した媒体では、「新聞報道」が43.6%で最も高く、次いで「テレビ・ラジオ番組」が43.2%、「県のたより」が28.4%、「市町村の広報紙」が23.7%となっている。

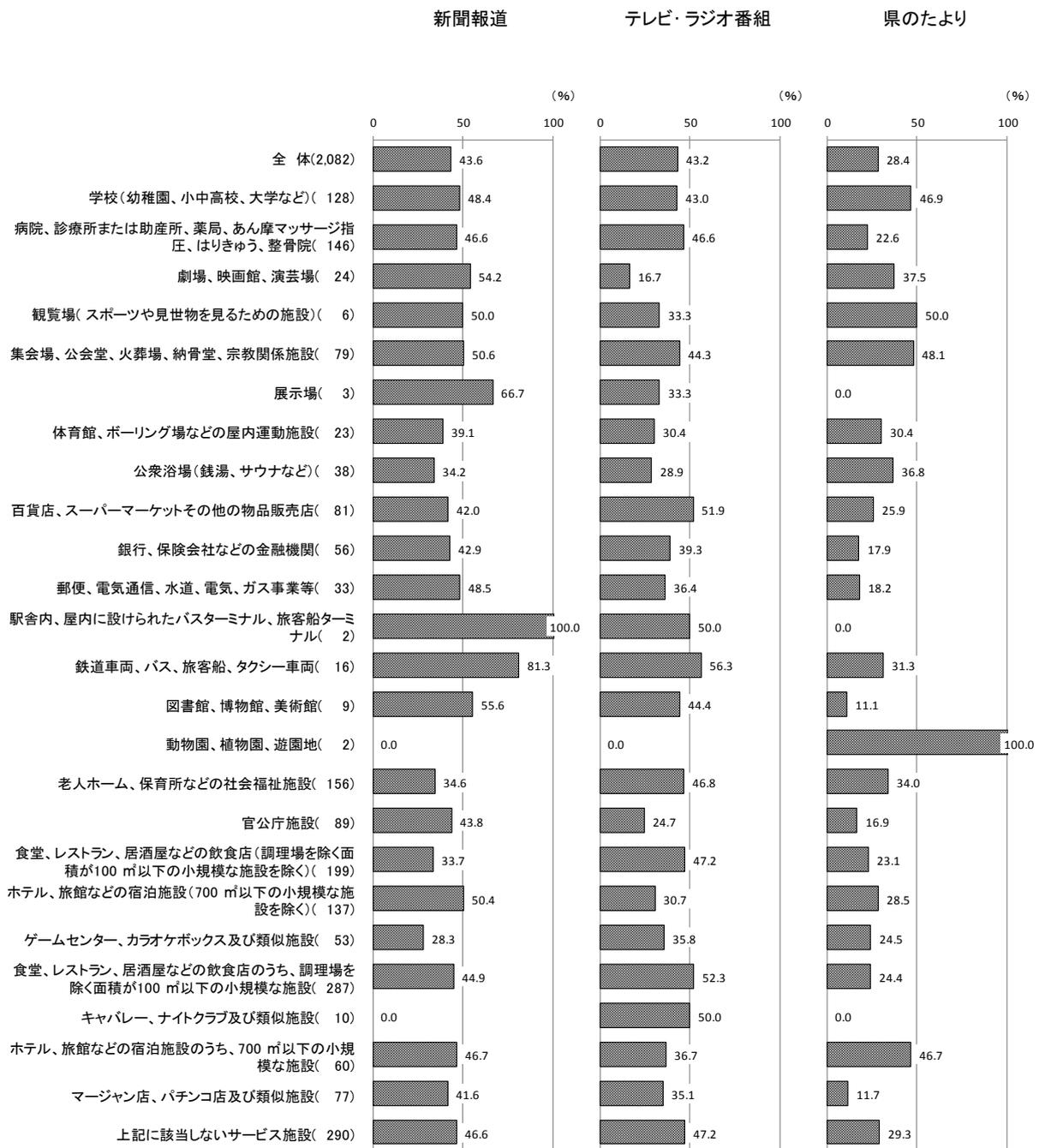
前回調査と比較すると、「新聞報道」で5.8ポイント、「テレビ・ラジオ番組」で9.7ポイントそれぞれ増加している。また、「県のたより」で6.3ポイント、「県のチラシ・リーフレット」で6.2ポイントそれぞれ減少している。「市町村の広報紙」や「ポスター」も減少傾向にあり、紙媒体の有用性が希薄になりつつあるように思われる。(図表3-6-1)

業種別では、「新聞報道」が“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で50.6%、“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”で50.4%と、それぞれ約5割となり比較的高く、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”が28.3%で比較的低くなっている。「テレビ・ラジオ番組」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”で52.3%、“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”で51.9%と、それぞれ5割を超えて比較的高く、“官公庁施設”が24.7%で比較的低くなっている。「県のたより」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で48.1%、“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”で46.9%と、それぞれ比較的高くなっている。「市町村の広報誌」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”で31.6%、“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”で31.3%と、それぞれ比較的高くなっている。「加入している団体からの情報」は“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”で32.5%、“公衆浴場(銭湯、サウナなど)”で31.6%と、民間企業によって構成される業界で比較的高くなっているように思われる。他の媒体からの業種別の認知度はあまり高くなく、大きな差はみられない。(図表3-6-2)

図表 3-6-1 受動喫煙防止条例を認知した媒体



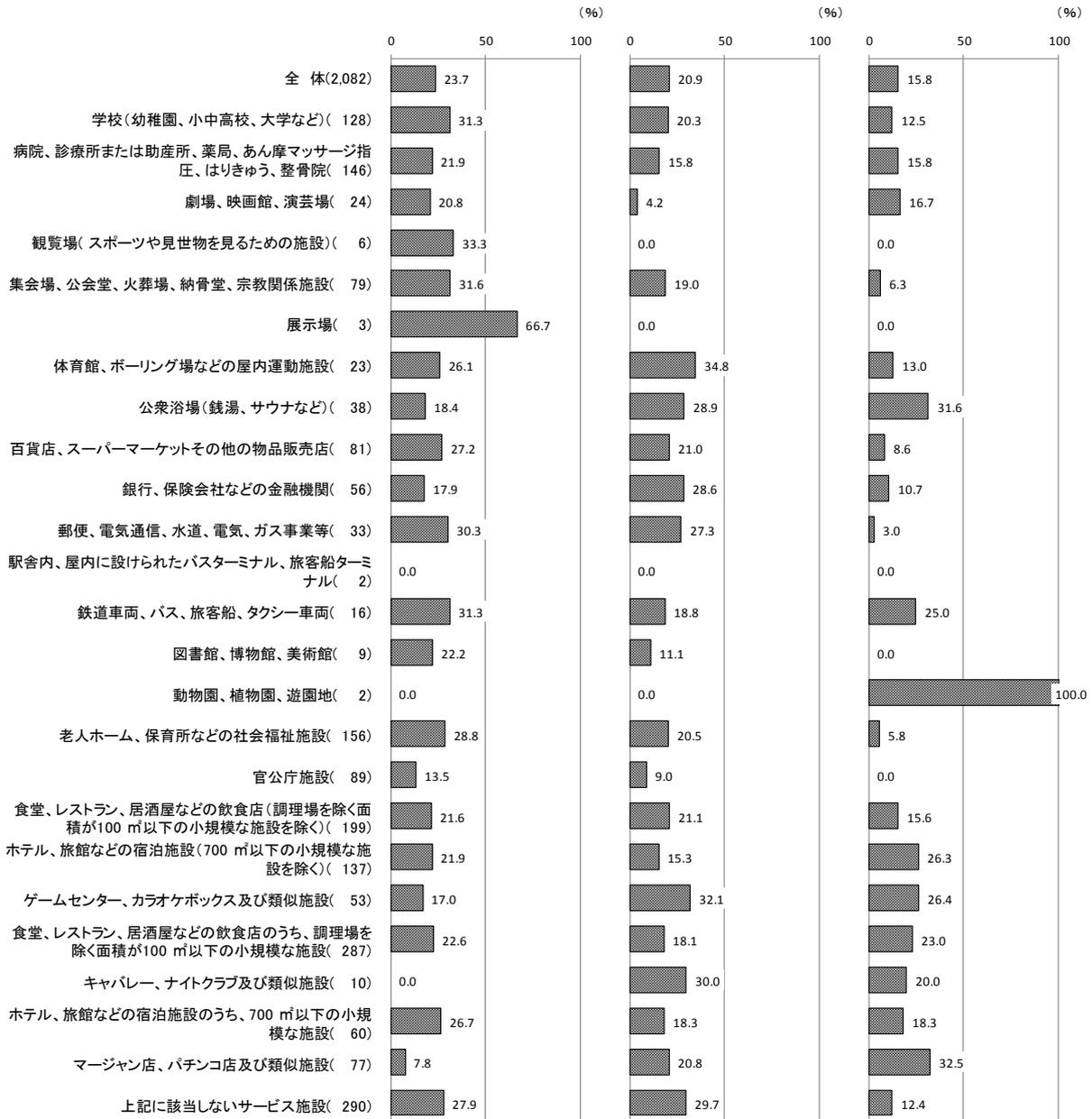
図表 3-6-2 受動喫煙防止条例を認知した媒体—業種別



市町村の広報紙

禁煙や分煙の表示

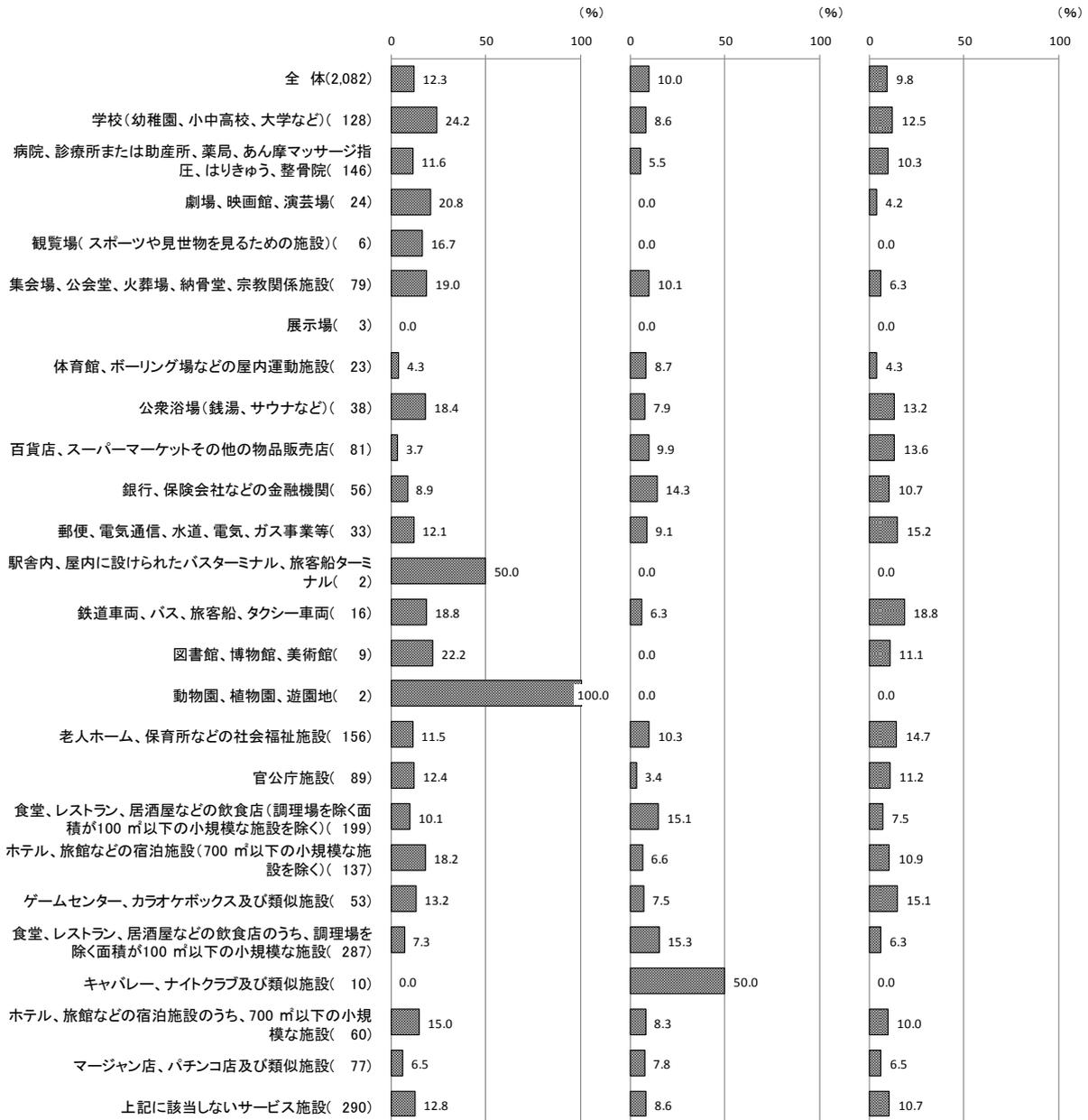
加入している団体からの情報



県のチラシ・リーフレット

家族・友人からの情報

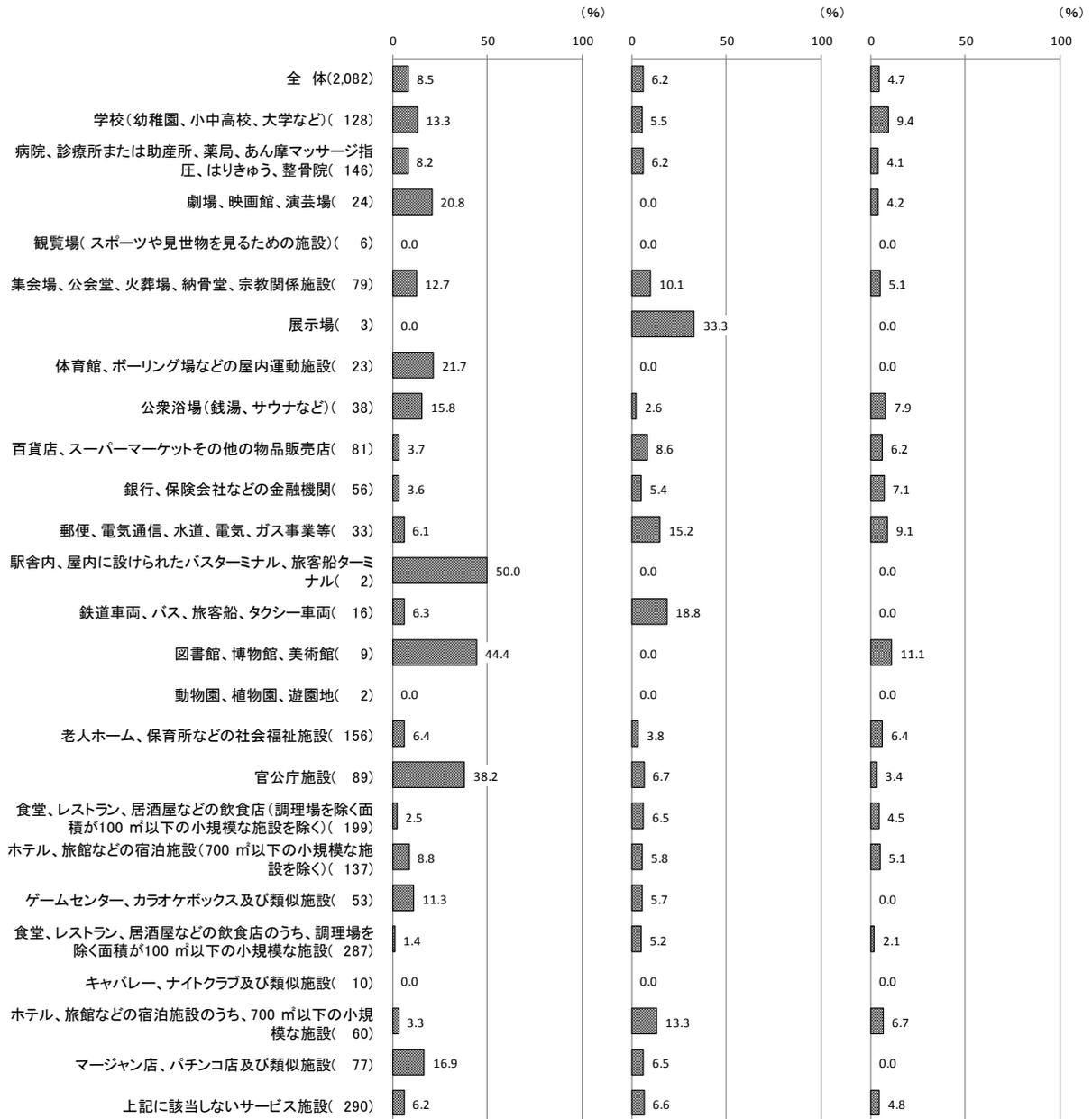
ポスター



ホームページ

タウン紙

イベント・街頭キャン
ペーン

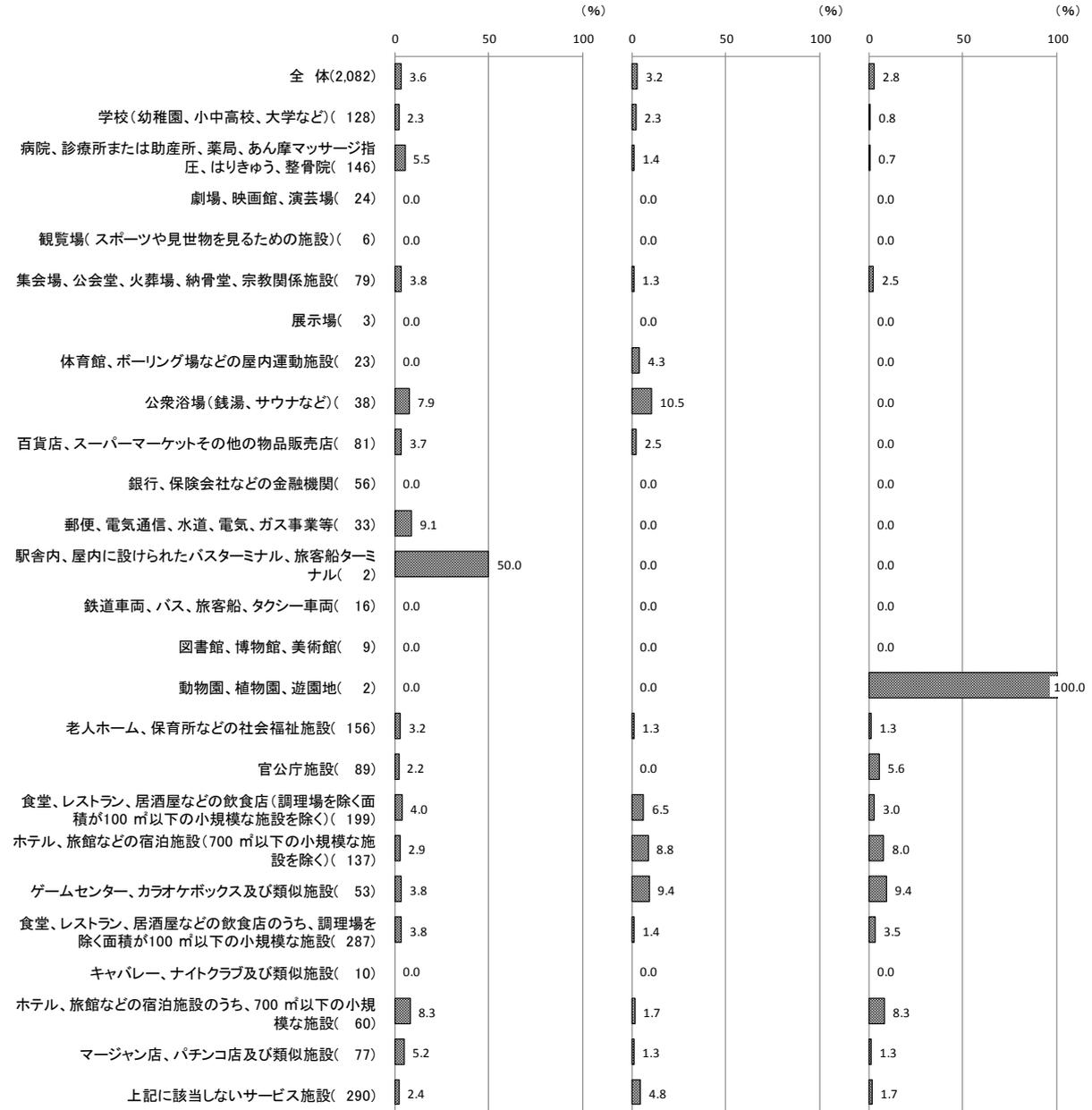


雑誌

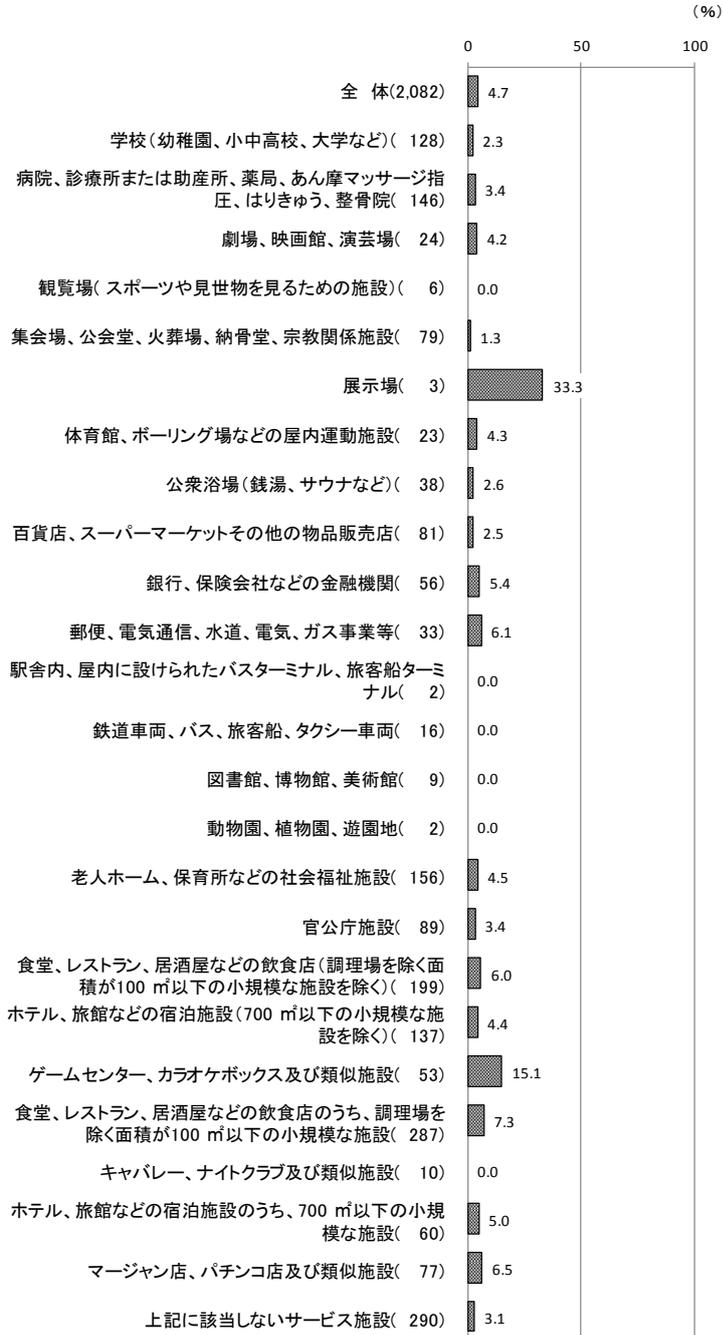
県の職員の訪問

条例の説明会

公衆浴場(銭湯、サウナなど)(38)



その他



2 「受動喫煙」の取組み等について

(7) 受動喫煙防止対策への取組みについて

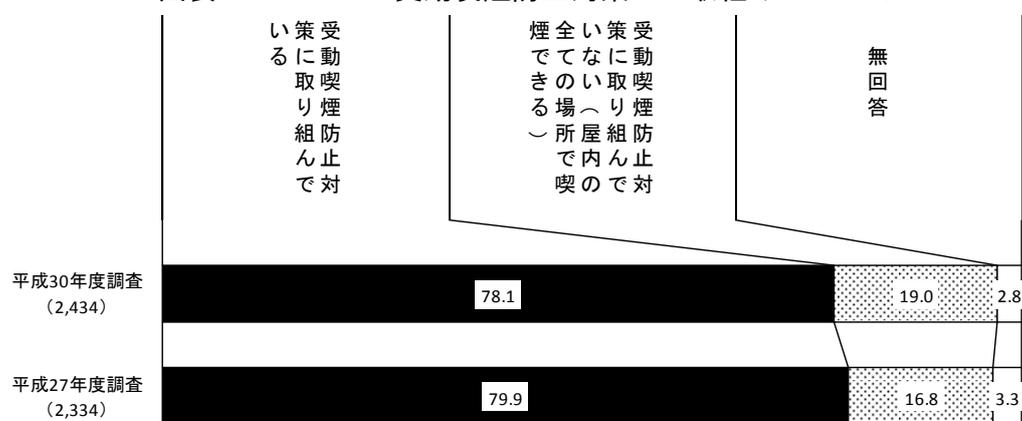
問7 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙又は分煙にしたり喫煙所を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)

受動喫煙防止対策への取組みについて尋ねたところ、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」が78.1%、「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」が19.0%となっている。

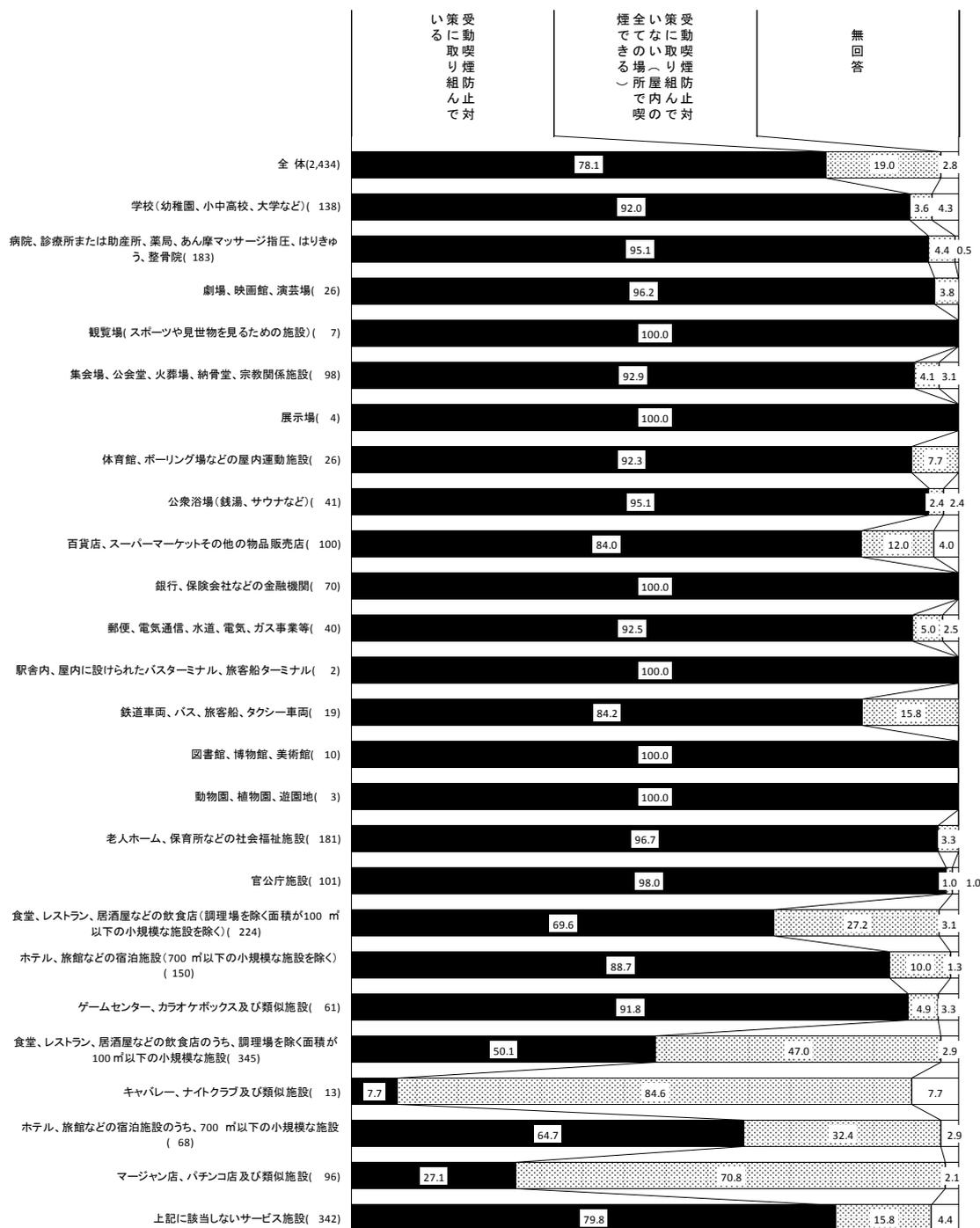
前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-7-1)

業種別にみると、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は“銀行、保険会社などの金融機関”が100.0%で最も高く、次いで“官公庁施設”が98.0%、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”が96.7%となっている。一方、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”においては27.1%と低く、「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」が70.8%と高くなっている。飲食店は「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」が小規模を除く施設で27.2%、小規模施設で47.0%と比較的高く、外食産業における禁煙・分煙実施の困難さが推察される。(図表3-7-2)

図表3-7-1 受動喫煙防止対策への取組みについて



図表 3-7-2 受動喫煙防止対策への取組みについて—業種別



(8) 受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由

問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。

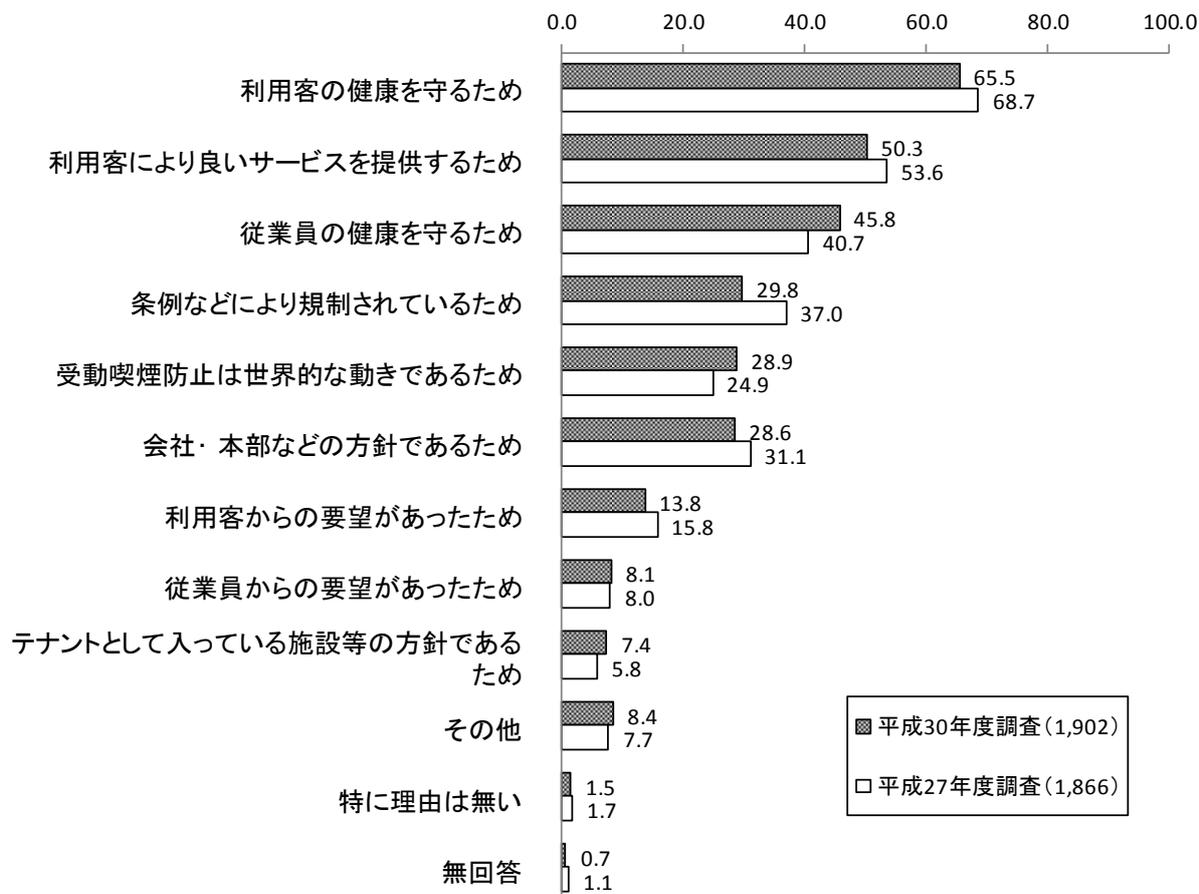
問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由について尋ねたところ、「利用客の健康を守るため」が65.5%で最も高く、次いで「利用客により良いサービスを提供するため」が50.3%、次いで「従業員の健康を守るため」が45.8%になっている。

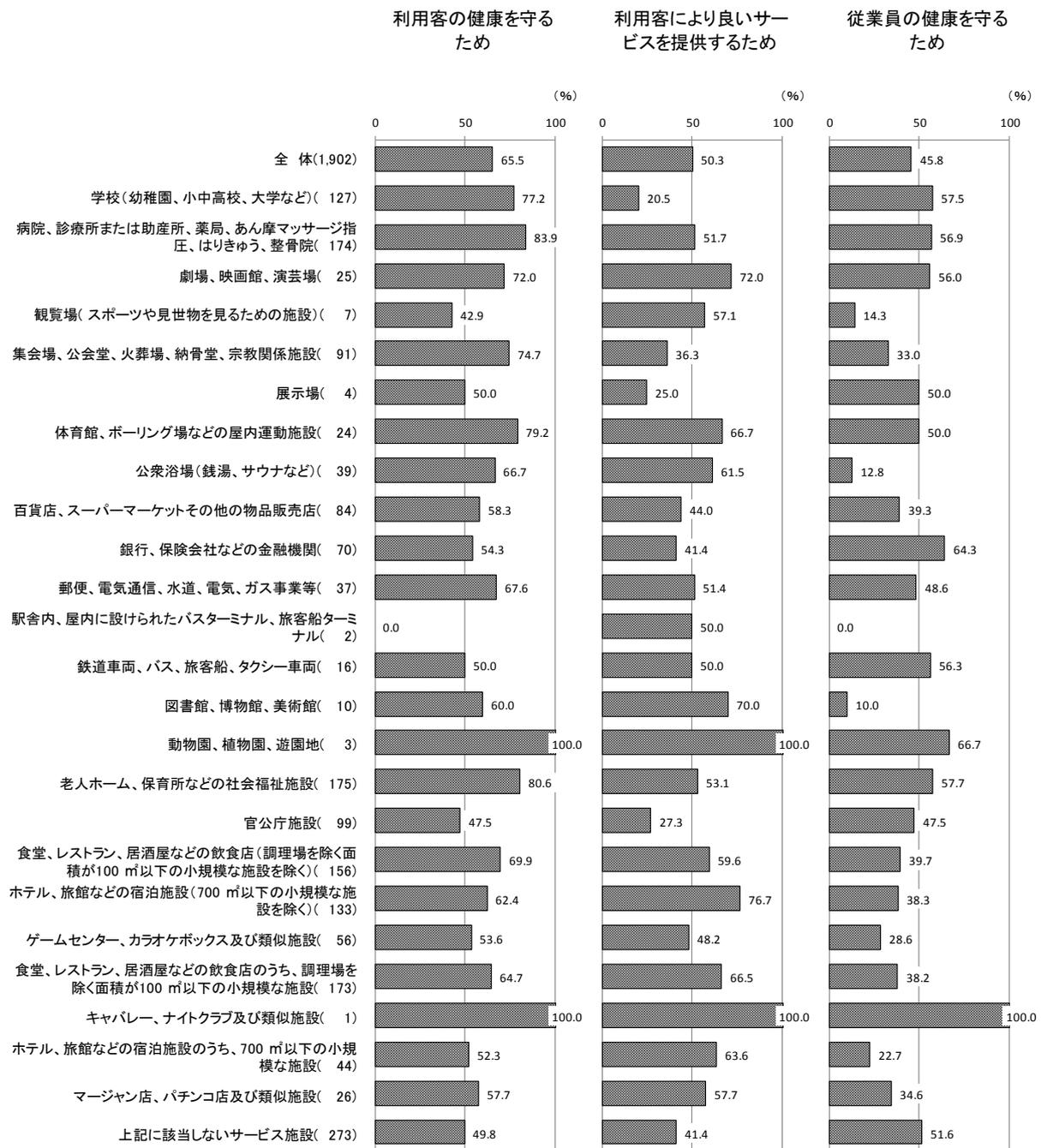
前回調査と比較すると、「従業員の健康を守るため」は5.1ポイント増加している。一方、「利用客の健康を守るため」は3.2ポイント減少している。(図表3-8-1)

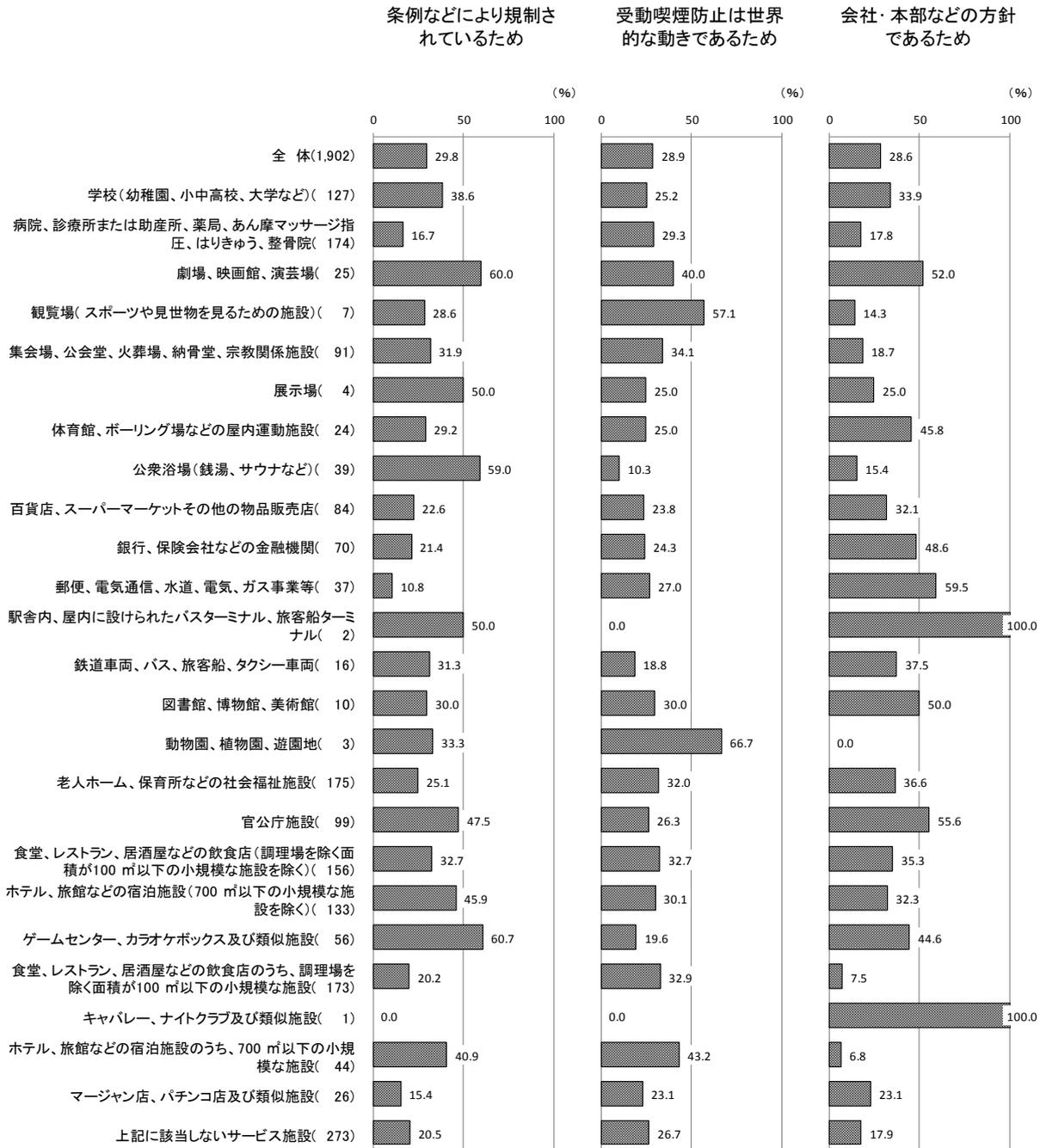
業種別にみると、「利用客の健康を守るため」では、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう整骨院”が83.9%、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”が80.6%となっている。「利用客により良いサービスを提供するため」では、“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”が76.7%、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”が66.5%となっている。「従業員の健康を守るため」では、全体で45.8%となっており、どの業種も大きな差はない。また、「受動喫煙防止は世界的な動きであるため」は少数回答ながらも“観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)”(7回答で57.1%)や“動物園、植物園、遊園地”(3回答で66.7%)と、施設の特性上、高い意識を有していると思われる。(図表3-8-2)

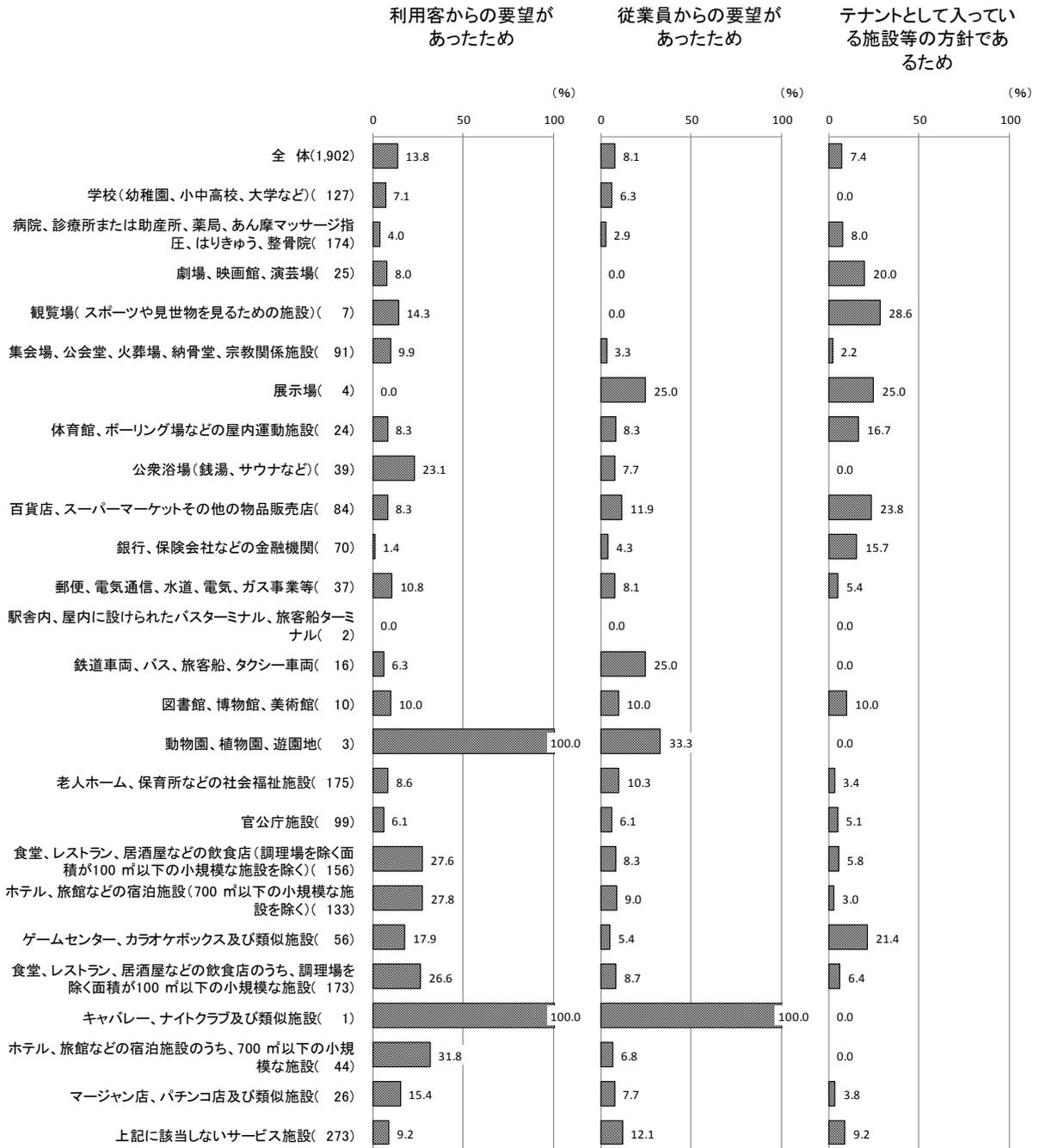
図表 3-8-1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由



図表 3-8-2 受動喫煙防止対策に取り組んでいる理由—業種別

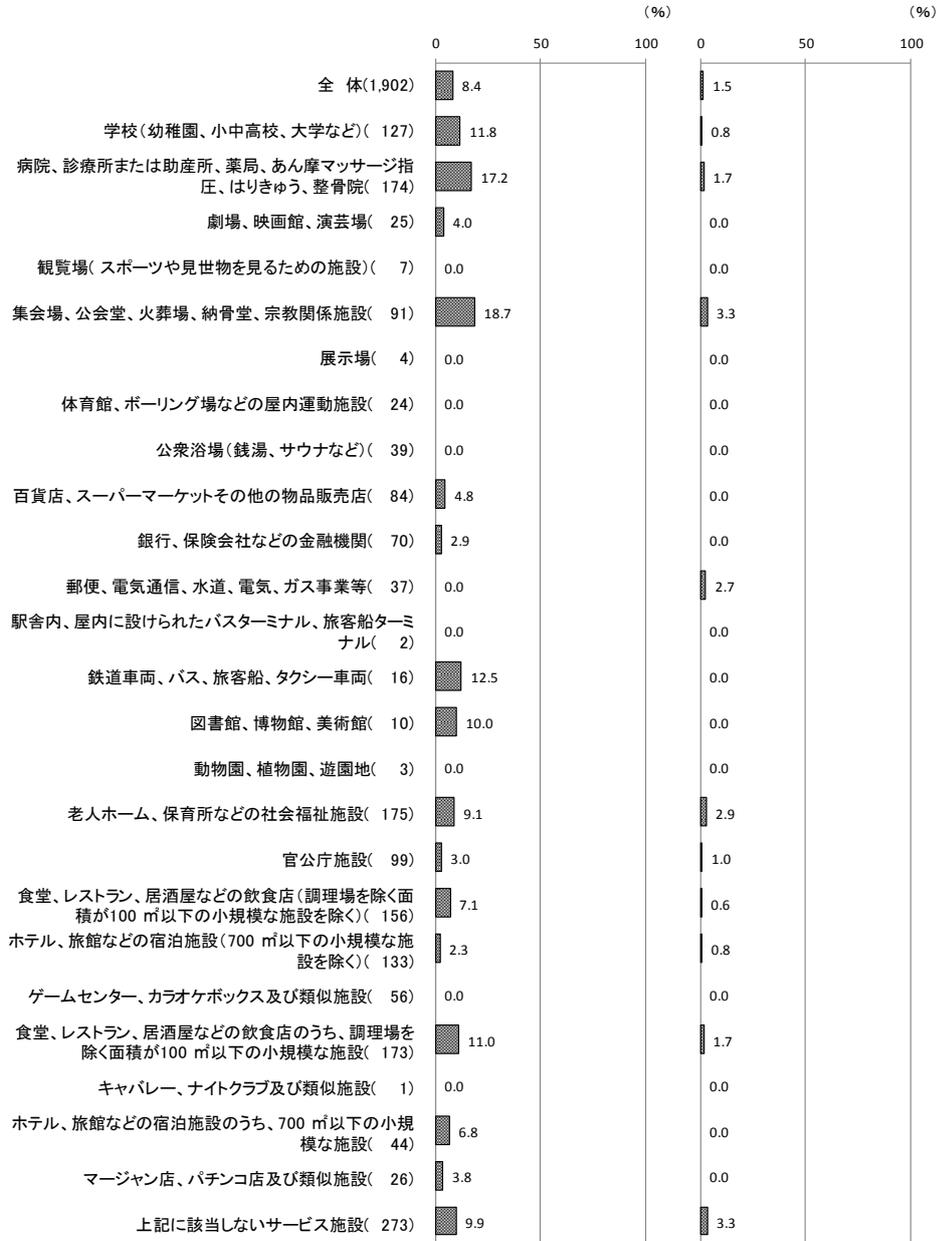






その他

特に理由はない



(9) 現在の受動喫煙防止対策について

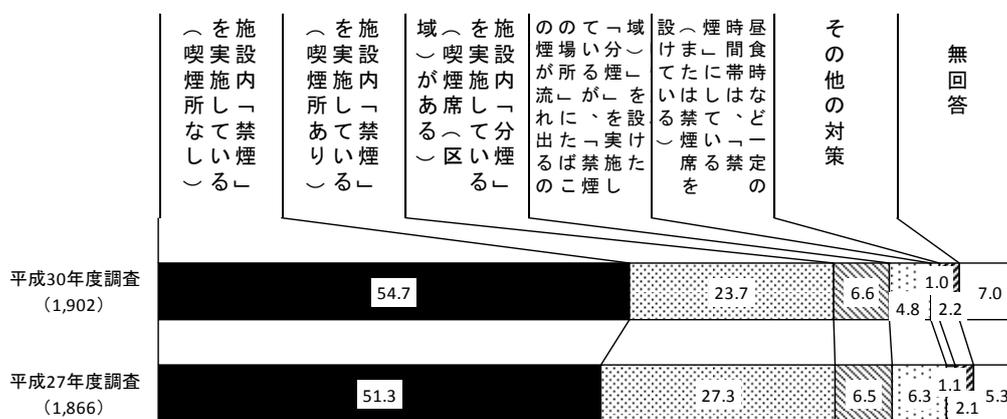
問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。
 問9 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ)

受動喫煙防止対策について尋ねたところ、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）」54.7%で最も高く、次いで「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）」が23.7%となっている。

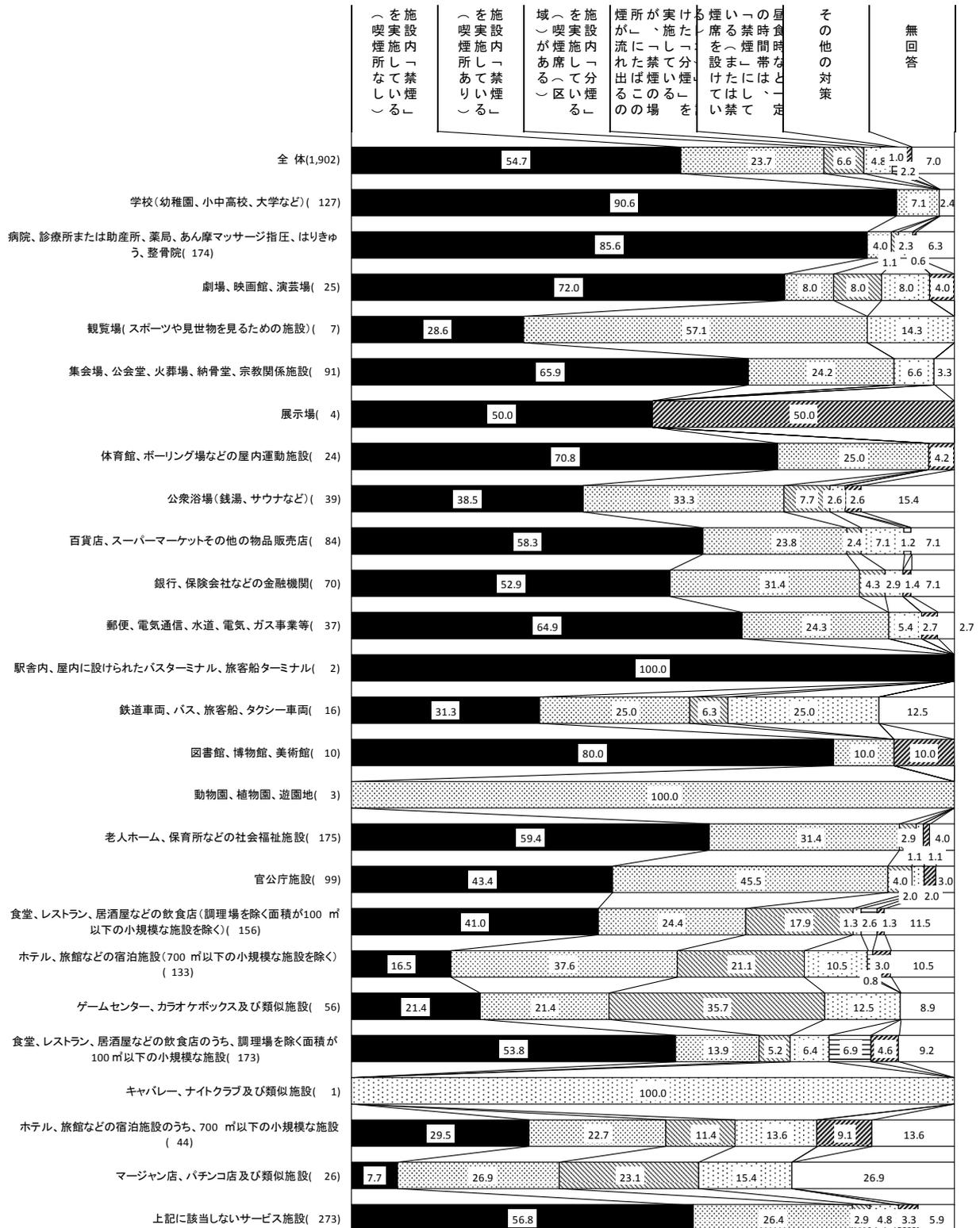
前回調査と比較すると、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）」は3.4ポイント増加している。一方、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）」は3.6ポイント減少している。(図表3-9-1)

業種別にみると、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）」では、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”が90.6%、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が85.6%となっている。一方で、“ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）”では16.5%にとどまり、「施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）」の37.6%や「施設内「分煙」を実施している（喫煙席（区域）がある）」の21.1%を下回っている。「施設内「分煙」を実施している（喫煙席（区域）がある）」は“官公庁施設”の45.5%をはじめ、多人数利用が見込まれる施設で比較的高くなっているように思われる。(図表3-9-2)

図表3-9-1 現在の受動喫煙防止対策について



図表3-9-2 現在の受動喫煙防止対策について—業種別



(10) 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。
問10 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。

受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について尋ねたところ、
ア、たばこを吸わない利用客の来店では

「増えた」が10.5%、「変わらない」が45.6%、「わからない」が33.8%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない(図表3-10-1)

業種別にみると、「変わらない」では“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”が54.9%、次いで、“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設)”54.5%となり大差はない。「わからない」では“官公庁施設”が54.5%、「増えた」では“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”が32.1%で比較的高くなっている。

(図表3-10-2)

イ、たばこを吸う利用客の来店では

「変わらない」が42.8%、「わからない」が34.4%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない(図表3-10-3)

業種別にみると、「変わらない」では“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”が54.9%で最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設)”が54.5%となっている。「わからない」では、“官公庁施設”が54.5%、「減った」では“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)”が34.6%で比較的高くなっている。(図表3-10-4)

ウ、たばこを吸わない利用客の反応では

「良い」が29.0%、「わからない」が41.4%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はないが、「どちらかというが良い」が3.6ポイント減少し、「わからない」は3.5ポイント増加している。(図表3-10-5)

業種別にみると、「良い」では、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)”が44.9%、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”が42.2%、「わからない」では“官公庁施設”が67.7%となっている。「良い」と「どちらかというが良い」を足した『良い』は飲食店(小規模を除く71.8%、小規模64.2%)で比較的高く、外食産業では好評のように思われる。(図表3-10-6)

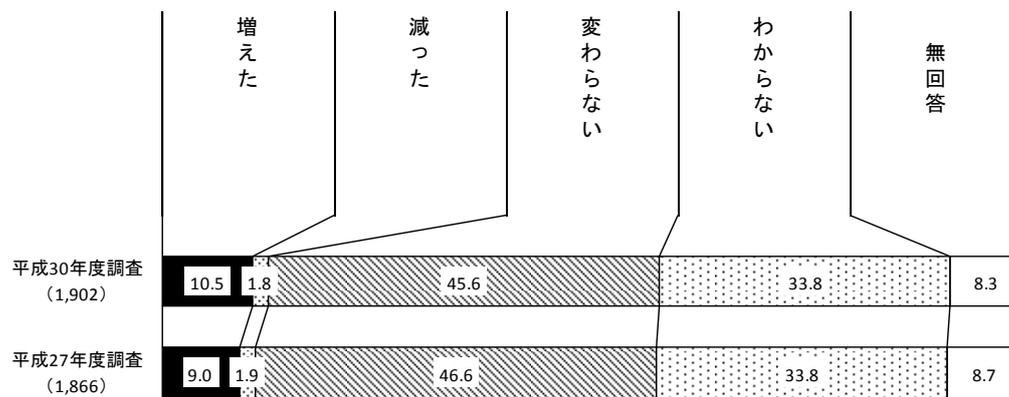
エ、たばこを吸う利用客の反応では

「わからない」が50.9%、「どちらかというが良い」が14.8%となっている。

前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-10-7)

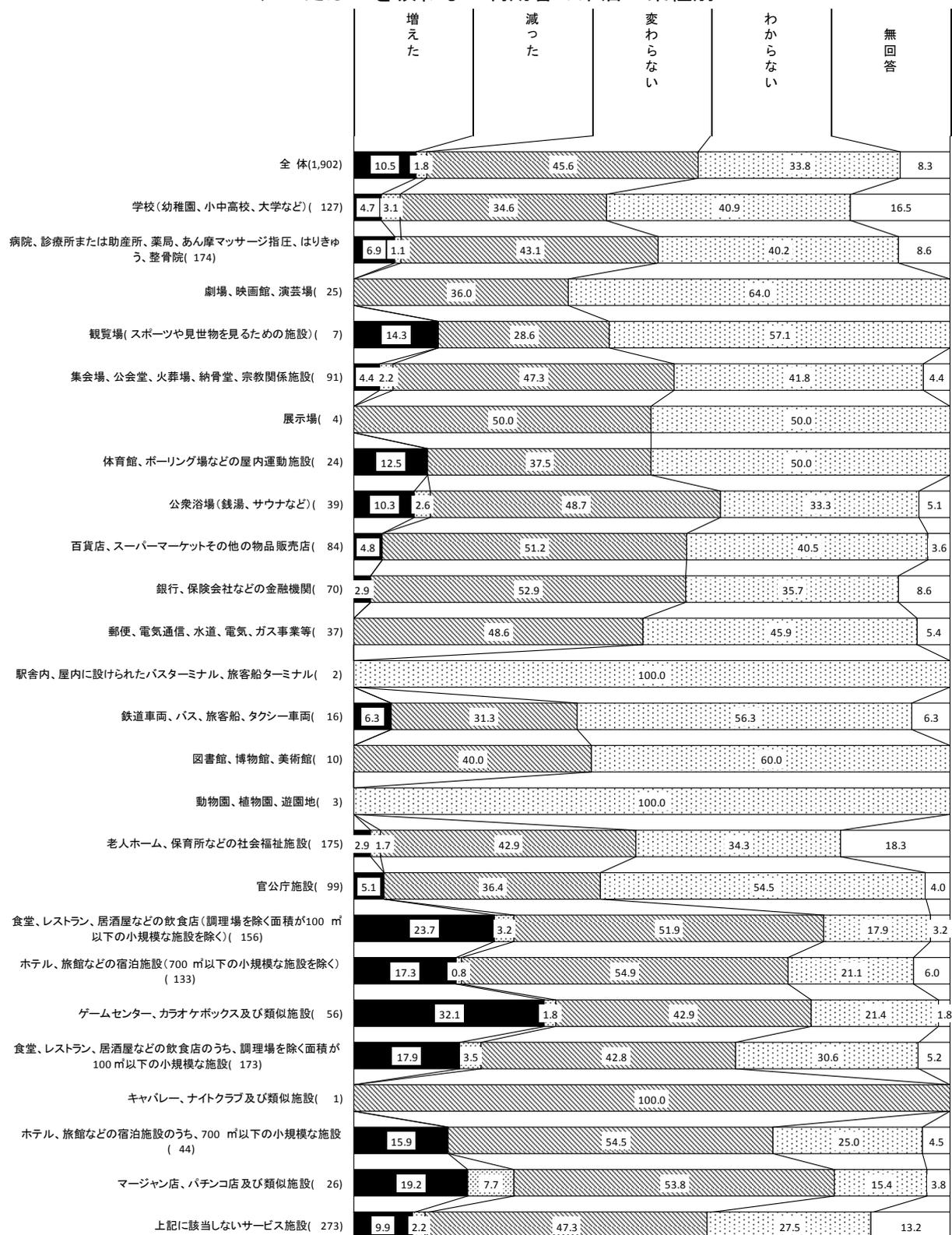
業種別にみると、「わからない」では“郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等”が81.1%で、「どちらかというが良い」では“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)”が25.6%で比較的高くなっている。(図表3-10-8)

図表 3-10-1 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 ア たばこを吸わない利用客の来店

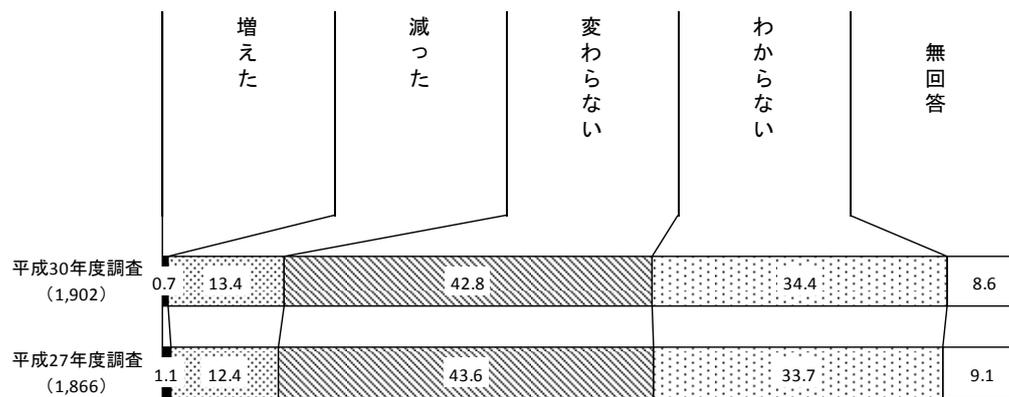


図表 3-10-2 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

ア たばこを吸わない利用客の来店一業種別

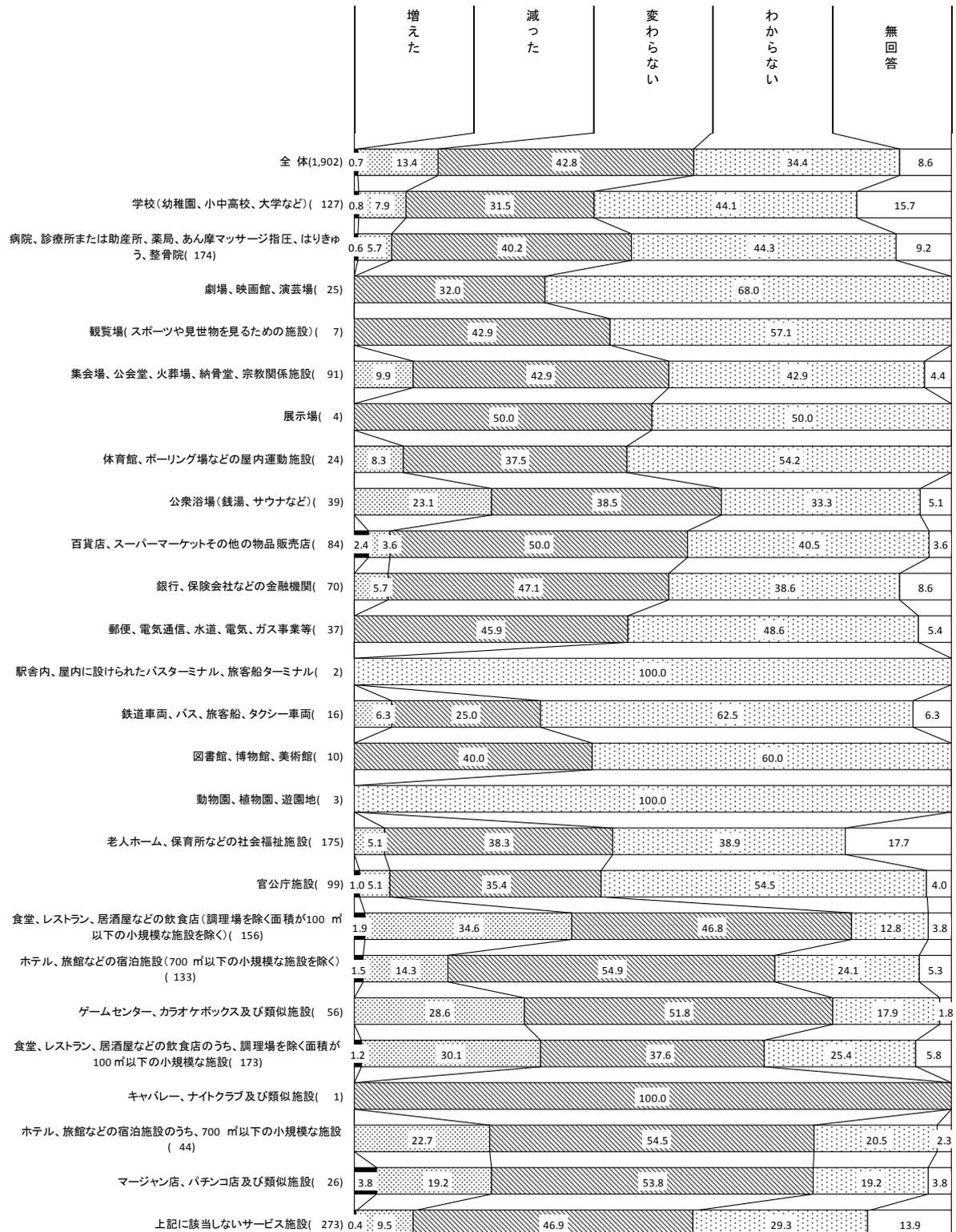


図表 3-10-3 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 -イ タバコを吸う利用客の来店

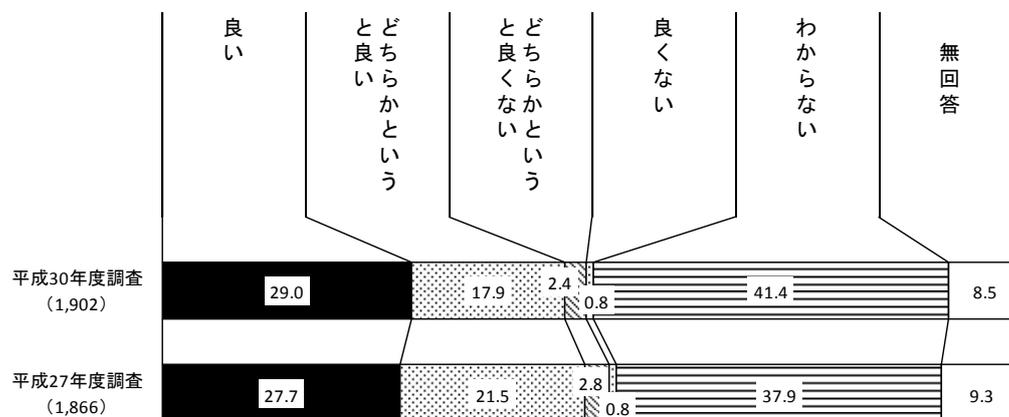


図表 3-10-4 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

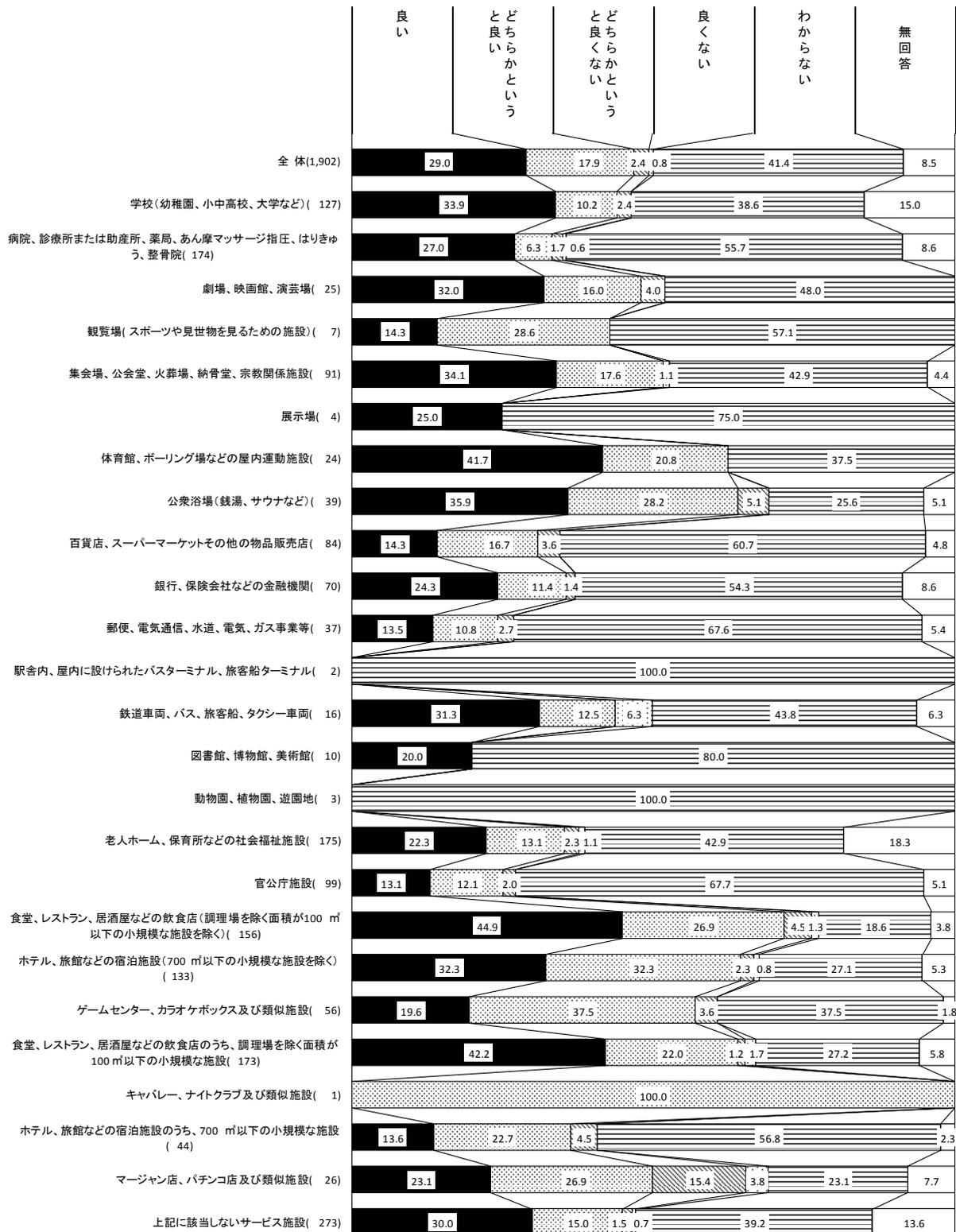
ーイ たばこを吸う利用客の来店ー業種別



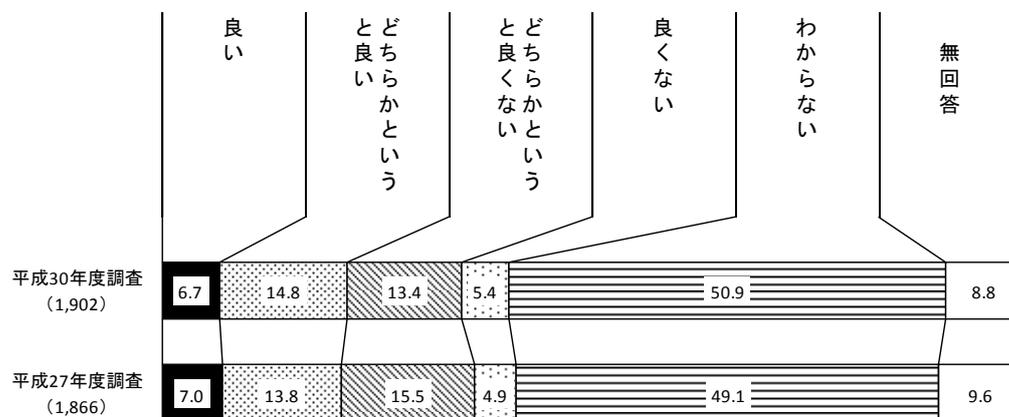
図表 3-10-5 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 ウ たばこを吸わない利用客の反応



図表3-10-6 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 ウ たばこを吸わない利用客の反応—業種別

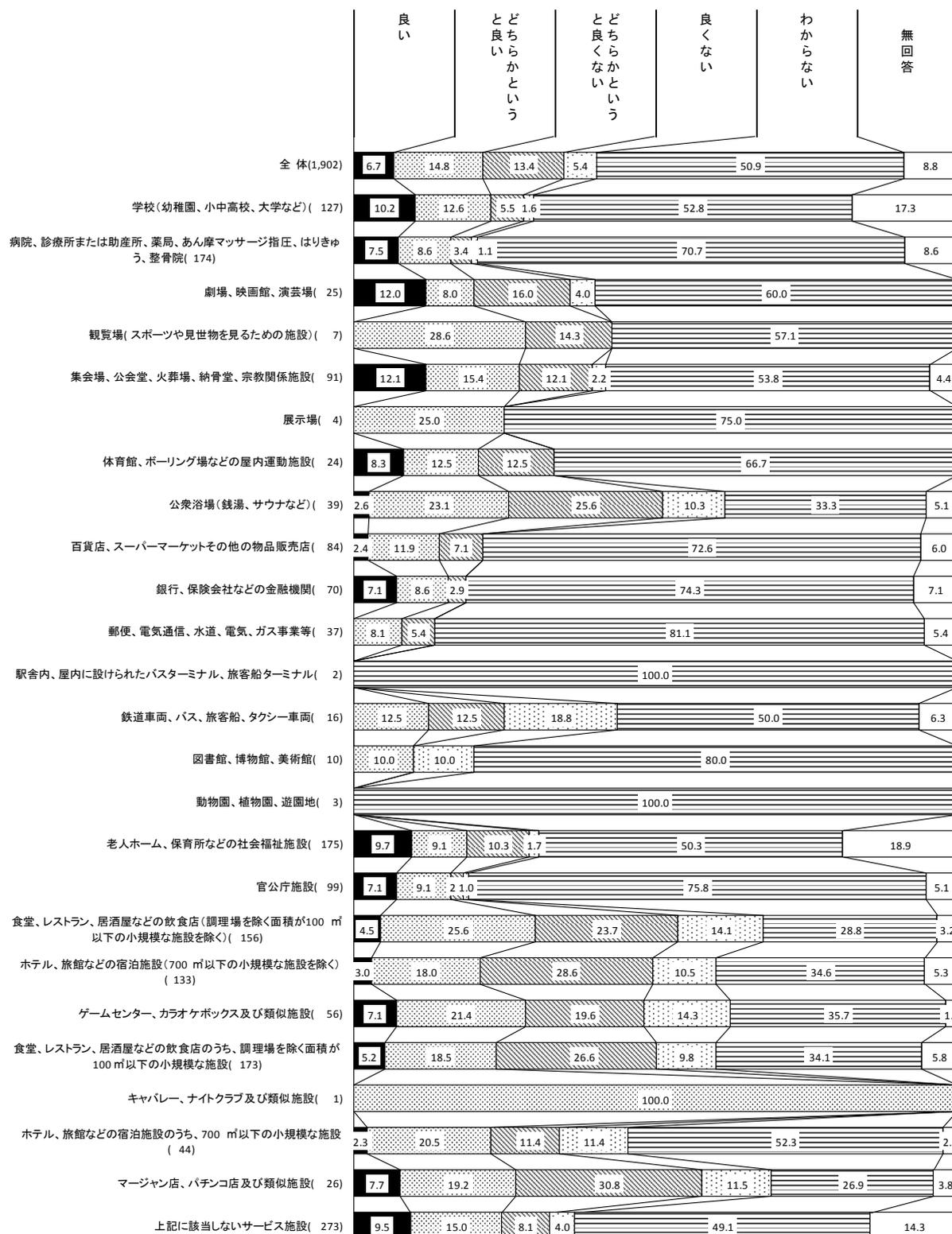


図表 3-10-7 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について
 エ たばこを吸う利用客の反応



図表 3-10-8 受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について

一エ たばこを吸う利用客の反応—業種別



(11) 今後の受動喫煙防止対策の取組みについて

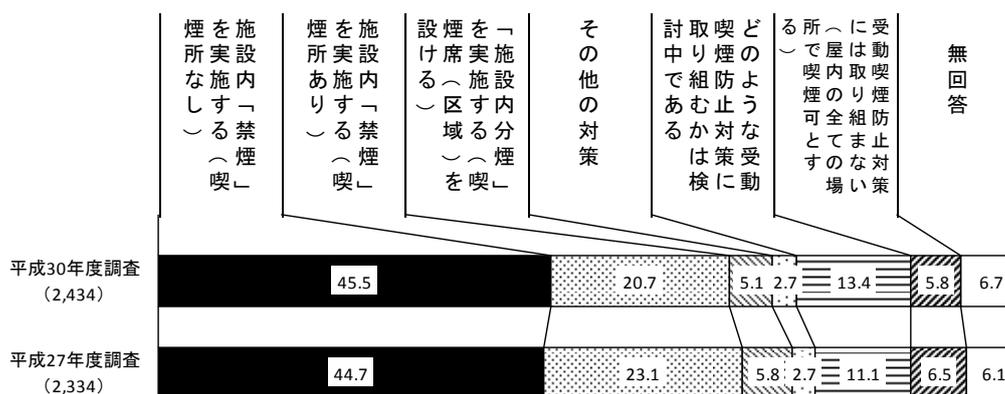
問 11 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

受動喫煙防止対策の取組みについて尋ねたところ、「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所なし）」が45.5%で最も高く、次いで「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所あり）」が20.7%となっている。

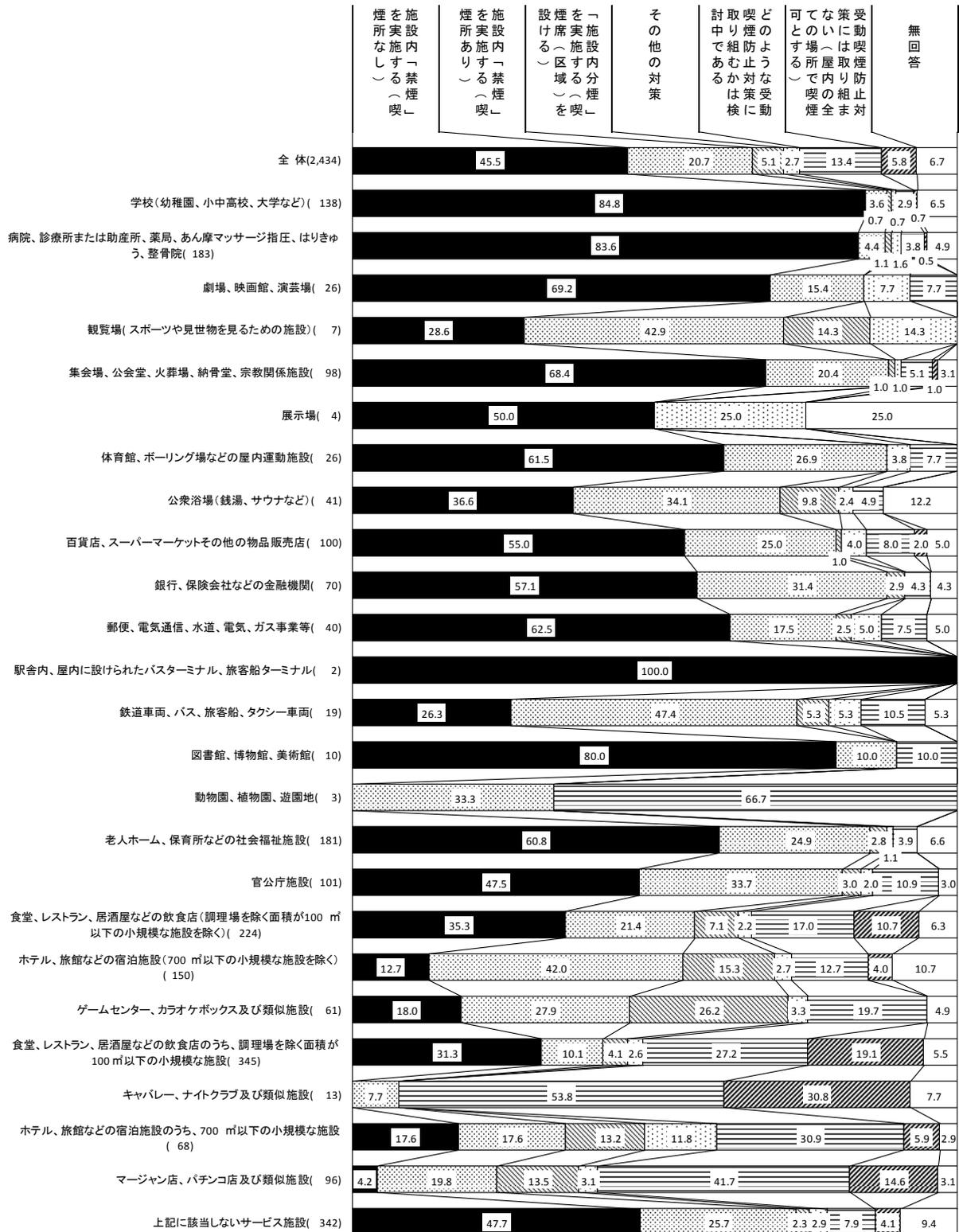
前回調査と比較すると、大きな差はみられない。(図表3-11-1)

業種別にみると、「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所なし）」では“学校(幼稚園、小中高、大学など)”の84.8%、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”の83.6%、「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所あり）」では“ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)”の42.0%が比較的高くなっている。不特定多数の大人が利用する施設は医療機関を除き「施設内「禁煙」を実施する（喫煙所あり）」が比較的多く、対策を講じつつ喫煙者への配慮も欠かさない傾向がうかがえる。(図表3-11-2)

図表3-11-1 今後の受動喫煙防止対策の取組みについて



図表3-11-2 今後の受動喫煙防止対策の取組みについて—業種別



(12) 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について

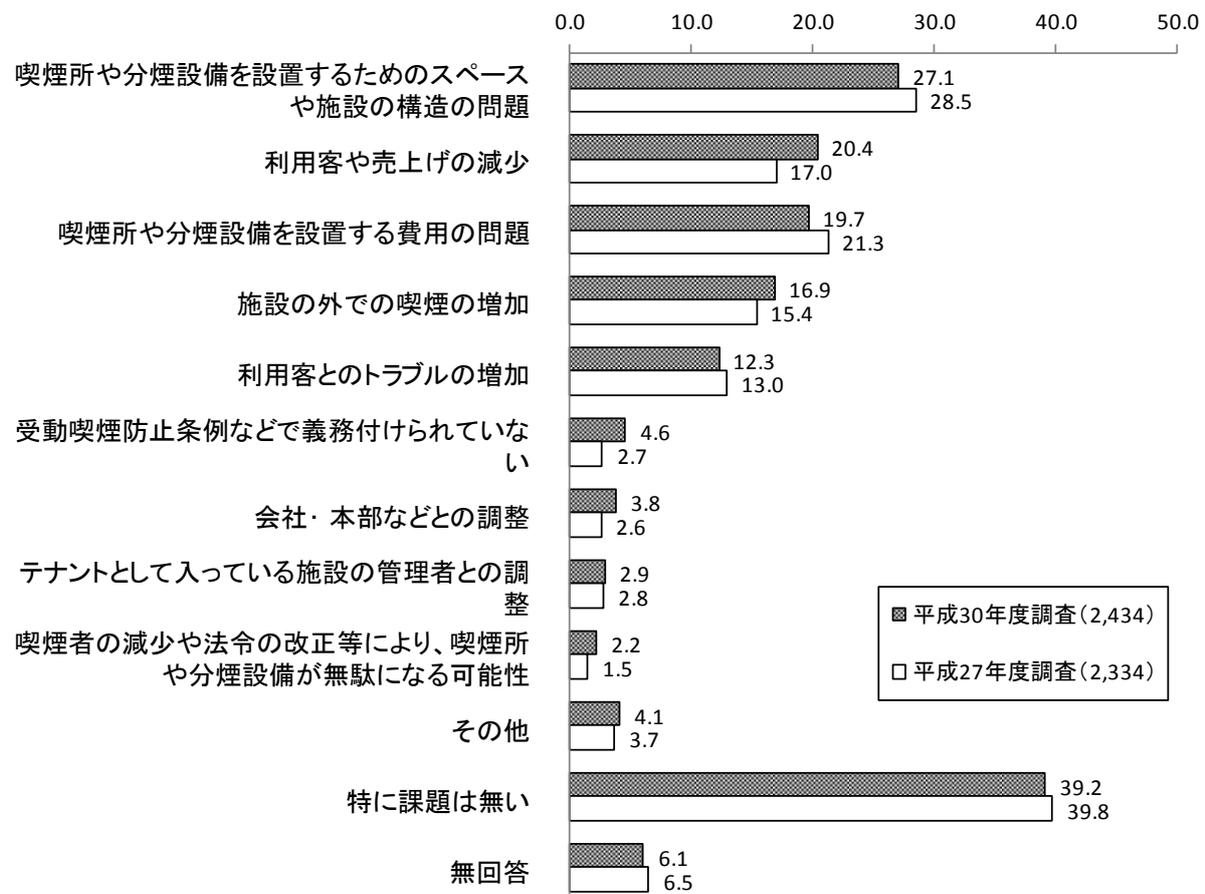
問 12 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について尋ねたところ、「喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題」が27.1%、「利用客や売上の減少」が20.4%となっている。一方で「特に課題は無い」は39.2%になっている。

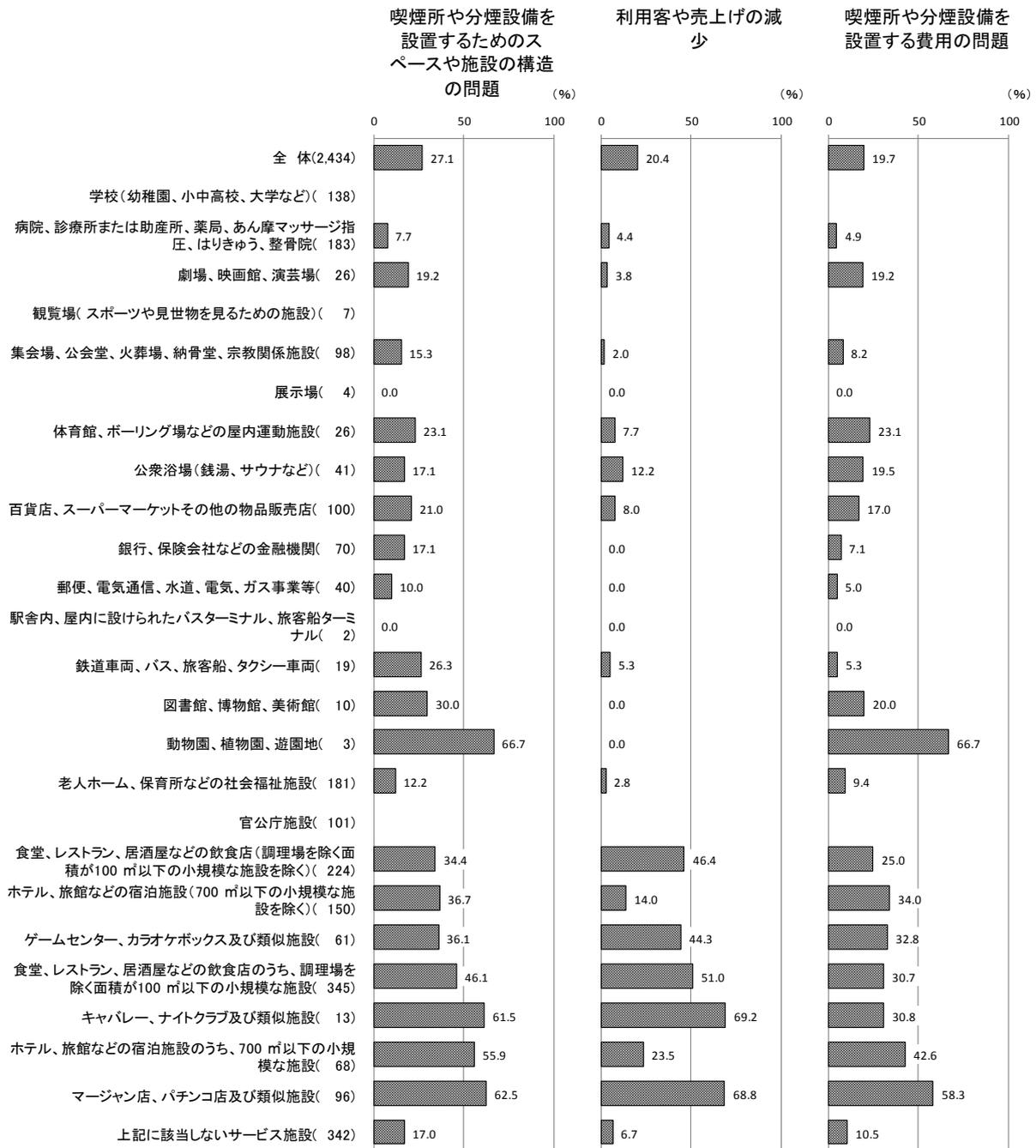
前回調査と比較すると、大きな差はみられないが、「利用客や売上の減少」が3.4ポイント増加している。(図表3-12-1)

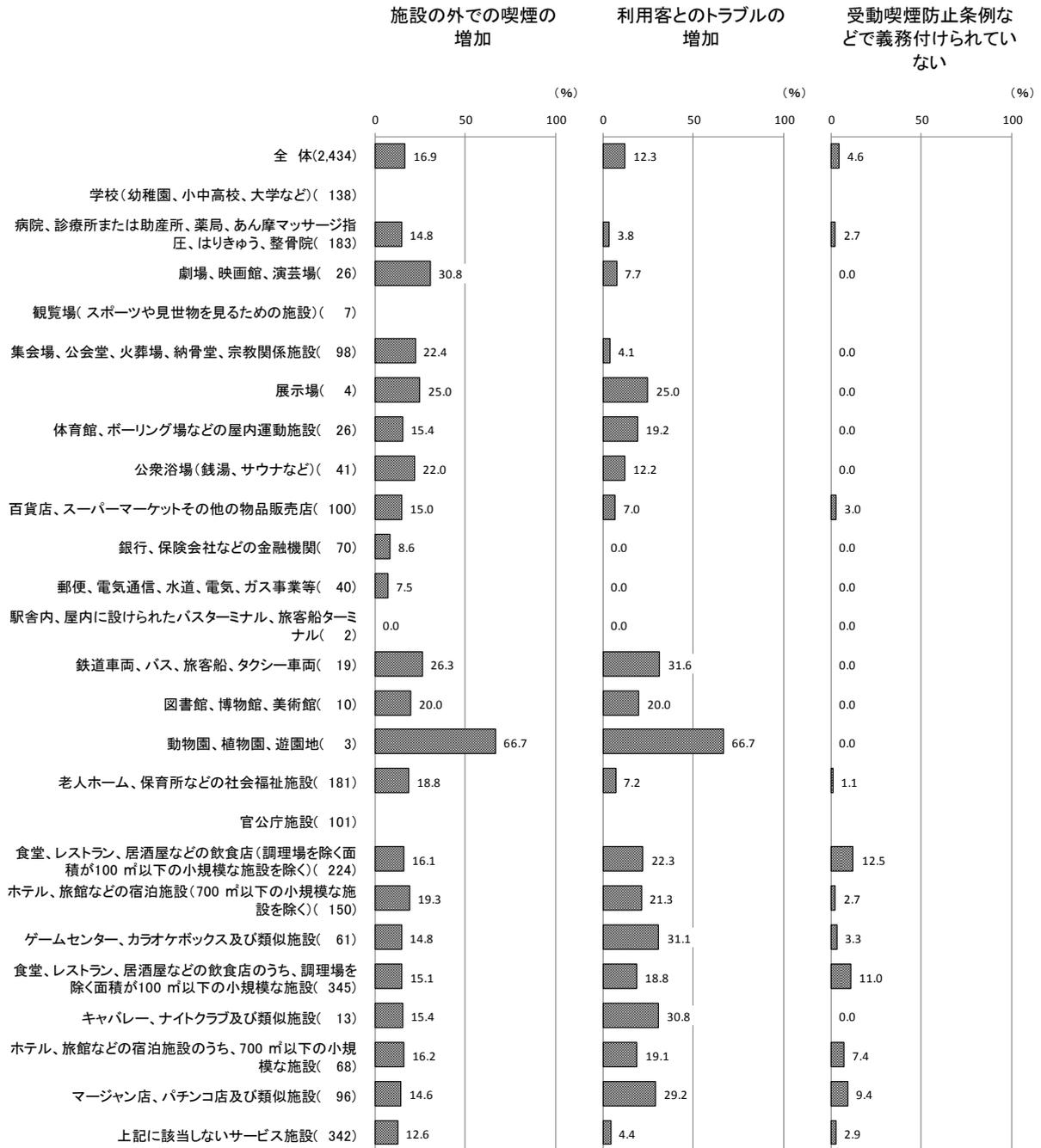
業種別にみると、“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”が「利用客や売上の減少」で68.8%、「喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題」で62.5%、「喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題」で58.3%と比較的高くなっている。また「特に課題は無い」では“郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等”が77.5%で比較的高くなっている。「利用客や売上の減少」は外食産業と娯楽業界で高く、他は低く、2極化の回答傾向になった。「喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題」は小規模なものが多いと思われる施設で比較的高くなっている。(図表3-12-2)

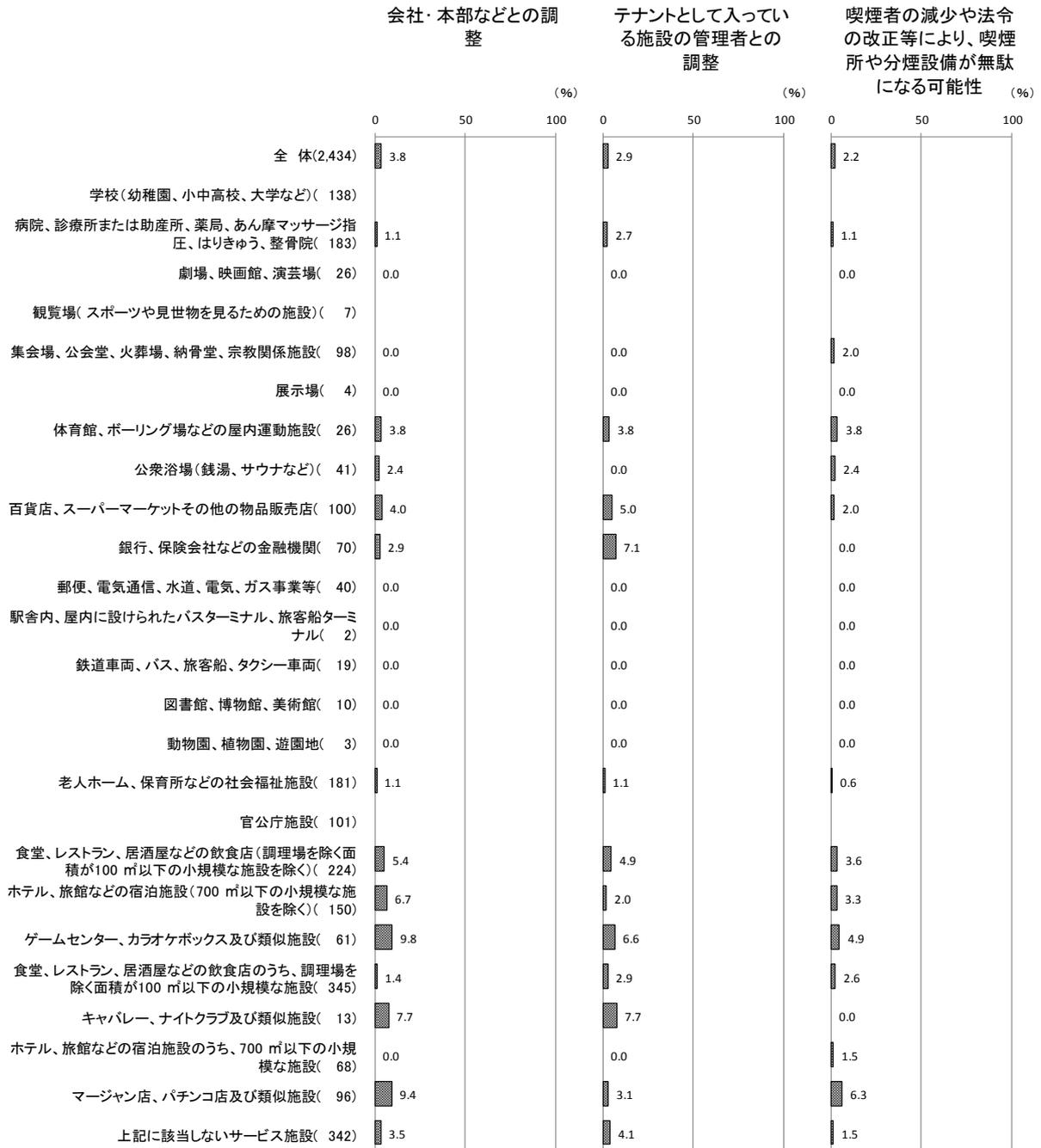
図表3-12-1 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について



図表 3-12-2 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について—業種別

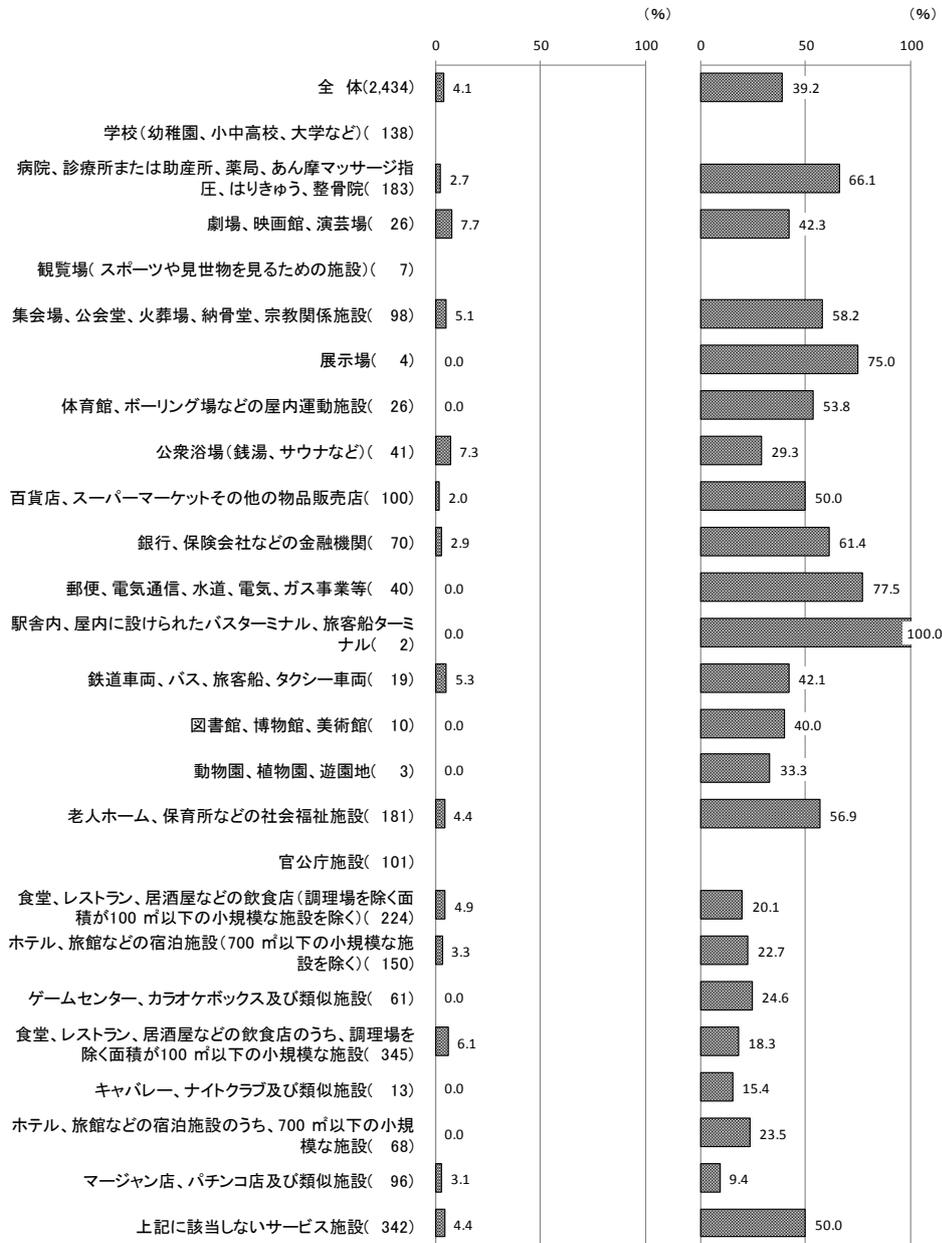






その他

特に課題は無い



(13) 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること

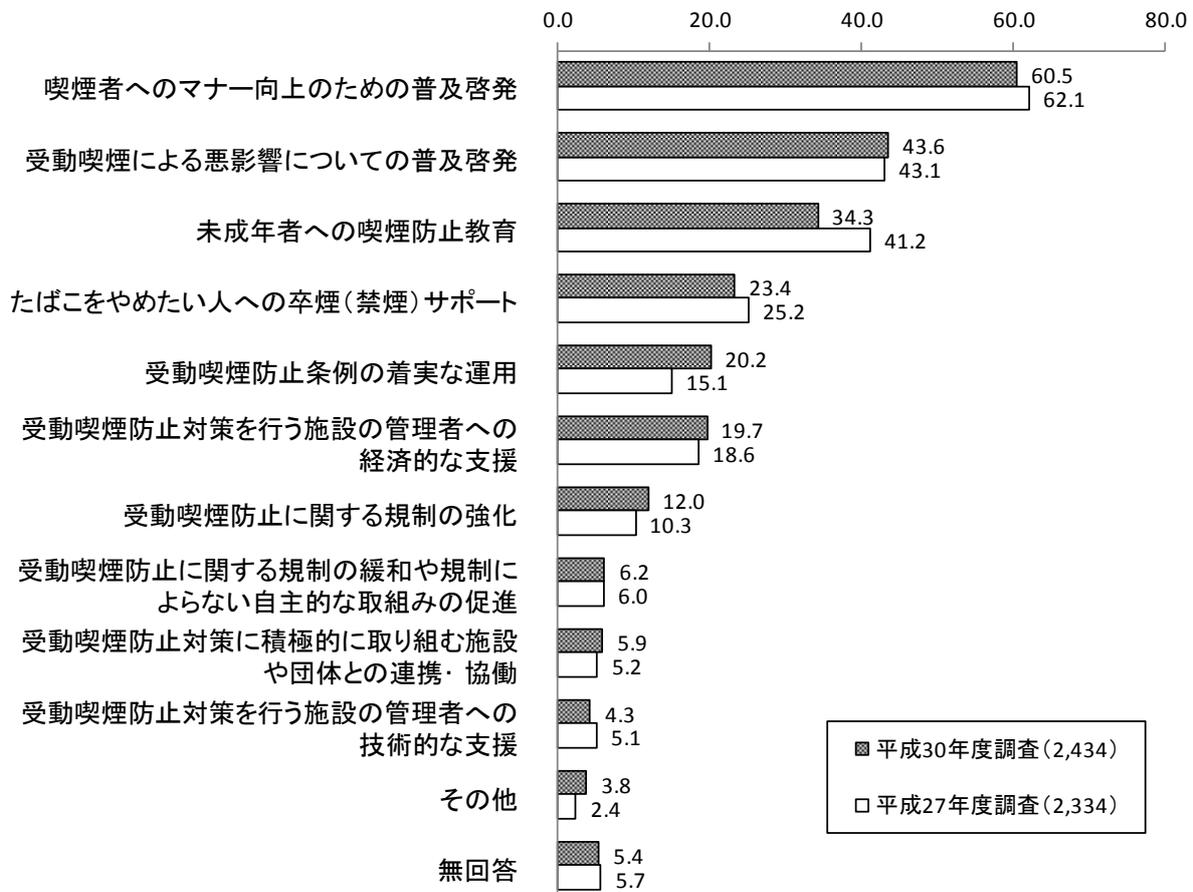
問 13 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで)

受動喫煙防止対策について、県に期待することについて尋ねたところ、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」が60.5%で最も高く、次いで「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」が43.6%、「未成年者への喫煙防止教育」が34.3%となっている。

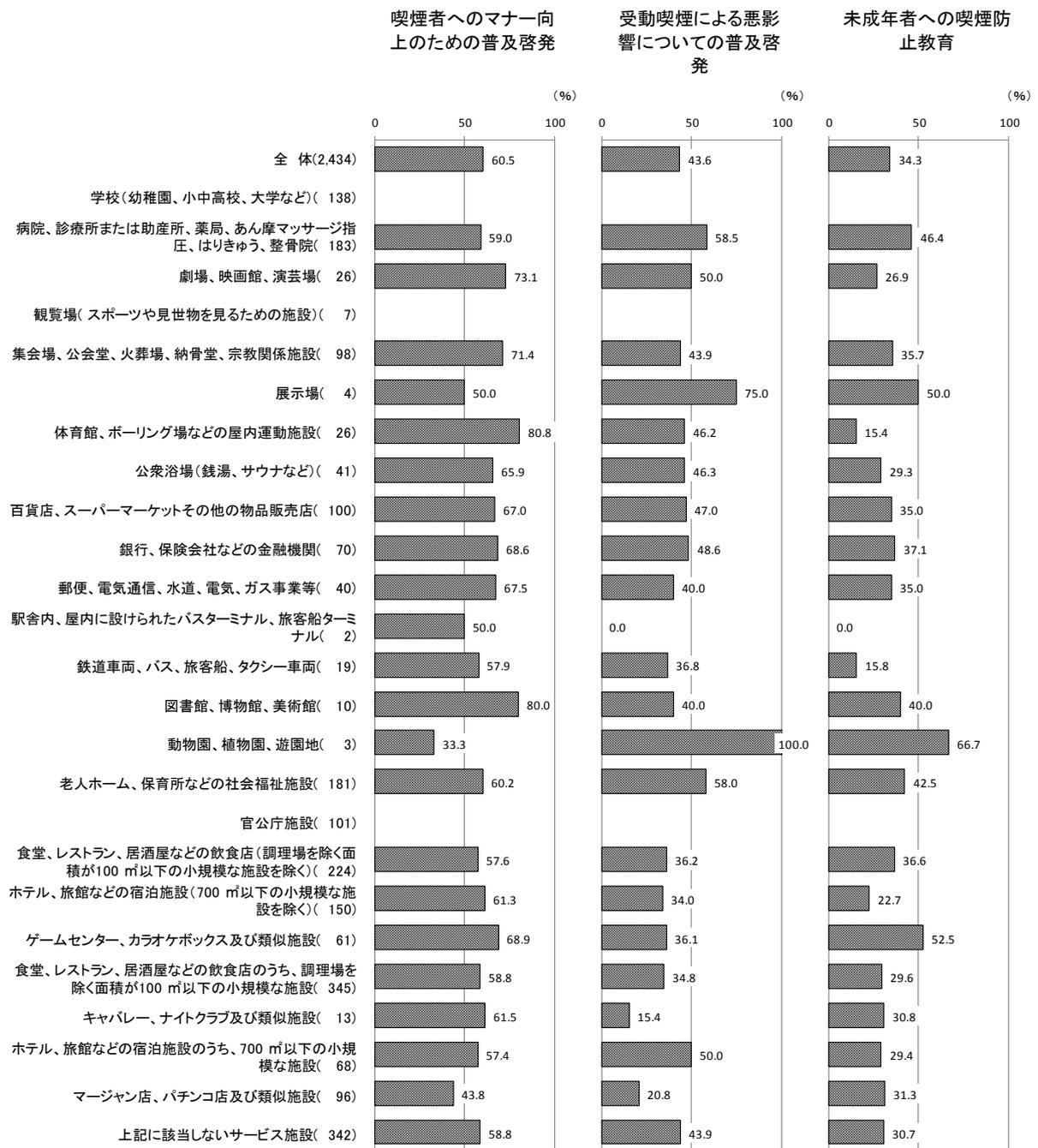
前回調査と比較すると、大きな差はみられないが、「未成年者への喫煙防止教育」においては、6.9ポイント減少している。(図表3-13-1)

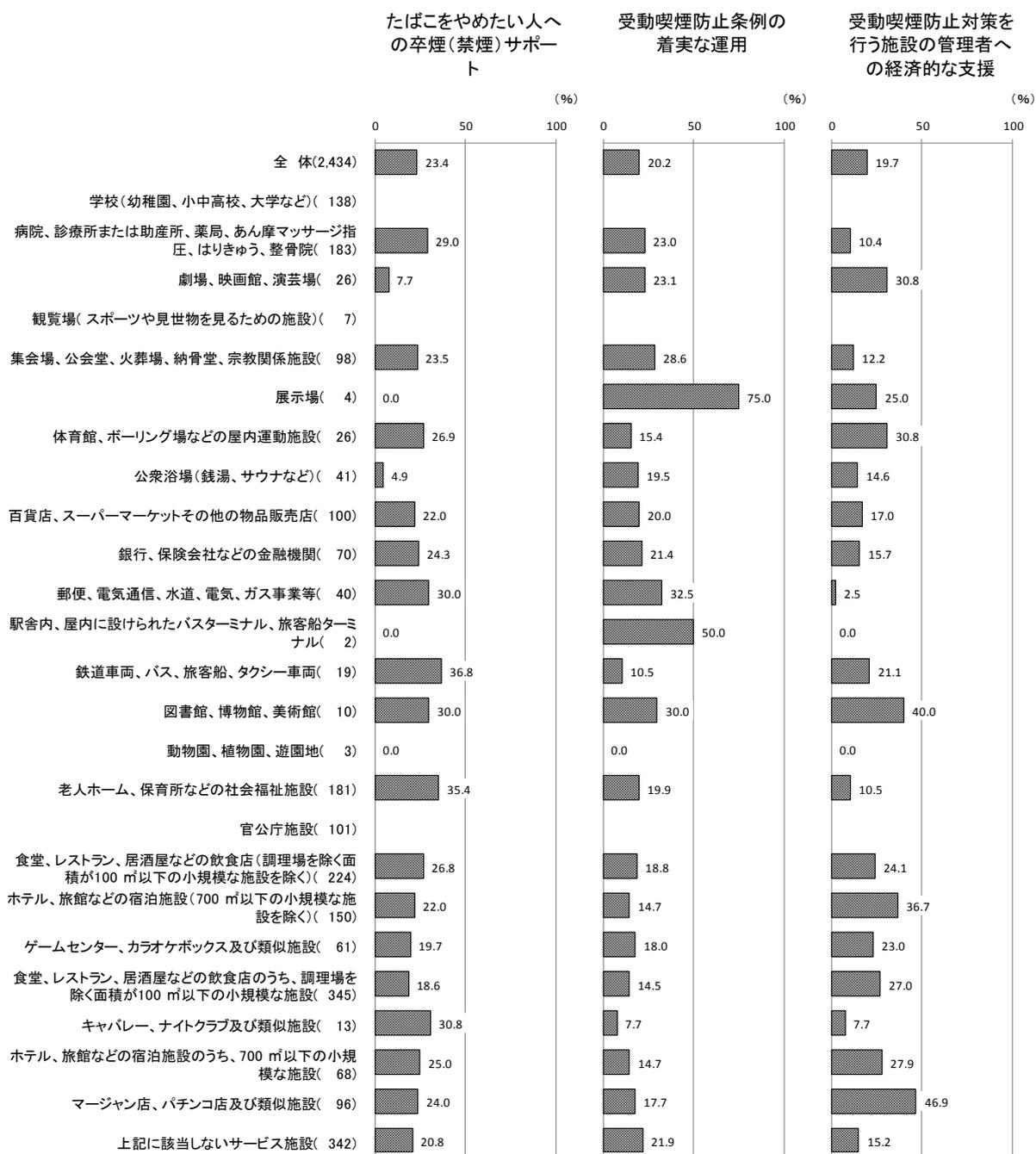
業種別にみると、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」では、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”が71.4%、「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」では、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が58.5%、「未成年者への喫煙防止教育」では、“ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設”が52.5%で、それぞれ比較的高くなっている。「たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”が35.4%で比較的高く、高齢者にも卒煙意向者が多いのではないかと思われる。(図表3-13-2)

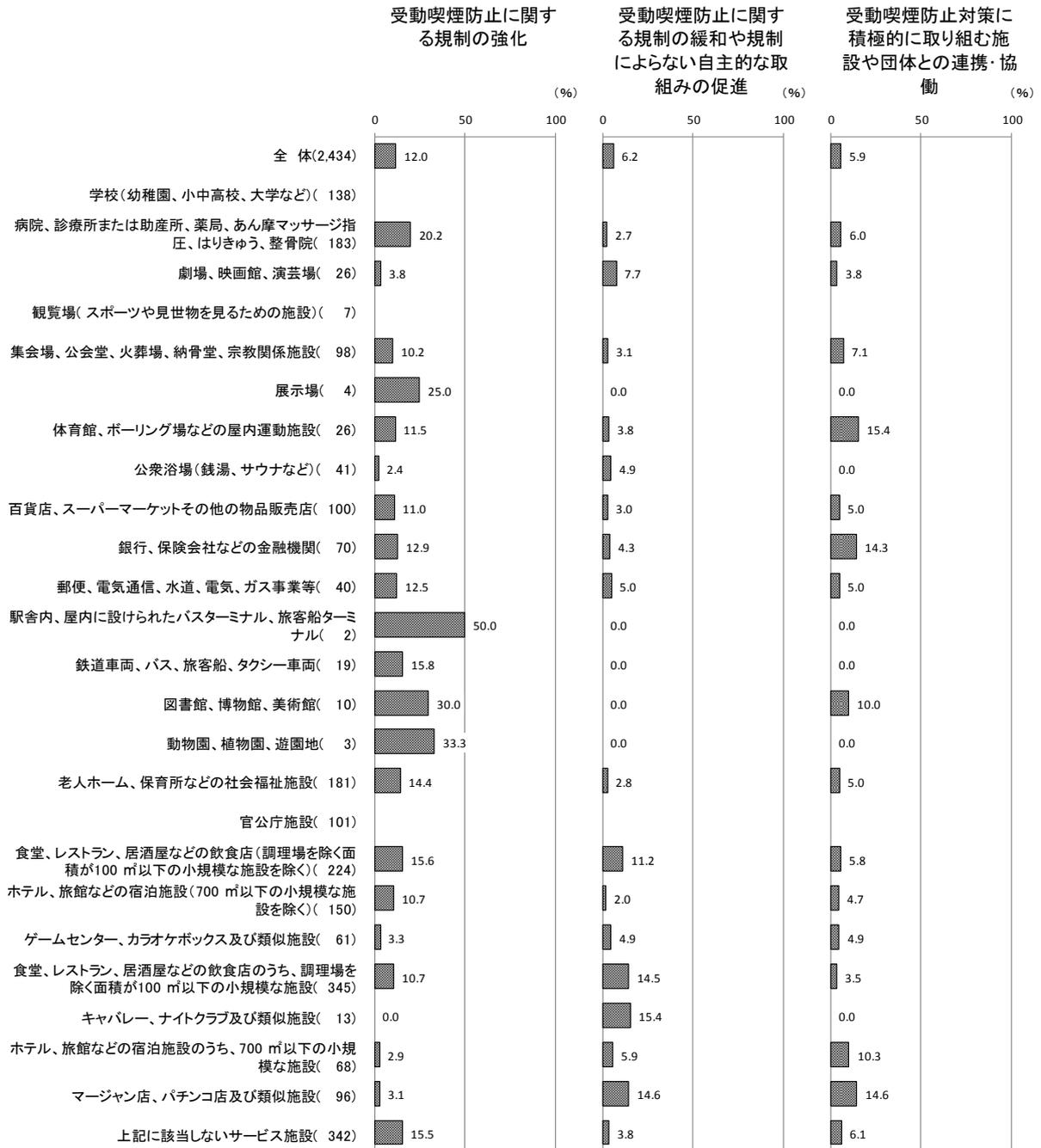
図表3-13-1 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること



図表 3-13-2 今後の受動喫煙防止対策について、県に期待すること—業種別

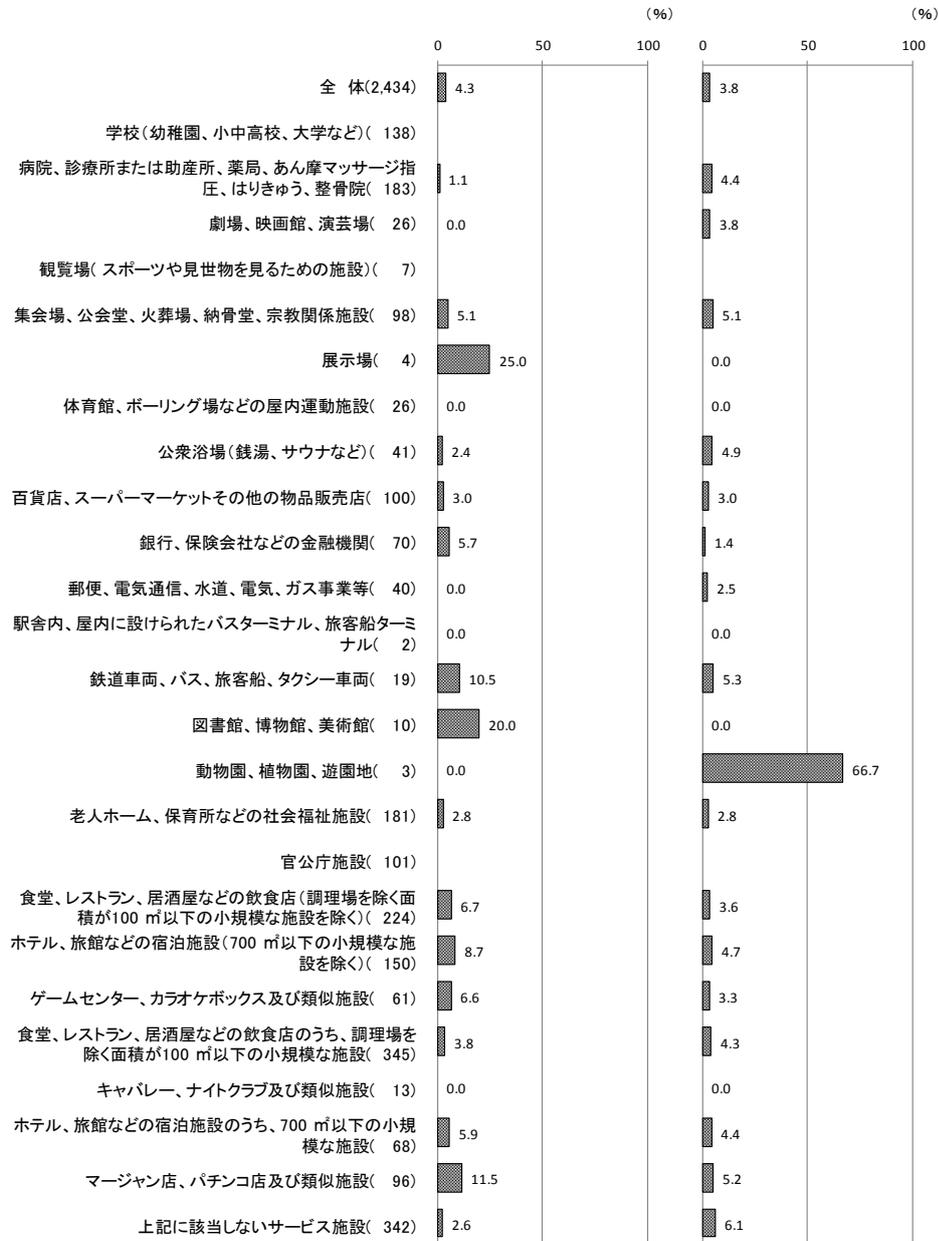






受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援

その他



(14) 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか

問 13 で「8 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ施設管理者のみお答えください。

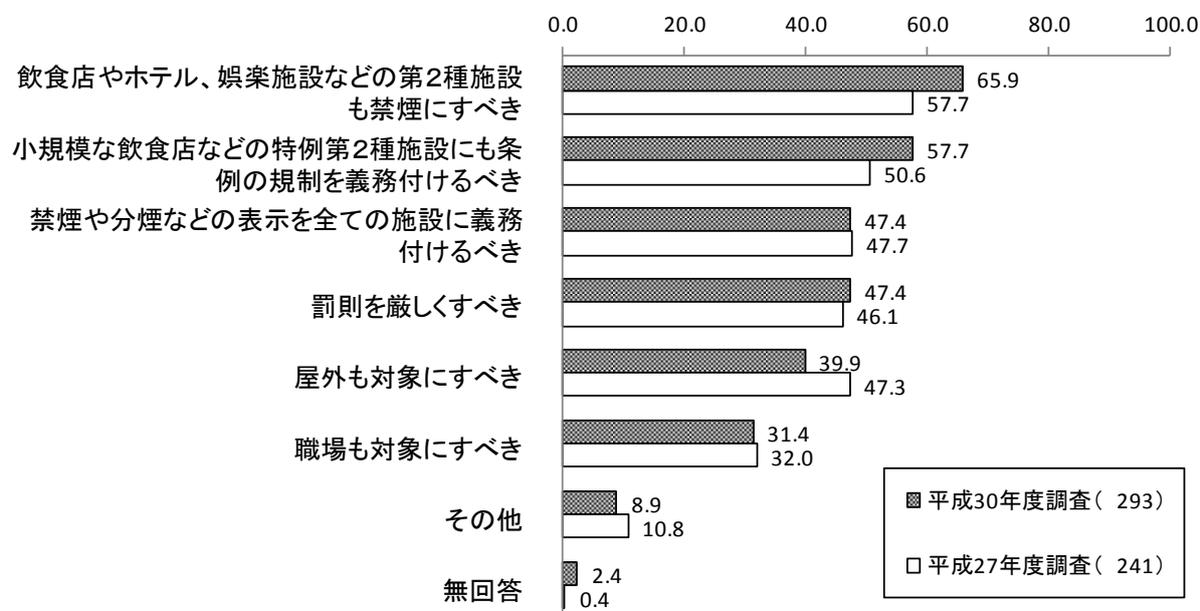
問 14 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか尋ねたところ、「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」が65.9%で最も高く、次いで「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも条例の規制を義務付けるべき」が57.7%となっている。

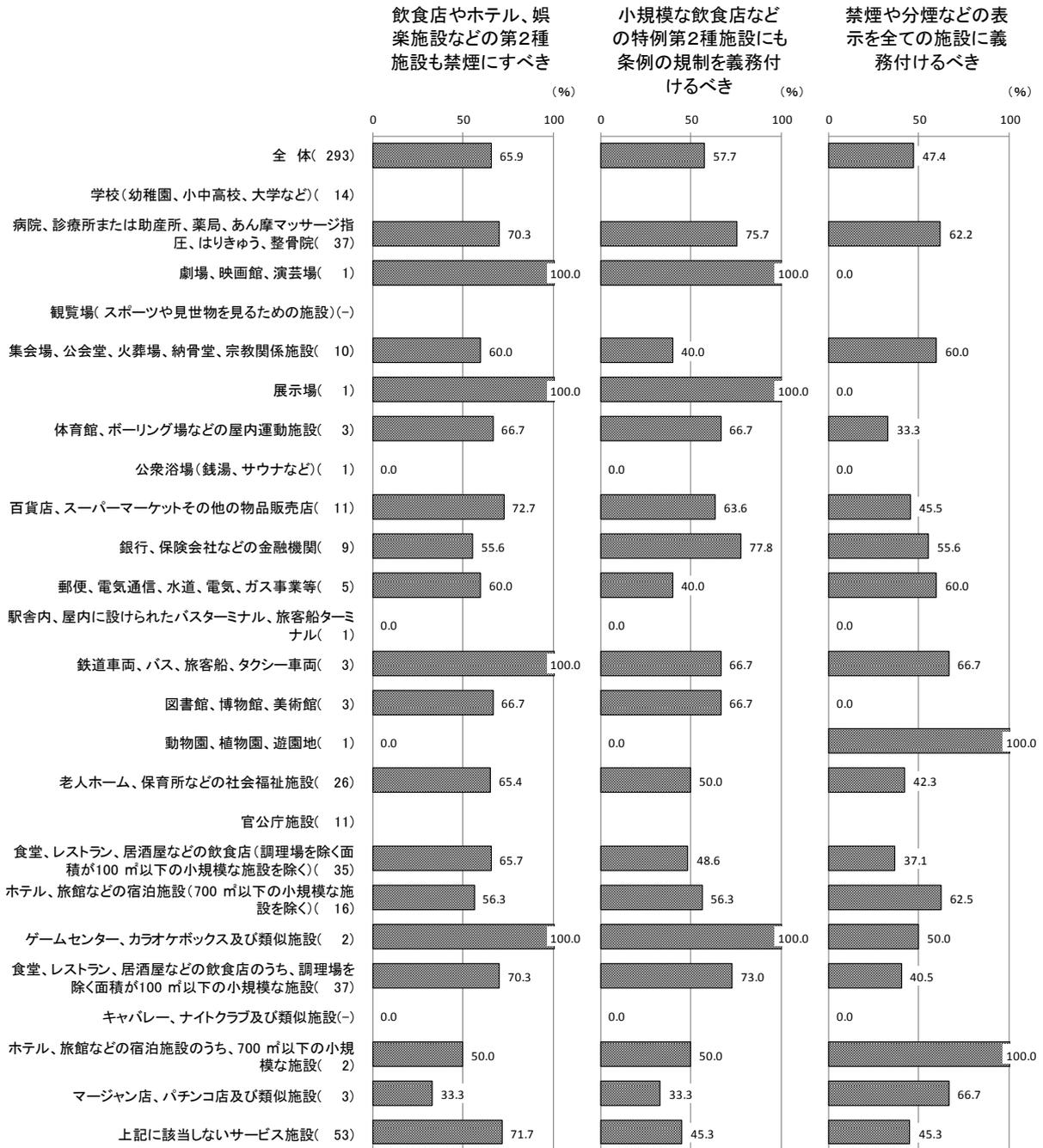
前回調査と比較すると、「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」は8.2ポイント、「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも条例の規制を義務付けるべき」は7.1ポイント、それぞれ増加している。一方、「屋外も対象にすべき」では、7.4ポイント減少している。(図表3-14-1)

業種別にみると、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”が「飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき」「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも条例の規制を義務付けるべき」「禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき」「罰則を厳しくすべき」のいずれでも比較的高くなっている。また、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”(小規模を除く・小規模共に)は「禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき」と「罰則を厳しくすべき」と「職場も対象にすべき」と「屋外も対象にすべき」のすべてで全体より低く、外食産業はあまり規制強化には賛同ではないように思われる。(図表3-14-2)

図表3-14-1 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか



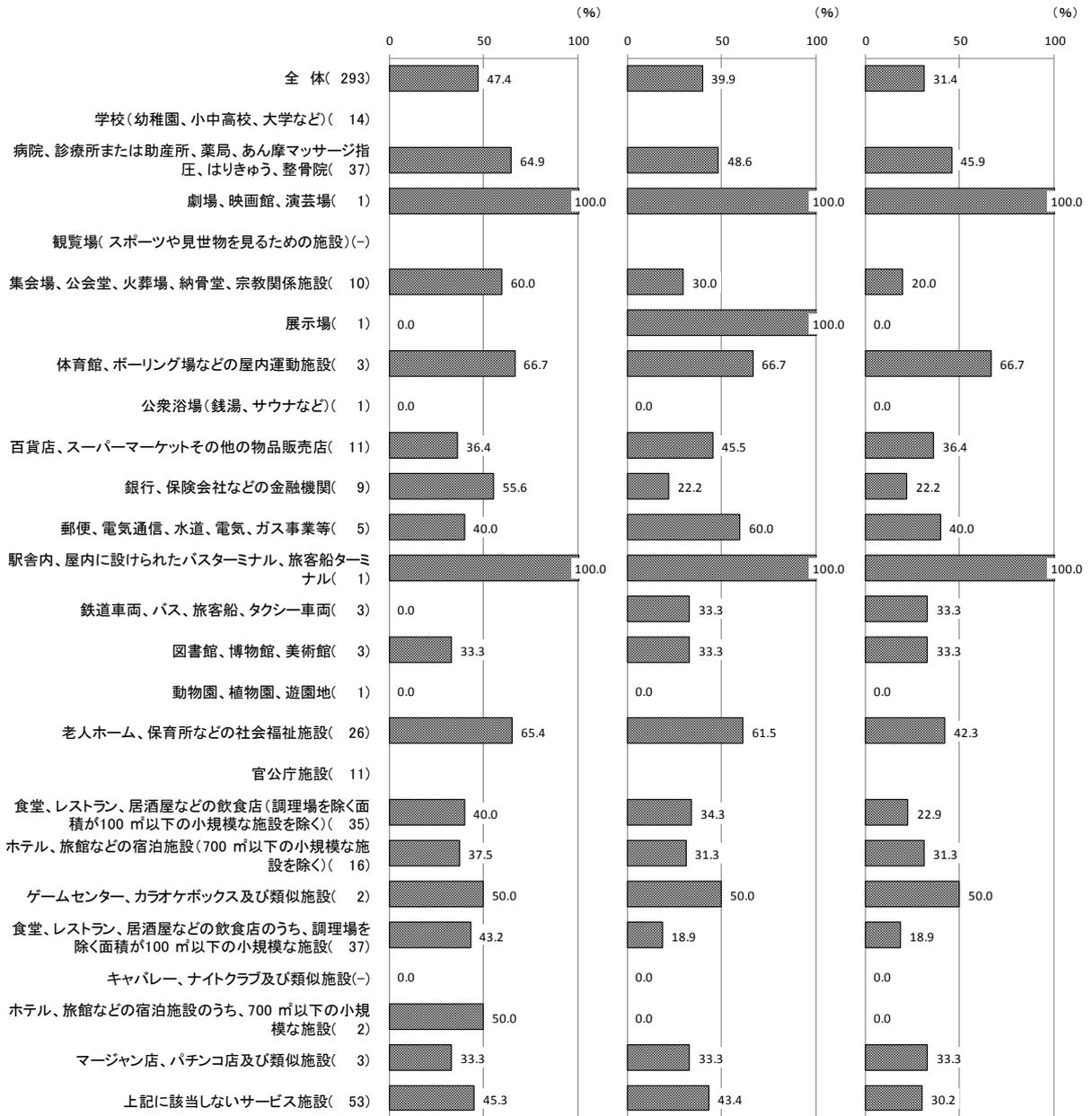
図表3-14-2 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきか—業種別



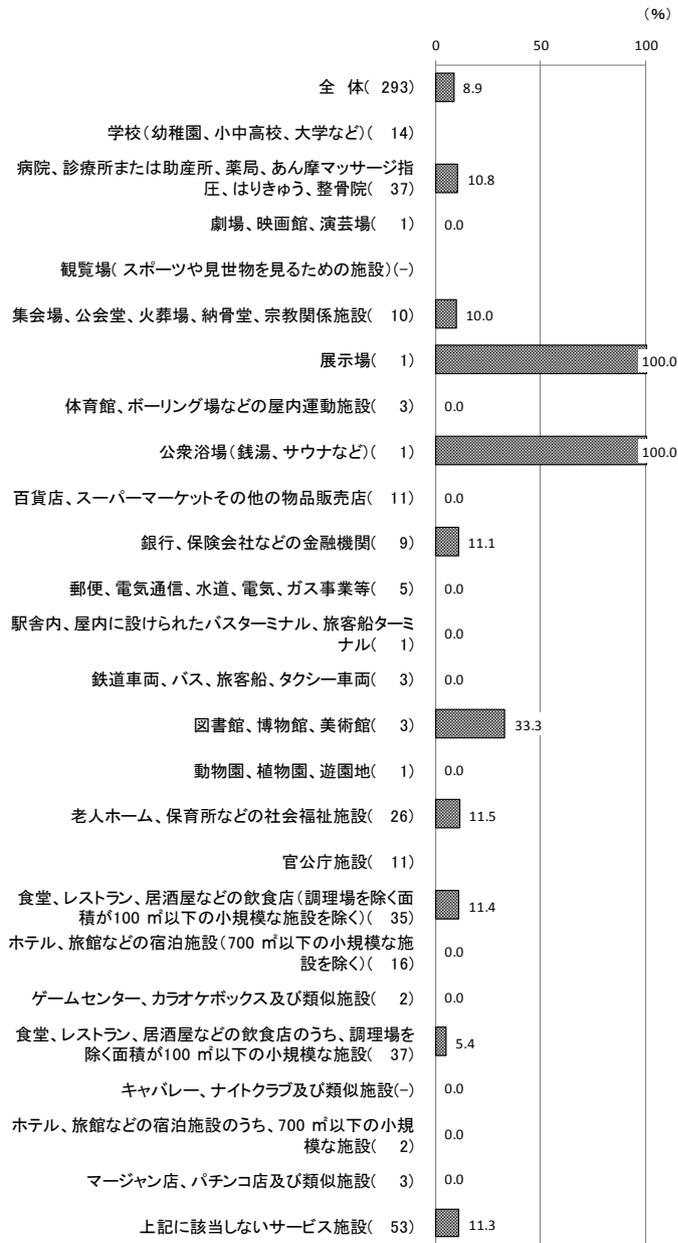
罰則を厳しくすべき

屋外も対象にすべき

職場も対象にすべき



その他



(15) 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか

問 13 で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ施設管理者のみお答えください。

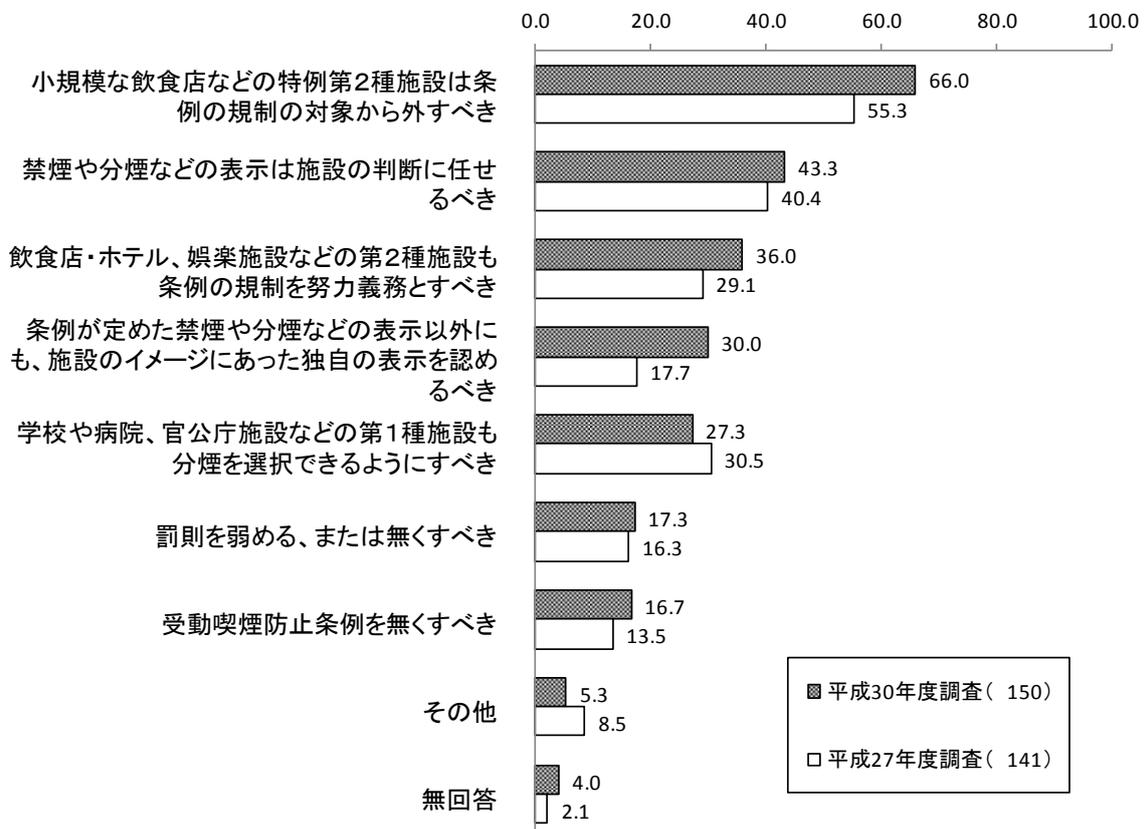
問 15 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか尋ねたところ、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の対象から外すべき」が66.0%で最も高く、次いで「禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき」が43.3%となっている。

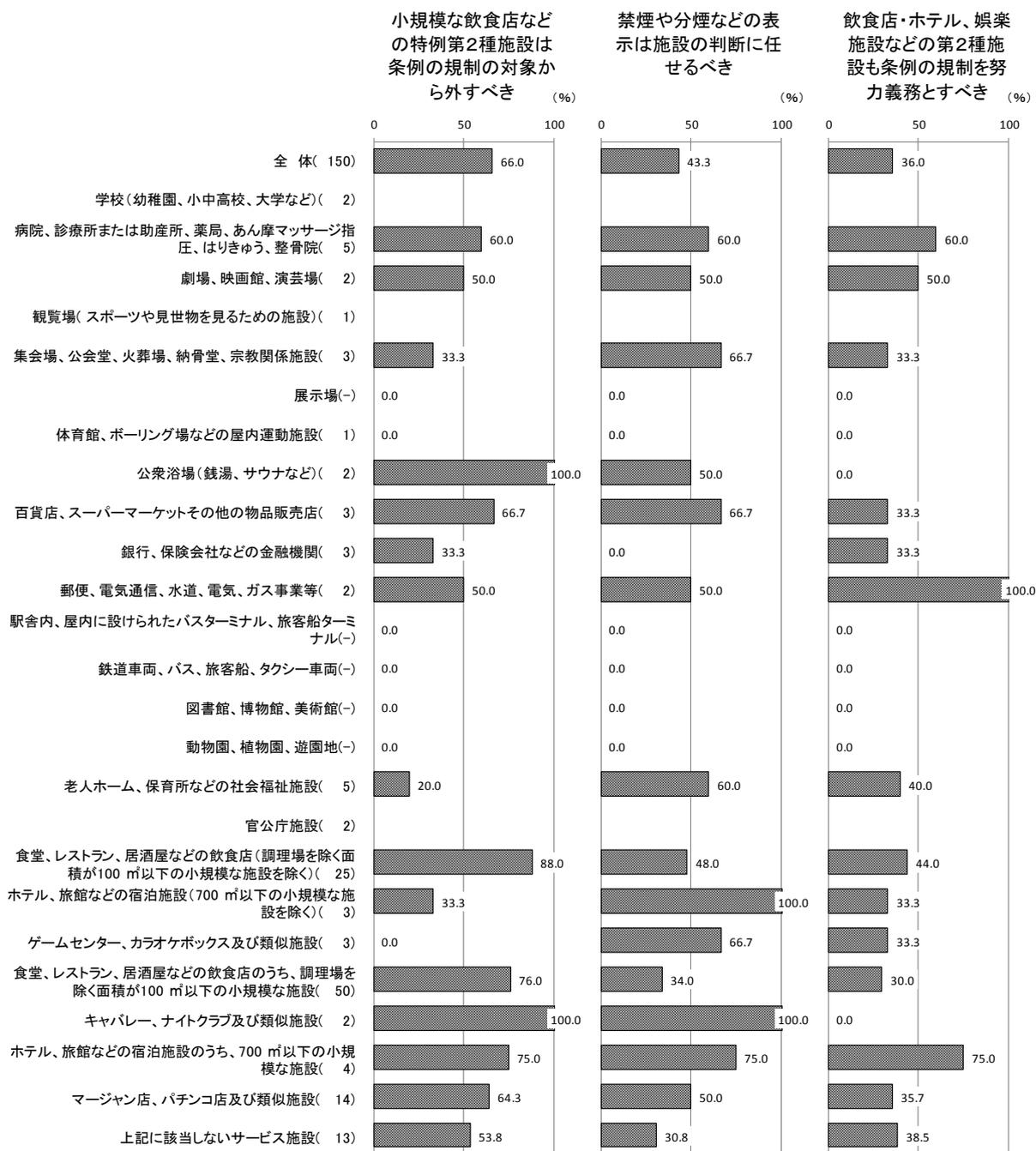
前回調査と比較すると、どの規制も前回より増加しているが、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の対象から外すべき」は10.7ポイント増加している。一方、「学校や病院、官公庁施設などの、第1種施設も分煙を選択できるようにすべき」では3.2ポイント減少している。(図表3-15-1)

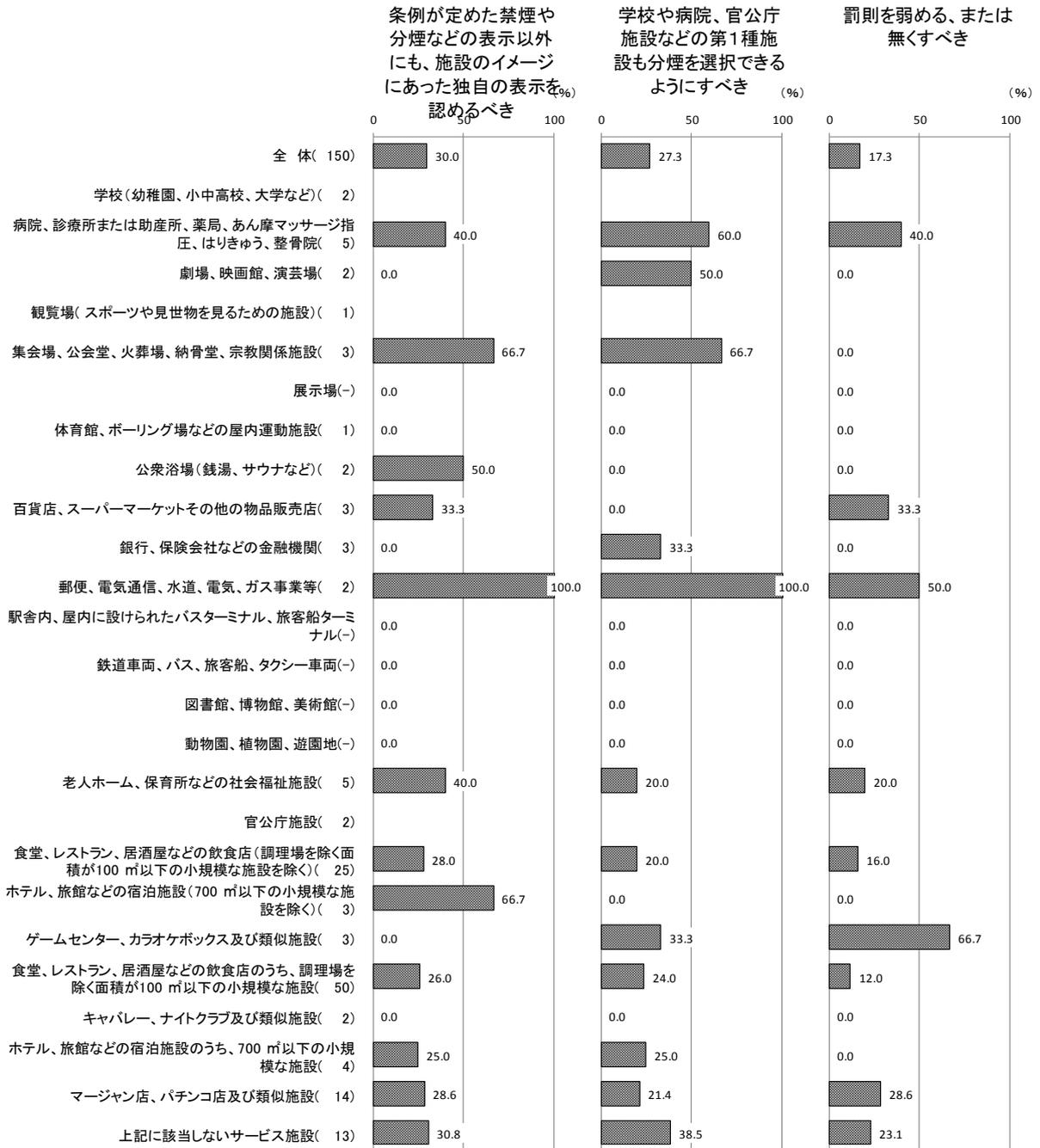
業種別にみると、「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の対象から外すべき」では2つの“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設を除く)”が88.0%、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設)”が76.0%でそれぞれ、「禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき」では“マージャン店、パチンコ店及び類似施設”が50.0%で比較的高くなった。(参考：含少数回答)「小規模な飲食店などの特例第2種施設は条例の規制の対象から外すべき」と「禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき」は小規模が多いと思われる施設で比較的高く、規制の緩和を求める声があるようだ。(図表3-15-2)

図表3-15-1 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか



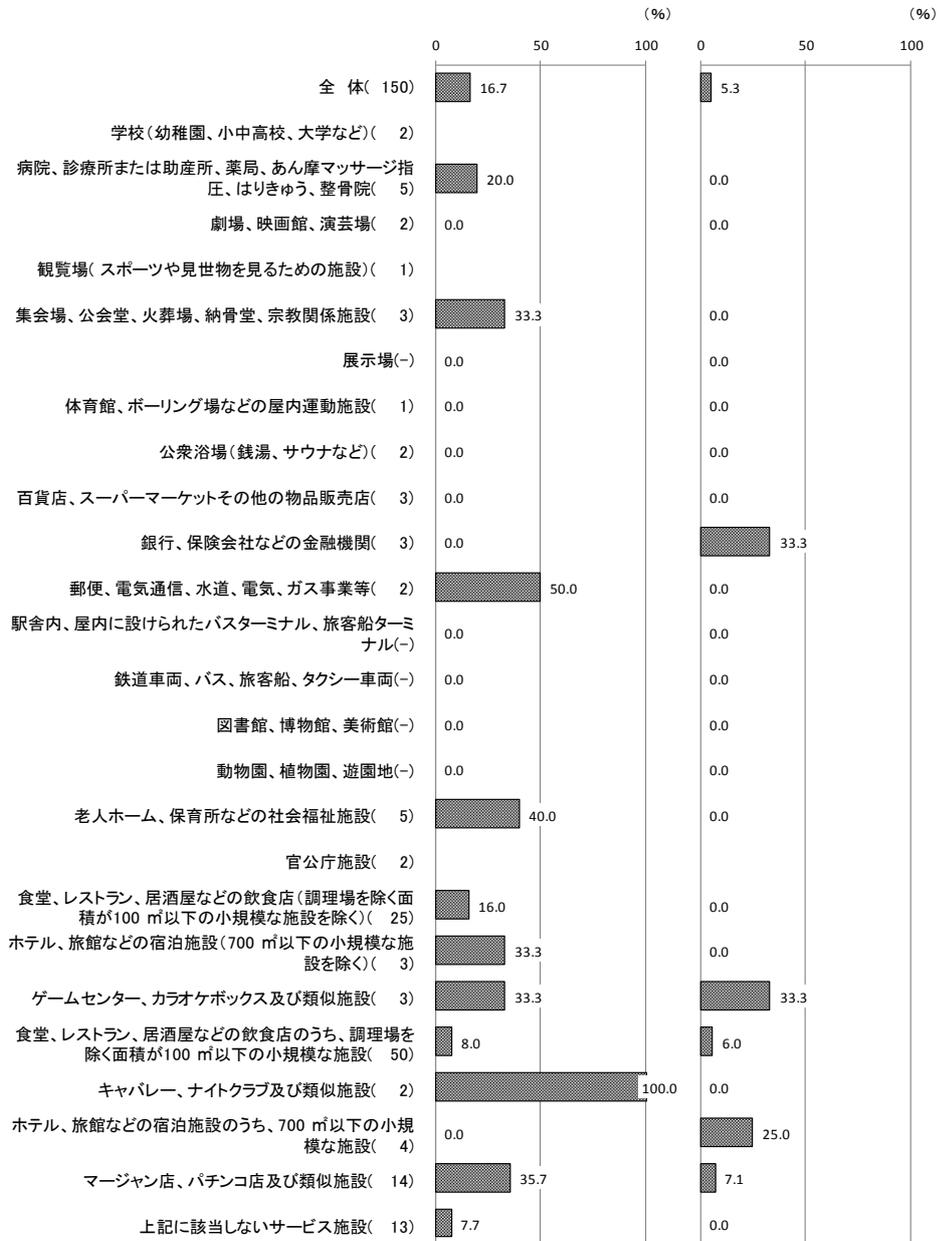
図表3-15-2 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきか—業種別





受動喫煙防止条例を
無くすべき

その他



(16) 自由意見

☆受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

質問の最後に受動喫煙防止対策について、意見や提案を自由記入してもらったところ回答のあった2434施設のうち、15.9%に相当する386施設から意見が寄せられた。

以下に分類分けした上で代表的な意見を抜粋した。

【受動喫煙防止対策について】92件

- ・客室内禁煙にすると、お客様は外やトイレ等で喫煙し、かえってフィルターがあちらこちらに捨ててあり、管理ができない。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))
- ・官公庁以外は法律で決めるべきではない。特に小規模店には。実施するかしないかは経営者の判断に任すべき。(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)
- ・電子たばこ利用者が激増している。電子たばこの健康や受動喫煙に対する影響を早急に取りまとめて公表すべき。受動喫煙の害が無ければ対象から除外したい。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))
- ・小規模飲食店なのですが条例で義務付けられていないので禁煙にするのはお客様に言いづらい、仕方ないなと思っております。しかし、分煙にするのもお席の関係上とても難しく困っているところです。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))
- ・利用客の半数以上の方が喫煙しており、売上げ減少になる。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))
- ・受動喫煙防止対策で、不公平感が出ないように指導をするべき。対策店舗には県のステッカー一等を公布すべき。(上記に該当しないサービス施設)
- ・たばこを吸う人は吸う人の権利だと言うが他人に迷惑掛けていい権利はない。例えば、すし屋のカウンターでとなりの客が「私この香り好きなの」と香水をふりかけたらケンカになる。たばこも同じ(上記に該当しないサービス施設)
- ・法律により規制(罰則強化)できなければ無理。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)
- ・分煙は受動喫煙対策としては有効ではないので、「対策」としては意味がない。「分煙」の喫茶店でも、とても煙が多い。「禁煙」にするべき。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・分煙してればOKとかではなく、分煙している喫煙室の強化が必要かと思います。煙が充満

していてドアが開いたら外に…って施設が多い。吸う側の方は、ルールを守っていても、施設、設備がしっかりしていないと、結局同じことになる。(受動喫煙)(ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設)

・当店では、2年ぐらい前から禁煙にしました。そのせいか、子供連れの家族が来店するようになったように思います。禁煙によりお客が減ったとは、あまり感じない。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・一方では販売を許可しておきながら、条例で規制をかける事に違和感。第1種施設は禁煙にすべきと思うが、それ以外の店については店ごとに禁煙・喫煙を選択でき、店頭表示でよいと思う。自分もたばこは吸わないが、吸わない人間が望んでいる事は行政の思惑と異なる。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・受動喫煙防止などしたら今我々のような小さな飲食店は客が来なくなります。それでも不景気でやっと商売をしていて毎月の家賃を支払うのに四苦八苦しているのに分煙とか禁煙などできません。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・緩やかに規制を強化し、最終的には禁煙が広がるように取り組んでいただきたいと思います。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・介護業界はまだまだ喫煙する職員が多く、内外禁煙にしてしまうと退職を考える人も出てくると思われます。人員不足の施設も多いと思いますので、大きな課題だと思います。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)

【たばこの健康影響や受動喫煙防止条例普及啓発について】60件

・健康を害する事実を幼児期から教育して、きちんと自分で健康に良い生活ができるようにたばこのみならず、アルコールやその他の食生活についても教育が重要だと思います。(上記に該当しないサービス施設)

・他府県の人が利用する時、神奈川県条例を知らない事が多いと思うので、全国的にもっとアピールしてください。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))

・日常的に受動喫煙に晒されている非喫煙者は当然、ニコチンの依存症になると考えられるが、その後の離脱症状状態における精神的ストレスについての研究や議論がほとんどないので研究、啓発を望む。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・小規模店も、規制しておかないと、従業員が心配です。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・禁煙シールを増やして下さい。スピーカーでの呼びかけ。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・喫煙がやがて、高齢とともに酸素を補給しないと、生きられない肺気腫の原因となることもPRしていただきたい。どんなに不自由で苦しく、辛いものかを、体験談も含めて、周知していただきたい。(上記に該当しないサービス施設)

・アイコス等の加熱式たばこは、紙巻きたばここと比べて受動喫煙の影響はあるのかないのかをしっかりと調査をして、加熱式たばこはOKにするのか全面的にNGにするのか、現場の声を聞いて決めてもらいたいです。(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)

・県条例であるがため、他県からの宿泊者からの不満の声がある。予約時禁煙表示はしているものの、条例のあることさえ知らない人がまだまだ多い。しかし、喫煙所を設け、他禁煙とした事で部屋がクリーンとなったことには満足している。電子たばこならOKと考えている人も多く、一緒のものだという表示も強化して欲しい。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

・医学的なエビデンスを世に正確に伝える。体によくないということと、臭いが嫌いということを別けて考えるべき。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

・条例違反の過料を徹底して徴収して公表してください。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

・店内禁煙にしているのですが、アイコスや水蒸気の煙が出るたばこならいいだろう、と言い張り喫煙する方がいます。個人的にはたばこに関連するものは全てこの条例に適應させてほしいです。社会通念上、吸いたくない方は全部が「たばこ」なので。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・健康に害がある受動喫煙の取組みを先進的に実施してきた神奈川県役割は終わったと考えています。国の規制の補完としての条例を作り替え(県として独特のものを必要とするのみ)でも良いかと思えます。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

【喫煙者の卒煙(禁煙)について】4件

・電子たばこを吸う人が多くなった→本当はできれば止めたいと思っている。何故なら、素の?たばこの方が絶対うまいから。電子たばこを吸っている人を見てもカッコイイと思わないし、そんなにまでしてと思ってしまう。そのへんの自覚を気付かせてみては。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・職場(店内)は、従業員が喫煙しないこともあり、禁煙表示をしています。ただ、一歩外に出ると、隣接するストアー、飲食店の外で喫煙をされる方々の煙が流れてきてしまい、どちらかというと、たばこが苦手ですので、辛いです。歩きたばこの方の吸い殻も毎日、投げ捨てられている物を掃除しなくてはなりません。外での喫煙は止め、個室でお願いし、ポイ捨て、歩きたばこのマナーの良くないことも、呼びかけて欲しい。たばこ税を上げる。依存されている方へのサポートも進めたばこを最終的に無くして欲しい。(百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店)

【未成年者等の喫煙防止対策について】 1 件

・幼児・児童・生徒など未成年者が興味関心を持って見たり読んで理解できるような映像（アニメや実写など）や冊子の普及をお願いいたします。（学校）

【喫煙者のマナーや喫煙者への配慮について】 45 件

・屋内、屋外とも、喫煙場所を決めるべきだと思う。（それ以外での場所の喫煙は厳禁）日本では屋外での喫煙マナーが悪いと思う。（官公庁施設）

・公共の喫煙スペースを増やして欲しい。（ポイ捨てが多いから。歩きたばこが多いから）条例ではなく、やるなら法で定めて欲しい。（食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店）

・今、スマートフォンや 아이폰等の通信機器でイヤフォンをしながらたばこを吸う方をよく目にします。自分が危険な物を持っているという自覚がない方が多いと思います。自覚がない方にもっとアピールできる場を多く作っていただきたい。（食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（小規模な施設））

・世の流れとして受動喫煙防止に関わる動きが進んでいるが、たばこに税金をかけている以上、公共施設は喫煙所を設けるべき。（学校は除く）（上記に該当しないサービス施設）

・たばこの販売が合法である限り喫煙者は存在し続けるので、“全ての施設で全面禁煙”は現実的ではない。受動喫煙防止の効果が確実に出る形式での喫煙所設置を推進するのが、吸う人、吸わない人の権利を守る上でも良いと思う。（集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設）

・たばこの販売が合法である限り喫煙者は存在しつづけるので、“全ての施設で全面禁煙”は現実的ではない。受動喫煙防止の効果が確実に出る形式での喫煙所設置を推進するのが、吸う人、吸わない人の権利を守る上でも良いと思う。（集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設）

・たばこを吸う自由もあり、吸わない自由もある。なのに、いつもどちらかに寄った内容になるのは良くない。バランスが大事だと思うので、今回はもっと喫煙場所を作る事が必要。各企業等ではなく、国や市がお金を出さないと駄目。（マージャン店、パチンコ店及び類似施設）

・学校敷地内の禁煙はかなり周知されて来たと思いますが、反面道路で喫煙している人を時々見かけマナーは悪くなった気がします。（官公庁施設）

・たばこが売られている以上、喫煙者はいなくならない。ゴミ箱がないからゴミがポイ捨てされるように、喫煙所が減り過ぎて、民家の軒下や、隠れた場所で吸う人が増える。なんでも行き過ぎは賛同できない。（上記に該当しないサービス施設）

・路上喫煙の問題を施設に苦情されても迷惑である。喫煙者のマナー向上と、喫煙できると

ころの確保が課題。(学校)

・外国人客が多い横浜は、もっと積極的に受動喫煙防止に取り組むべき。喫煙者のマナーが悪すぎる。小さい子連れが安心して街を歩けるようにするべきである。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・喫煙をする立場なのでしっかりとした喫煙所があれば受動喫煙が減らせると思うので、設置をお願いします。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・喫煙者のマナー向上を目指すべき。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

【たばこ税やたばこの販売等について】 65 件

・たばこを販売禁止すれば禁煙もなくなるため、販売禁止を望みます。麻薬と同じ扱いに。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))

・たばこの価格を1箱1000円以上にすれば6~7割方禁煙すると思うので(特に若い人たちは禁煙せざるを得なくなる)早急に実施して欲しい。現在の喫煙人口が半分以下になれば、受動喫煙対策等は必要なくなり、屋内、屋外の全面禁煙が実施出来る。(上記に該当しないサービス施設)

・たばこが合法的に売られているのに吸う場所だけを制限することは矛盾がある。最終的にたばこを非合法化すべきと考えます。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・根本的に、害のあるたばこを所持も販売もできないようにする。害のないたばこのみ販売も喫煙も許可すればよい。(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)

・電子たばこについては今後、どのような対応していかれるのか?検討していただきたいです。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・何で体に悪いたばこを売のですか?国で禁止すればよいのでは?(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・たばこ自体廃止、なくす方向に行動していくこと。超高額で販売、税金に頼り過ぎ。健康に良いことは何もない。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

・たばこの税金を上げて、出産育児などの少子化対策に回す。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)

・喫煙に対して、これだけ世論が高まっているのに何故たばこを生産し販売するのか。政治的権限に依って廃止令を施行する事は政策上国民に対する好条例であろう。アメリカの或一部の州では麻薬として廃止している州もある、一考を要する。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

・喫煙所から、はみでるたばこの煙を浴びると、これが体に毒と実感する。税金取ってまで売って、喫煙者・非喫煙者の健康を害しているのであれば、税金でちゃんとした喫煙所を設置して、そこ以外は吸えなくするべき。煙を吸いたくない人に吸わせないように行政が努力するべきです。たばこを作るのも、売るのもやめてしまえば済むことです。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)

・麻薬などのようにたばこの生産、所持、販売等を禁止する事が根本的な解決と思います。たばこのような健康に悪い物を社会に流通させている事が問題。そうすれば受動喫煙の話もなくなります。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))

・欧米並みにたばこの値上げをして、容易に入手できない法規制が必要だと感じます。マナーを呼びかけるだけでは弱すぎる。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

・ただやみくもに規制するだけでなく喫煙者の理解が得られるよう工夫する必要がある。また喫煙防止ではなく健康に害があるならたばこの大幅な値上げ、販売中止を検討して下さい。(上記に該当しないサービス施設)

【その他屋外における喫煙などについて】68件

・店舗の面積 100 m²の意味が分らない。100 m²以下でもチェーン店など駅近くの店は利用客が多いが、駅から少し離れていたりすると 100 m²以上でも利用客は少なくない、そういった店で規制を 100 m²括りで付けられたら生活できなくなる。規制するのであれば 100 m²とかでなく利用客の人数や、売り上げで分類しないと、本当に生活できなくなる。(例) 100 m²以下と 103 m²での違いが分からない。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・県内の主要な駅付近の喫煙スペースを廃止すべき。・県条例で歩行中の喫煙を禁止して欲しい。(学校)

・各店の自由意思をもっと尊重すべき。(劇場、映画館、演芸場)

・路上での喫煙防止についても強化していただきたい。(銀行、保険会社などの金融機関)

・歩きたばこには罰則を厳しくする。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

・健康リスクを考えると国が主体となって規制の強化をしないと県だけでは難しいです。税収減になるからやらないのか？(百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店)

・路上、屋外を含め公共のスペースでは、喫煙を規制して欲しい。屋外の喫煙所から漏れる煙についても対策して欲しい。(図書館、博物館、美術館)

・まだ歩きたばこや吸い殻のポイ捨てを見かけます。車の窓から灰を捨てる人も見かけます。

そういうことが無くなりますように。(学校)

- ・コンビニの入口に設置されている灰皿に、常時数人が喫煙されています。前を通るだけで臭いがするので小走りを通り過ぎるようにしています。改善を願っています。(上記に該当しないサービス施設)

- ・分煙も大事だが、歩きたばこやポイ捨ての罰則を強化して欲しい。店で吸えないから？歩きたばこの方をよく見かけます(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

- ・駅などの周辺には喫煙所を鉄道会社等が作るべきだ。当店は、駅周辺だが、駅周辺に喫煙所がないので、店の前の歩道は喫煙者がいつも留まって、喫煙し、吸い殻をばら撒いているので、非喫煙者が嫌がって通らない。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

- ・路上喫煙を厳しく取り締まること。ポイ捨てをもっと厳しく取り締まる。私はたばこの煙が嫌いなので信号待ちで近くでたばこを吸われると呼吸を止めているが信号が変わるのが長いと苦しくなる。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)

- ・現実的に喫煙場所を増やさないと、ポイ捨て、路上喫煙はなくなる。止めさせる、より、共存できる環境作りを。(学校)

- ・歩きながらの喫煙、人々が行き交う道、歩道での立ち止まっての喫煙もやめてほしい。たばこのポイ捨ても、罰金にしてほしい。(モラルのない人も多いです。)(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

【特になし/他】 81 件

- ・神奈川県はよくやっているといます。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

- ・受動喫煙のみならず、バイクの目に余る排気ガスの排出(バイクが通り過ぎたあとの排気ガスの臭い)の規制を強化すべきである。同じ健康上の理由を考えると片手落ちにならないように。(上記に該当しないサービス施設)

- ・多数の者が利用する(すべて)喫煙であること(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))

- ・例：車からたばこを捨てる人を警察に伝えても現行犯でないと、という(写真があっても)規則が空回りしている。(上記に該当しないサービス施設)

- ・条例の改正等があった場合は、早めに、分かりやすい内容で周知してください。(官公庁施設)

- ・寺院です。人の出入りがあるのは法事の時ですが、ところ構わず喫煙するような人はいませんので、特に何もしていません。本堂や客殿で喫煙するのは見たことがない。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・オリンピックに向けて、もっと厳しくやってもいいと思います。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設))
- ・女子の喫煙は絶対だめ。胎児に影響あり(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・喫煙率を下げて行き、いずれは喫煙ゼロの世界を目ざすべきです。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・部屋の中では守ってくれない人が多い。(ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設))
- ・何でもそうですが、ルールを作る側の者から襟を正していかないと無理なのでは？(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・喫煙者のマナー啓蒙は必要だが、喫煙が“悪”であるというイメージが強くなり過ぎてもいけない。(劇場、映画館、演芸場)
- ・「受動」など関係なく、とにかく、禁煙運動を推進してほしい(公衆浴場)
- ・愛煙家がなかなか喫煙を止められない事は分かりますが、このような条例から徐々に、禁煙の流れになることを期待しています。(鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両)